



参考資料

- 1 県議会、市町、有識者、県民の
皆さんからの意見反映
- 2 個別計画一覧
- 3 数値目標一覧
- 4 横断的な取組
- 5 みえ県民カビジョン



1 県議会、市町、有識者、県民の皆さんからの意見反映

「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の策定を進めるにあたっては、県議会から知事に申し入れをいただきました。市町からご意見やご提案をいただきました。また、有識者の方々からご意見やご提案をいただくとともに、県民の皆さんや市町、各種団体等からは、パブリックコメントの機会を通じて、ご意見やご提案をいただきました。

(1) 県議会からの申し入れ

時 期	内 容
平成 27(2015)年 11月、 平成 28(2016)年 1月	全員協議会や各行政部門別常任委員会において詳細な調査が行われ、11月10日に「『みえ県民力ビジョン・第二次行動計画』(仮称)中間案及び『次期の行財政改革取組』(素案)に基づく今後の『県政運営』等に関する申込書」により、また、1月27日に「『みえ県民力ビジョン・第二次行動計画』(仮称)最終案及び『第二次三重県行財政改革取組』(仮称)中間案に基づく今後の『県政運営』等に関する申込書」により、ご要望、ご意見をいただきました。

(2) 市町からのご意見やご提案

時 期	内 容
平成 27(2015)年 9月～10月	県内の各市町から、中間案に対するご意見等をいただきました。 * 8件

(3) 有識者の方々からのご意見やご提案

◆三重県経営戦略会議

時 期	内 容
平成 27(2015)年 6月、8月、12月	県政における政策課題に関し、専門的かつ総合的な知見を有する方々と意見交換を行うことを目的として設置した、三重県経営戦略会議において議論いただきました。

(4) 県民の皆さんからのご意見やご提案

◆パブリックコメント

時 期	内 容
平成 27(2015)年 9月～10月	中間案に対してパブリックコメントを実施し、県民の皆さんからご意見等をいただきました。 * 6件

◆各種団体等へのご意見等の照会

時 期	内 容
平成 27(2015)年 9月～10月	県内の高等教育機関、NPO法人、企業、団体などから、中間案に対してご意見等をいただきました。 * 27件

※これまでにいただいたご意見等の反映状況については、県のホームページでも公表していますので、ご参照ください。

(<http://www.pref.mie.lg.jp/VISION/index.htm>)

2 個別計画一覧

「関連する個別計画」は、法定計画や条例に基づき議決を経て策定された計画、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」に記載されている計画等を施策ごとに記載しています。

施策 (行政運営の取組)	関連する個別計画		
	計画の名称	計画期間	計画の担当部
111 災害から地域を守る人づくり	三重県地域防災計画	平成 28 年 3 月～	防災対策部
	三重県新地震・津波対策行動計画	平成 26 年 3 月～平成 30 年 3 月	防災対策部
	三重県新風水害対策行動計画	平成 27 年 3 月～平成 30 年 3 月	防災対策部
	三重県復興指針	平成 28 年 3 月～	防災対策部
	三重県教育ビジョン	平成 28 年 4 月～平成 32 年 3 月	教育委員会
	三重県の学校における今後の防災対策・防災教育の在り方について<指針>	平成 23 年 12 月～	教育委員会
112 防災・減災対策を進める体制づくり	三重県地域防災計画	平成 28 年 3 月～	防災対策部
	三重県石油コンビナート等防災計画	平成 28 年 3 月～	防災対策部
	三重県新地震・津波対策行動計画	平成 26 年 3 月～平成 30 年 3 月	防災対策部
	三重県新風水害対策行動計画	平成 27 年 3 月～平成 30 年 3 月	防災対策部
	三重県復興指針	平成 28 年 3 月～	防災対策部
	三重県消防広域化推進計画(改訂版)	平成 26 年 3 月～	防災対策部
	三重県保健医療計画(第 5 次改訂)	平成 25 年 4 月～平成 30 年 3 月	健康福祉部 医療対策局
	三重県建築物耐震改修促進計画	平成 28 年 4 月～平成 33 年 3 月	県土整備部
	三重県教育ビジョン	平成 28 年 4 月～平成 32 年 3 月	教育委員会
三重県の学校における今後の防災対策・防災教育の在り方について<指針>	平成 23 年 12 月～	教育委員会	
121 地域医療提供体制の確保	三重県保健医療計画(第 5 次改訂)	平成 25 年 4 月～平成 30 年 3 月	健康福祉部 医療対策局
	三重県周産期医療体制整備計画	平成 23 年 4 月～平成 30 年 3 月	健康福祉部 医療対策局
	三重県へき地保健医療計画	平成 23 年 4 月～平成 30 年 3 月	健康福祉部 医療対策局
	第二期三重県医療費適正化計画	平成 25 年 4 月～平成 30 年 3 月	健康福祉部 医療対策局
	県立病院改革に関する基本方針	平成 22 年 3 月～	健康福祉部 医療対策局
	三重県病院事業中期経営計画	平成 28 年度策定予定	病院事業庁

施策 (行政運営の取組)		関連する個別計画		
		計画の名称	計画期間	計画の担当部
122	介護の基盤整備 と人材の育成・ 確保	第6期三重県介護保険事業 支援計画・第7次高齢者福 祉計画 みえ高齢者元気・かがやき プラン	平成27年4月～平成30年3月	健康福祉部
123	がん対策の推進	三重の健康づくり総合計画 「ヘルシーピープルみえ・21」	平成25年4月～平成35年3月	健康福祉部 医療対策局
		三重県がん対策戦略プラン 第2次改訂	平成25年4月～平成30年3月	健康福祉部 医療対策局
		三重県保健医療計画(第5 次改訂)	平成25年4月～平成30年3月	健康福祉部 医療対策局
124	こころと身体の 健康対策の推進	三重の健康づくり総合計画 「ヘルシーピープルみえ・21」	平成25年4月～平成35年3月	健康福祉部 医療対策局
		三重県自殺対策行動計画	平成25年4月～平成30年3月	健康福祉部 医療対策局
		三重県保健医療計画(第5 次改訂)	平成25年4月～平成30年3月	健康福祉部 医療対策局
		みえ歯と口腔の健康づくり 基本計画	平成25年4月～平成30年3月	健康福祉部 医療対策局
		第二期三重県医療費適正化計画	平成25年4月～平成30年3月	健康福祉部 医療対策局
131	障がい者の自立 と共生	みえ障がい者共生社会づく りプラン	平成27年4月～平成30年3月	健康福祉部
		第6期三重県介護保険事業 支援計画・第7次高齢者福 祉計画 みえ高齢者元気・かがやき プラン	平成27年4月～平成30年3月	健康福祉部
132	支え合いの福祉 社会づくり	第3次三重県ユニバーサルデ ザインのまちづくり推進計画	平成27年4月～平成31年3月	健康福祉部
141	犯罪に強いまち づくり	犯罪から県民を守るアク ションプログラム(仮称)	平成28年度策定予定	環境生活部※
142	交通事故ゼロ、 飲酒運転0(ゼ ロ)をめざす安 全なまちづくり	第10次三重県交通安全計画	平成28年4月～平成33年3月	環境生活部
		第2次三重県飲酒運転0 (ゼロ)をめざす基本計画	平成28年4月～平成33年3月	環境生活部
		犯罪から県民を守るアク ションプログラム(仮称)	平成28年度策定予定	環境生活部※
143	消費生活の安全 の確保	三重県消費者施策基本指針	平成27年4月～平成32年3月	環境生活部
		三重県消費者教育推進計画	平成27年4月～平成32年3月	環境生活部
144	薬物乱用防止と動 物愛護の推進等	第2次三重県動物愛護管理 推進計画	平成26年4月～平成31年3月	健康福祉部
145	食の安全・安心 の確保	三重県食の安全・安心確保 基本方針	平成15年1月～	農林水産部
		三重県食を担う農業及び農村 の活性化に関する基本計画	平成28年4月～平成38年3月	農林水産部
		みえの安全・安心農業生産 推進方針	平成21年3月～平成31年3月	農林水産部

※警察本部と連携して「犯罪から県民を守るアクションプログラム(仮称)」を策定します。

施策 (行政運営の取組)		関連する個別計画		
		計画の名称	計画期間	計画の担当部
146	感染症の予防と拡大防止対策の推進	三重県新型インフルエンザ等対策行動計画	平成 25 年 11 月～	健康福祉部
147	獣害対策の推進	三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画	平成 28 年 4 月～平成 38 年 3 月	農林水産部
		第 11 次鳥獣保護管理事業計画	平成 24 年 4 月～平成 29 年 3 月	農林水産部
151	地球温暖化対策の推進	三重県環境基本計画	平成 24 年 4 月～平成 34 年 3 月	環境生活部
		三重県地球温暖化対策実行計画	平成 24 年 4 月～平成 33 年 3 月	環境生活部
152	廃棄物総合対策の推進	三重県環境基本計画	平成 24 年 4 月～平成 34 年 3 月	環境生活部
		三重県廃棄物処理計画	平成 28 年 4 月～平成 33 年 3 月	環境生活部廃棄物対策局
		三重県災害廃棄物処理計画	平成 27 年 4 月～	環境生活部廃棄物対策局
		ごみゼロ社会実現プラン	平成 17 年 4 月～平成 38 年 3 月	環境生活部廃棄物対策局
		三重県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画	平成 19 年 4 月～平成 39 年 3 月	環境生活部廃棄物対策局
153	豊かな自然環境の保全と活用	三重県自然環境保全基本方針	平成 16 年 3 月～	農林水産部
		みえ生物多様性推進プラン	平成 28 年 4 月～平成 32 年 3 月	農林水産部
		三重県環境基本計画	平成 24 年 4 月～平成 34 年 3 月	環境生活部
154	大気・水環境の保全	三重県環境基本計画	平成 24 年 4 月～平成 34 年 3 月	環境生活部
		三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画	平成 25 年 3 月～平成 33 年 3 月	環境生活部
		化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量にかかる総量削減計画(第 8 次)	平成 29 年度策定予定	環境生活部
		三重県生活排水処理施設整備計画(生活排水処理アクションプログラム)	平成 28 年度策定予定	環境生活部
		伊勢湾再生行動計画	平成 19 年 3 月～平成 30 年 3 月	環境生活部
		三重県海岸漂着物対策推進計画	平成 24 年 3 月～	環境生活部
211	人権が尊重される社会づくり	三重県人権施策基本方針(第二次改定)	平成 27 年 12 月～	環境生活部
		第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン	平成 28 年 4 月～平成 32 年 3 月	環境生活部
		三重県教育ビジョン	平成 28 年 4 月～平成 32 年 3 月	教育委員会
		三重県人権教育基本方針	平成 21 年 2 月～	教育委員会

施策 (行政運営の取組)		関連する個別計画		
		計画の名称	計画期間	計画の担当部
212	あらゆる分野における女性活躍の推進	第2次三重県男女共同参画基本計画 改定版	平成28年度改定予定	環境生活部
		三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画(第4次改定版)	平成26年4月～平成29年3月	健康福祉部 子ども・家庭局
213	多文化共生社会づくり	三重県多文化共生社会づくり指針	平成28年4月～平成32年3月	環境生活部
		三重県教育ビジョン	平成28年4月～平成32年3月	教育委員会
221	夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成	三重県教育ビジョン	平成28年4月～平成32年3月	教育委員会
		県立高等学校活性化計画	平成24年4月～平成29年3月	教育委員会
222	人・自然の中で伸びゆく豊かな心の育成	三重県教育ビジョン	平成28年4月～平成32年3月	教育委員会
		第三次三重県子ども読書活動推進計画	平成27年4月～平成32年3月	教育委員会
223	健やかに生きていくための身体の育成	三重県教育ビジョン	平成28年4月～平成32年3月	教育委員会
		三重県スポーツ推進計画	平成27年4月～平成31年3月	地域連携部 スポーツ推進局
224	自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進	三重県教育ビジョン	平成28年4月～平成32年3月	教育委員会
		三重県特別支援教育推進基本計画	平成27年4月～平成32年3月	教育委員会
		みえ障がい者共生社会づくりプラン	平成27年4月～平成30年3月	健康福祉部
225	笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり	三重県教育ビジョン	平成28年4月～平成32年3月	教育委員会
226	地域に開かれ信頼される学校づくり	三重県教育ビジョン	平成28年4月～平成32年3月	教育委員会
		県立高等学校活性化計画	平成24年4月～平成29年3月	教育委員会
228	文化と生涯学習の振興	新しいみえの文化振興方針	平成26年11月～(おおむね10年間)	環境生活部
		三重県教育ビジョン	平成28年4月～平成32年3月	教育委員会
231	少子化対策を進めるための環境づくり	希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン	平成27年4月～平成32年3月	健康福祉部 子ども・家庭局
		健やか親子いきいきプラン みえ(第2次)	平成27年4月～平成37年3月	健康福祉部 子ども・家庭局
		三重県教育ビジョン	平成28年4月～平成32年3月	教育委員会
232	結婚・妊娠・出産の支援	希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン	平成27年4月～平成32年3月	健康福祉部 子ども・家庭局
		健やか親子いきいきプラン みえ(第2次)	平成27年4月～平成37年3月	健康福祉部 子ども・家庭局

施策 (行政運営の取組)		関連する個別計画		
		計画の名称	計画期間	計画の担当部
233	子育て支援と家庭・幼児教育の充実	希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン	平成27年4月～平成32年3月	健康福祉部 子ども・家庭局
		三重県子どもの貧困対策計画	平成28年4月～平成32年3月	健康福祉部 子ども・家庭局
		三重県教育ビジョン	平成28年4月～平成32年3月	教育委員会
234	児童虐待の防止と社会的養護の推進	希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン	平成27年4月～平成32年3月	健康福祉部 子ども・家庭局
		健やか親子いきいきプラン みえ(第2次)	平成27年4月～平成37年3月	健康福祉部 子ども・家庭局
		三重県家庭的養護推進計画	平成27年4月～平成42年3月	健康福祉部 子ども・家庭局
241	競技スポーツの推進	三重県スポーツ推進計画	平成27年4月～平成31年3月	地域連携部 スポーツ推進局
		三重県競技力向上対策基本方針	平成25年5月～平成35年3月	地域連携部 スポーツ推進局
242	地域スポーツと障がい者スポーツの推進	三重県スポーツ推進計画	平成27年4月～平成31年3月	地域連携部 スポーツ推進局
		みえ障がい者共生社会づくりプラン	平成27年4月～平成30年3月	健康福祉部
253	中山間地域・農山漁村の振興	三重県過疎地域自立促進計画	平成28年4月～平成33年3月	地域連携部 南部地域活性化局
		三重県離島振興計画	平成25年4月～平成35年3月	地域連携部 南部地域活性化局
		紀伊地域半島振興計画	平成27年4月～平成37年3月	地域連携部 南部地域活性化局
		三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画	平成28年4月～平成38年3月	農林水産部
		三重県農業農村整備計画	平成28年4月～平成38年3月	農林水産部
		みえの安全・安心農業生産推進方針	平成21年3月～平成31年3月	農林水産部
311	農林水産業のイノベーションを支える人材育成と新たな価値の創出	三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画	平成28年4月～平成38年3月	農林水産部
		三重県水産業・漁村振興指針	平成28年4月～平成38年3月	農林水産部
		三重県食育推進計画	平成28年度策定予定	農林水産部
		みえ食の産業振興ビジョン	平成27年7月～	雇用経済部
		三重の森林づくり基本計画2012	平成24年4月～平成38年3月	農林水産部
312	農業の振興	三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画	平成28年4月～平成38年3月	農林水産部
		三重県農業農村整備計画	平成28年4月～平成38年3月	農林水産部
		農業振興地域整備基本方針	平成28年3月～ (おおむね10年間)	農林水産部

施策 (行政運営の取組)		関連する個別計画		
		計画の名称	計画期間	計画の担当部
313	林業の振興と森林づくり	三重の森林づくり基本計画2012	平成24年4月～平成38年3月	農林水産部
		三重県林業労働力の確保の促進に関する基本計画	平成28年4月～平成38年3月	農林水産部
		三重県環境基本計画	平成24年4月～平成34年3月	環境生活部
314	水産業の振興	三重県水産業・漁村振興指針	平成28年4月～平成38年3月	農林水産部
321	中小企業・小規模企業の振興	みえ産業振興戦略	平成24年7月～(平成28年3月改訂)	雇用経済部
322	ものづくり・成長産業の振興	みえ産業振興戦略	平成24年7月～(平成28年3月改訂)	雇用経済部
		みえ航空宇宙産業振興ビジョン	平成27年3月～	雇用経済部
		みえメディカルバレー構想第4期実施計画	平成28年4月～平成32年3月	健康福祉部
323	「食」の産業振興	みえ産業振興戦略	平成24年7月～(平成28年3月改訂)	雇用経済部
		みえ食の産業振興ビジョン	平成27年7月～	雇用経済部
324	地域エネルギー力の向上	三重県新エネルギービジョン	平成28年4月～平成43年3月	雇用経済部
		みえ産業振興戦略	平成24年7月～(平成28年3月改訂)	雇用経済部
		三重県環境基本計画	平成24年4月～平成34年3月	環境生活部
325	戦略的な企業誘致の推進と県内再投資の促進	みえ産業振興戦略	平成24年7月～(平成28年3月改訂)	雇用経済部
331	国際展開の推進	みえ産業振興戦略	平成24年7月～(平成28年3月改訂)	雇用経済部
		みえ国際展開に関する基本方針	平成25年9月～(平成27年6月改訂)	雇用経済部
332	観光の産業化と海外誘客の促進	三重県観光振興基本計画	平成28年4月～平成32年3月	雇用経済部 観光局
		みえ産業振興戦略	平成24年7月～(平成28年3月改訂)	雇用経済部
333	三重の戦略的な営業活動	みえ産業振興戦略	平成24年7月～(平成28年3月改訂)	雇用経済部
		関西圏営業戦略	平成26年3月～	雇用経済部
341	次代を担う若者の就労支援	みえ産業振興戦略	平成24年7月～(平成28年3月改訂)	雇用経済部
		第10次三重県職業能力開発計画	平成28年度策定予定	雇用経済部
342	多様な働き方の推進	みえ産業振興戦略	平成24年7月～(平成28年3月改訂)	雇用経済部
		第10次三重県職業能力開発計画	平成28年度策定予定	雇用経済部

施 策 (行政運営の取組)		関連する個別計画		
		計画の名称	計画期間	計画の担当部
352	公共交通の確保と活用	三重県総合交通ビジョン	平成 27 年 4 月～ (おおむね 20 年間)	地域連携部
353	安全で快適な住まいまちづくり	都市計画区域マスタープラン	平成 23 年 4 月～ (おおむね 10 年間)	県土整備部
		三重県住生活基本計画	平成 24 年 3 月～平成 33 年 3 月	県土整備部
		三重県公営住宅等長寿命化計画	平成 23 年 4 月～平成 33 年 3 月	県土整備部
		三重県景観計画	平成 20 年 4 月～	県土整備部
354	水資源の確保と土地の計画的な利用	北部広域圏広域的水道整備計画	平成 20 年 3 月～平成 31 年 3 月	環境生活部
		西部広域圏広域的水道整備計画	平成 10 年 3 月～平成 31 年 3 月	環境生活部
		南部広域圏広域的水道整備計画	平成 22 年 6 月～平成 33 年 3 月	環境生活部
		三重県国土利用計画(第四次)	平成 20 年 10 月～平成 29 年 12 月	地域連携部

施 策 (行政運営の取組)		関連する個別計画		
		計画の名称	計画期間	計画の担当部
行政運営 1	「みえ県民力ビジョン」の推進	三重県国土強靱化地域計画	平成 27 年 7 月～ (おおむね 10 年間)	戦略企画部
		三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略	平成 27 年 10 月～平成 32 年 3 月	戦略企画部
		三重県教育施策大綱	平成 28 年 3 月～平成 32 年 3 月	戦略企画部
行政運営 2	行財政改革の推進による県行政の自立運営	第二次三重県行財政改革取組	平成 28 年 4 月～平成 32 年 3 月	総務部
		三重県職員人づくり基本方針	平成 24 年 12 月～	総務部
行政運営 3	行財政改革の推進による県財政の的確な運営	第二次三重県行財政改革取組	平成 28 年 4 月～平成 32 年 3 月	総務部
		みえ公共施設等総合管理基本方針	平成 27 年 4 月～ (おおむね 20 年間)	総務部
		第二次みえ県有財産利活用方針	平成 28 年 4 月～平成 32 年 3 月	総務部
		本庁舎及び地域総合庁舎個別施設計画	平成 28 年 4 月～ (おおむね 20 年間)	総務部
行政運営 5	広聴広報の充実	三重県広聴広報アクションプラン	平成 27 年 3 月～平成 29 年 3 月	戦略企画部

1. 施策の数値目標

各施策に設定した、県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標である「県民指標」と、県が取り組んだことの効果がわかる指標である「県の活動指標」の一覧です。

I 「守る」

～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
111	県民 指標	率先して防災活動に参加する県民の割合	「自らの命は自ら守る」ことの重要性に鑑み、防災人材の育成・活用が進んだ結果、率先して地域で活動する県民の割合が増えることにつながることから選定しました。	東日本大震災を契機に高まった県民の防災意識が、年々低下する傾向にある中、自ら主体的に防災活動に参加する県民の割合を毎年3%程度高め、最終年度に60%以上とすることを目標に設定しました。	47.4%	60.0%
11101	活動 指標	「みえ防災人材バンク」登録者の活動件数【創】	「みえ防災・減災センター」において育成した防災人材が、地域や事業所等における防災・減災活動で活躍し、地域防災力の向上に貢献することが、防災人材を育てる目的であることから選定しました。	みえ防災人材バンク登録者の活動の活性化が地域防災力の向上につながることから、平成31年度に登録者を150人程度に増やし、活躍の場の開拓も進めて、1人あたり平均2回以上、地域や事業所等で活動することを目標に設定しました。	—	300件
11102	活動 指標	家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合	災害時に児童生徒の命を守るためには、家庭や地域と連携した学校の取組が重要であることから選定しました。	災害時に児童生徒の命を守るため、全ての公立学校において、家庭や地域と連携した防災の取組を実施していることを目標に設定しました。	—	100%
11103	活動 指標	「みえ災害ボランティア支援センター」に参画する団体数(累計)	災害時のボランティア活動の円滑な支援に備え、県をはじめとした幹事団体および協力団体の体制のより一層の充実を図る必要があることから選定しました。	「みえ災害ボランティア支援センター」は、現在8つの幹事団体・協力団体が運営を担うことになっていますが、これまでにない大規模な災害が発生した場合に運営の担い手不足が否めません。そこで、運営体制の充実を図るために、毎年1団体ずつ増やし、12団体に増加させることを目標として設定しました。	8団体	12団体
112	県民 指標	「公助」による防災・減災対策の取組が進んでいると感じる県民の割合	県をはじめとする防災関係機関の防災・減災対策の取組がどの程度進んでいるかについて、県民の意識を把握することが、施策の進捗状況をより適切に把握できることから選定しました。	県民の防災対策への関心が年々薄れていくことが懸念されている中、「公助」で取り組む防災・減災対策に関心を持ち、それを評価する県民の割合を毎年高め、最終年度にはその割合を90%以上とすることを目標に設定しました。	87.4%	90.0%

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 [平成 27]	目標値 [平成 31]
11201	活動 指標	「三重県新地 震・津波対策 行動計画」等 の計画におけ る主要な行動 項目の進捗率	防災・減災対策の具体的な推進 については、行動計画に基づき、 取組を実施していることから選 定しました。	地震・津波対策や風水害対策に 関する行動計画に掲げた取組を 着実に進め、毎年度設定した進 捗率を 100%達成することを目 標に設定しました。	93.4% (26 年度)	100%
11202	活動 指標	県・市町・防 災関係機関が 連携した実働 訓練および県 災害対策本部 等が主催する 図上訓練の回 数	実働訓練は市町・防災関係機関 との連携について、図上訓練は 地域特性の理解と災害対応力の 把握および調整能力の向上をめ ざすものであることから選定し ました。	実働訓練は市町・防災関係機関 と連携する総合防災訓練を 1 回、 図上訓練は 9 地方部の訓練を各 1 回、県災害対策本部の訓練を 機能別訓練 2 回、総合訓練を 1 回実施することを目標に設定し ました。	8 回 (26 年度)	13 回
11203	活動 指標	「防災みえ・j p」から防災 情報等を入手 している県民 の割合	気象や災害に関する情報を総合 的に提供するホームページを利用 する人の割合が高まること、 災害時に県民の迅速な対応に向 けた情報共有につながることに より選定しました。	災害時における緊急情報の共有 を進めるため、現状値の割合を、 最終年度に 2 倍程度の割合に高 めることを目標に設定しました。	16.0%	30.0%
11204	活動 指標	災害拠点病院 の災害派遣医 療チーム(D MAT)数	大規模災害時に迅速かつ適切な 医療を提供するためには、災害 急性期から中長期当初までを担 う県内DMAT数の増加が必要 なことから選定しました。	国のDMAT養成研修の三重県 割当回数が年間 3 回程度ありま すが、2 回は医師等隊員の異動 に伴う補充、1 回は新規隊の養 成にあてる予定であるため、毎 年 1 チーム増を目標とすること から設定しました。	19 (26 年度)	24
11205	活動 指標	地震等の災害 時において避 難所として活 用される建築 物の耐震化率	耐震改修促進法の改正趣旨をふ まえ、早急にこれらの建築物の 耐震化を促進する必要があるこ とから選定しました。	不特定多数の者が利用する大規 模建築物等のうち、災害時に避 難所として活用される民間建築 物について、これら全ての耐震 性が確保されることをめざして 目標値を設定しました。	0% (26 年度)	100%
11206	活動 指標	学校の屋内運 動場等の天井 等落下防止対 策の未完了数	地震発生時に児童・生徒の命を 守るために、校舎の耐震化等 を行う中で、多くが避難所に指 定されている屋内運動場等の耐 震対策が重要であることから選 定しました。	県立学校については、平成 31 年度までに全ての対策を完了す る必要があることから設定しま した。 市町立学校および私立学校につ いては、県からの働きかけを行 うことで可能となる目標を設 置者に確認の上設定しました。	県立学校 131 棟 市町立学校 92 棟 私立学校 9 棟 (26 年度)	県立学校 0 棟 市町立学校 23 棟 私立学校 2 棟
11207	活動 指標	緊急輸送道路 上の橋梁のう ち良好な状態 である橋梁の 割合	大規模災害時における円滑な救 助・救援活動、緊急物資の輸送 手段の確保、復旧活動の基盤と なる緊急輸送道路上の道路施設 のうち、特に復旧に時間を要す る橋梁について適切な維持管理 を図り機能を確保することが必 要なことから選定しました。	緊急輸送道路上の橋梁のうち 良好な状態の橋梁(おおむね 5 年以内に修繕等を行う必要がな いと判断できる橋梁)の割合に ついて、法定点検の結果に基づ く修繕の進捗見込みを勘案して、 平成 31 年度を 96.5%と設定し ました。	93.4% (26 年度)	96.5%

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
11208	活動 指標	消防団員の条 例定数充足率	地域防災力の強化に向けた新たな取組として消防団の充実強化を進めることとしたことから選定しました。 なお、県内の消防団においては、団の規模が約 70 人から 2,000 人と大きく違うことから、団員数ではなく、条例定数に対する充足率としました。	消防団の充実を図るために、条例定数を満たしていない市町について、毎年最低 1 名の増員（4 年間で 100 名）を図ることを目標に設定しました。	95.3%	96.0%
11209	活動 指標	高圧ガス等施設における事故発生防止率	高圧ガス等を取り扱う際の保安を確保するためには、事故の発生を防止することが重要であることから選定しました。	許認可をしている高圧ガス等を取り扱う施設への検査や研修等に努め、高圧ガス等の事故を無くすことを目標として設定しました。	99.6% (26 年度)	100%
113	県民 指標	自然災害への 対策が講じら れている人家 数	県民の皆さんの生命・財産を守るために、河川、砂防、海岸保全、治山施設の整備に取り組んだ効果を示すことから目標項目として選定しました。	過去の実績と今後の事業費の見通しを勘案して、平成 31 年度末までに 5,600 戸増加することをめざして目標値を設定しました。	236,700 戸 (26 年度)	242,300 戸
11301	活動 指標	浸水想定区域 図作成河川数	県民の皆さんの生命を守るため、市町が洪水ハザードマップを作成するために必要な、河川の浸水想定区域図を作成した河川数であり、洪水対策として県が取り組んだ効果を示すことから目標項目として選定しました。	水位周知河川に指定している 37 河川について、想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域図を今後 8 年間で作成する計画のもと、平成 31 年度末までに 20 河川の浸水想定区域図の作成をめざして目標値を設定しました。	-	20 河川
11302	活動 指標	基礎調査実施 箇所数	県民の皆さんの生命を守るため、警戒避難体制整備に係る基礎調査を実施した数であり、土砂災害対策として県が取り組んだ効果を示すことから目標項目として選定しました。	土砂災害危険箇所(16,208 か所)における土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査について、平成 31 年度完了をめざして目標値を設定しました。	5,770 か所 (26 年度)	16,208 か所
11303	活動 指標	堤防耐震化延 長	県民の皆さんの生命・財産を守るため、海岸堤防の耐震対策を実施した延長であり、高潮・地震・津波対策として県が取り組んだ効果を示すことから目標項目として選定しました。	高潮・地震・津波からの被害軽減を図るため、過去の実績と今後の事業費の見通しを勘案して、海岸堤防の耐震化延長を平成 31 年度末までに 2.3km 延伸することをめざして目標値を設定しました。	33.3km (26 年度)	35.6km
11304	活動 指標	山地災害危険 地区整備着手 地区数	県民の皆さんの生命・財産を守るため、施設整備を行い山地災害を未然に防止を図った危険地区数であり、山地災害対策として県が取り組んだ効果を示すことから目標項目として選定しました。	山地災害を未然に防止するため、過去の実績と今後の事業費の見通しを勘案して、治山施設整備に着手した山地災害危険地区数を平成 31 年度末までに 150 か所増加させることをめざして目標値を設定しました。	2,029 地区 (26 年度)	2,179 地区

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
121	県民 指標	地域医療安心 度指数	施策のめざす姿である「必要なときに安心して質の高い医療サービスを受けられる環境が整っている」状態の実現に向けては、病床の機能分化・連携、医療従事者の確保等への取組とともに、県民の地域医療に対する安心感を高めていくことが重要であることから、医療へのアクセスのしやすさ、かかりつけ医の有無、地域医療に対する理解度の3つの項目による複合指標を目標項目に選定しました。	県民の7割が医療に安心感を持っている状態をめざし、目標値70%を設定しました。	56.2%	70.0%
12101	活動 指標	地域医療構想 の達成度	地域医療構想の実現に向け、平成37年の必要病床数の達成度とともに、入院医療と在宅医療を一体的に整備していく上で、在宅医療提供体制の整備度の評価が重要であることから、2つの指標の平均による複合指標を目標項目に選定しました。	平成37年度に100%達成することをめざし、必要病床数については、徐々に整備が進んでいくことを見込んで平成31年度16%に、在宅医療提供体制の整備については、早期に支援策を講じていくことから、より進捗することを前提として平成31年度40%になるよう、この2つの平均をとって目標値を設定しました。	0%	28.0%
	活動 指標	保健医療圏別 人口あたり病 院勤務医師数 乖離度	医師数については、段階的な増加が見込まれてきましたが、一方で医師の地域偏在は、依然解消されない状況であることから保健医療圏間の病院勤務医師数の乖離度を活動指標に設定しました。	人口10万人あたり常勤換算医師数で県平均値を下回っている4つの保健医療圏(北勢、伊賀サブ、伊勢志摩サブ、東紀州)の平均値との乖離度について、過去5年間(平成22年度～平成26年度)の改善率をもとに、平成31年度目標値を80.9%に設定しました。	76.9% (26年度)	80.9% (30年度)
12102	活動 指標	県内の病院で 後期臨床研修 を受ける医師 数【創】	県内では50歳代以下の医師数は減少しており、救急医療などを担う若い世代の医師をより多く獲得することが、今後の医療体制を整備していく上で重要であると考えて、引き続き「県内の病院に勤務する研修医数」を確保する必要があることから選定しました。	県内の卒後5年目までの医師(初期および後期臨床研修医)が、県内採用者数の推移から平成31年度に243名になることを目標値として設定しました。	206人 (26年度)	243人
	活動 指標	県内看護系 大学卒業者の 県内就業者数 【創】	県内で不足する看護職員を確保するため、県内の看護系大学卒業生の県内医療機関等への就業を促進することが重要であることから選定しました。	看護師数の受給量推計調査から平成37年時点の不足分を供給するための供給数を算出したところ、毎年18名の増加が必要となります。この数値を補うこととし、特に県内就業率の向上が課題である看護系大学の卒業生で供給する目標を設定しました。	159人 (26年度)	231人 (30年度)

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
12103	活動 指標	救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関数	救急搬送患者のうち軽症者の割合が 50%程度ある中、救急医療体制を確保するためには、時間外に初期救急を担う医療機関を増加する必要があることから選定しました。	病院については精神科単科病院を除く全ての病院(87 か所)、診療所については主として内科、外科または小児科を標榜する診療所(798 か所)の約 85% (680 か所)を対象とし、その合計 767 か所が地域医療構想の目標年次である平成 37 年に参加することをめざし、毎年度、平均 14 か所増加させていくこととし、平成 31 年度の目標値を設定しました。	634 機関 (26 年度)	704 機関
12104	活動 指標	医療安全対策加算届出医療機関数	診療報酬上の医療安全対策加算の届出の有無により、医療機関における医療安全体制の整備状況が把握できることから、目標項目として選定しました。	100 床以上の 62 医療機関の全てが、医療安全対策加算を取得することをめざして、目標値を設定しました。	47 機関	62 機関
12105	活動 指標	県立病院患者満足度	県立病院を利用される患者の満足度を高めていくことが重要であることから選定しました。	県立病院を利用される、より多くの患者の満足が得られるよう、95.0%の目標を掲げました。	90.5%	95.0%
12106	活動 指標	県内市町の国民健康保険料の収納率	県の広域化等支援方針で市町と協議しながら収納率の向上を推進しています。また、国の新たな保険者支援制度の指標の一つであり、かつ保険料の適正な確保は、国民健康保険制度の安定的運営を図る上で最重要課題であるため選定しました。	収納率が 90%を超えた平成 23 年度からの平均伸び率(0.37)をもとに、他県の状況も勘案して目標値を設定しました。	91.41% (26 年度)	93.00% (30 年度)
122	県民 指標	介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数【創】	高齢者のニーズに応じた介護等を提供するためには、地域包括ケアシステムの構築とともに、在宅生活が困難となった場合の特別養護老人ホーム等の施設整備が必要であり、それらの充実の程度をあらわすものとして選定しました。	入所待機者が解消されることをめざし、平成 31 年度の目標値を設定しました。	863 人 (26 年度)	0 人
12201	活動 指標	主任ケアマネジャー登録者数(累計)	介護従事者の人材育成と資質向上のため、ケアマネジャーを指導する役割を担う主任ケアマネジャーを増やすことが有効であることから選定しました。	各居宅介護支援事業所に主任ケアマネジャーが配置されていること、ケアマネジャー 5 名以上が配置されている比較的大規模な居宅介護支援事業所には複数の主任ケアマネジャーが配置されていること、地域包括支援センターに配置されているケアマネジャーは全て主任ケアマネジャーであることが、31 年度に全て満たされている状態となるために必要な登録者数を目標値に設定しました。	942 人	1,057 人

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
12202	活動 指標	県福祉人材センターにおける相談・支援による介護職場等への就職者数	平成 26 年度に厚生労働省が実施した「2025 年に向けた介護人材にかかる需給推計」によると、介護従事者の確保がますます重要となることから、県の取組によって介護職場等に就職した人数を選定しました。	「2025 年に向けた介護人材にかかる需給推計」による本県の平成 32 年度の人材不足数の 2,156 人を充足するために、毎年度確保していく必要がある人員数に加え、職場環境の改善や職員の資質向上を図る研修参加等が行えるための人員を確保できるよう目標値を設定しました。	662 人 (26 年度)	710 人
12203	活動 指標	特別養護老人ホーム施設整備定員数(累計)	介護度が重度の特別養護老人ホームの入所待機者の解消のため、計画的に施設整備することをめざして選定しました。	入所待機者の解消をめざし、各保険者(22 市町および 3 広域連合)の「第 6 期介護保険事業計画」による施設利用者数の見込みをもとに目標値を設定しました。	9,643 床	10,647 床
12204	活動 指標	地域包括支援センターが開催する地域ケア会議の開催回数	介護が必要になっても安心して在宅生活を送れるようにするためには、医療、介護、予防、住まい、生活支援に取り組む地域における関係者の連携強化、ネットワーク化が不可欠であり、そのための最も有効な手法が地域ケア会議であることから、地域ケア会議の開催数を選定しました。	地域包括支援センターが開催する地域ケア会議の全国の開催状況と本県の開催状況をふまえ、地域ケア会議が本県の全ての地域包括支援センターで開催され、かつ全国平均を上回る回数が開催されるよう目標値を設定しました。	339 回 (26 年度)	440 回 (30 年度)
12205	活動 指標	認知症サポーター数(累計)	認知症の方や家族を地域で支援するためには、認知症サポーターを増やすことが必要ことから選定しました。	国が平成 26 年度に策定した認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)における認知症サポーター養成の目標数と今後の認知症高齢者の推計数に、今後の養成サポーターの質の向上と地域で活躍できる体制づくりの推進の取組をふまえ目標値を設定しました。	108,069 人 (26 年度)	175,000 人
123	県民 指標	75 歳未満の人口 10 万人あたりのがんによる死亡者数(年齢調整後)	がんは県民の疾病による死因の第 1 位であり、今後も増加していくと予想されます。県民の生命と健康をがんから守るためには、がんを予防し、また、がんを早期に発見し、早期に適切な治療を行うことで、がんによる死亡者数を減少させる必要があることから目標項目として選定しました。	平成 25 年度において、75 歳未満の人口 10 万人あたりのがんによる死亡者数が全国で最も少ない長野県が 66.1 人(全国平均 80.1 人)であることから、県の目標値は全国トップレベルをめざすこととし、平成 31 年度の目標値を設定しました。	70.8 人 (26 年)	66.0 人以下 (30 年)
12301	活動 指標	がん検診受診率(乳がん、子宮頸がん、大腸がん)	乳がん検診、子宮頸がん検診および大腸がん検診は、がんの中でも高い検診効果が期待され、がん検診受診率の向上が県民の生命、健康を守る上で有効であることから目標項目として選定しました。	三重県がん対策戦略プランの目標値である、乳がん 50%、子宮頸がん 50%、大腸がん 40% をがん検診受診率の目標値として設定しました。	乳がん 33.4% 子宮頸がん 51.6% 大腸がん 30.0% (25 年度)	乳がん 50.0% 子宮頸がん 50.0% 大腸がん 40.0% (30 年度)

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
12302	活動 指標	がん診療連携 拠点病院およ び三重県がん 診療連携準拠 点病院指定数	県内のがん患者がその居住する 地域に関わらず適切ながん医療 を受けられるよう、標準的・集 学的治療の均てん化を図ること が必要であり、がん医療提供体 制の一層の充実・強化を図るた め、がん診療の拠点となる医療 機関の整備を推進する必要があ ることから目標項目として選定 しました。	がん対策推進協議会において、 県内のがん診療連携拠点病院お よび三重県がん診療連携準拠 点病院の整備については、10 か 所程度が適切とされていること から、平成 31 年度の目標値を 設定しました。	6か所	10 か所
12303	活動 指標	がん診療に携 わる医師に対 する緩和ケア 研修修了者数 (累計)	三重県がん対策戦略プランにお ける主目標「全てのがん患者お よびその家族の苦痛の軽減なら びに療養生活の質の向上」を達 成する上で、緩和ケアに関する 基礎的な知識を持つ医師の増加 は重要課題であることから目標 項目として選定しました。	国が指定するがん診療連携拠 点病院において、平成 29 年度の 対象医師数の 90%の受講者数 (606 人)に、三重県がん診療連 携準拠点病院・三重県がん診療 連携病院の対象医師数の 80% (323 人)を加えた受講者数を目 標値として設定しました。	599 人 (26 年度)	929 人
12304	活動 指標	がん患者等の 就労について 理解を得られ た企業数(累 計)	がん患者は、治療に必要な休暇 や、治療後の後遺症などから、 就労継続が困難な状況になるこ ともあり、各種制度はもとより、 雇用主や同僚の理解を深めるこ とが必要であることから、がん 患者の就労状況の向上に資する 目標項目として選定しました。	全国健康保険協会三重支部との 協定に基づく事業所説明会およ び個別の事業所訪問により、年 間 240 事業所の管理者や人事担 当者等ががん患者の支援につ いて理解を求めていくことをめ ざし、目標値として設定しました。	232 社	1,192 社
124	県民 指標	健康寿命(健康 寿命の延び)	県民の皆さんが日常的に介護を 必要とせず、自立して心身とも に健康的な日常生活を送る期間 (健康寿命)の延伸は「三重の健 康づくり基本計画」の全体目標 の一つでもあることから、県民 指標として選定しました。	日常的に介護を必要とせず、自 立して心身ともに健康的な日常 生活を送ることができる期間を 維持することが必要であること から、健康寿命の延伸を、過去 10 年間の平均寿命の平均伸び 率(男性 0.16 歳、女性 0.11 歳) と同程度とすることを目標値と して設定しました。	男 78.0 歳 女 80.7 歳 (26 年)	男 78.6 歳 女 81.1 歳 (30 年)
12401	活動 指標	特定健康診査 受診率	特定健康診査の受診率の向上に よりこれまで見つけられなかつ た生活習慣病予備群の早期発見 が可能となり、その後特定保健指 導や医療機関受診へつなぐこと で発症予防や重症化を防ぐこ とができることから選定しました。	平成 21 年度から平成 26 年 度までの受診率の平均伸び率 (1.84)を維持することをめざ し、目標値として設定しました。	49.0% (26 年度)	56.4% (30 年度)
12402	活動 指標	在宅訪問歯科 診療実施歯科 医療機関数	在宅歯科医療の重要性が一層増 す中、地域における在宅歯科保 健医療の環境整備を図っていく ことは重要な課題であること から、在宅訪問歯科診療実施 医療機関数を活動指標に選定 しました。	全国の歯科診療所のうち、訪問 歯科診療を行っている機関数は 全体の 27.7%となっている中、 三重県においては約 20% (全 国 30 位)と低い数値であるこ とから、全国平均を上回るこ とをめざし、県内歯科診療所約 850 機関の 30%を上回る 270 機関を目標値として設定しま した。	198 機関	270 機関

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
12403	活動 指標	関係機関や民間団体と連携して自殺対策事業を実施した市町・県保健所数	市町や保健所が事業を単独で実施するだけでなく、企画段階から関係機関や民間団体と連携して自殺対策事業を実施することが重要であることから選定しました。	29市町全てで関係機関や民間団体が参画した事業を実施するとともに、8保健所において広域的に関係機関や団体が参画した自殺対策を実施することとし、37か所を目標値として設定しました。	8か所	37か所
12404	活動 指標	指定医療機関(診療所)指定数	難病患者が身近な地域で安心して質の高い難病治療が受けられるためには、指定医療機関の拡充が必須であることから選定しました。	従来の特定期疾患治療研究事業において、難病患者が治療を希望していた県内の診療所(実際に難病治療を行っていた県内の診療所)が1,006か所であったことから、現在の指定数が909か所である県内診療所数を、1,006か所まで拡大することを目標値として設定しました。	909か所	1,006か所
131	県民 指標	グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数(累計)	障がい者が地域で自立した生活を送るためには、地域での基本的な生活基盤となる居住系サービスの充実が重要であることから、目標項目を選定しました。	「みえ障がい者共生社会づくりプラン」におけるグループホームの利用者見込数やこれまでの利用者数の実績等をふまえて目標値を設定しました。	1,410人 (26年度)	1,871人
13101	活動 指標	障がい者の日中活動を支援する事業の利用者数	障がい者が地域で自立した生活を送るためには、日中活動の場の充実が重要であることから、目標項目を選定しました。	平成26年度までの実績と「障害福祉計画」の見込量を勘案し、平成31年度の目標値を設定しました。	6,775人 (26年度)	8,442人
13102	活動 指標	一般就労へ移行した障がい者数	障がい者が地域で自立した生活を送るためには、雇用契約に基づく就労の実現を図ることが重要であることから、目標項目を選定しました。	「みえ障がい者共生社会づくりプラン」での目標値や法定雇用率の引き上げ見込みをもとに、目標値を設定しました。	344人 (26年度)	480人
13103	活動 指標	農林水産業と福祉との連携取組数(累計)	農林水産業と福祉との連携を促進するためには、農林水産業者による障がい者雇用だけでなく、作業受委託などの多様な連携の取組を新たに推進していく必要性があることから選定しました。	農業と福祉の連携では、これまでの取組に加え、作業受委託など多様な連携を推進します。林業、水産業と福祉の連携は取り組み始めたばかりであるため、これまでの農福連携の実績もふまえながら、連携できる作業分野を開拓し、全体で毎年9件の取組の増加を目標として設定しました。	65件	101件
13104	活動 指標	相談支援事業における支援件数	障がい者が直面する社会的障壁を除去するためには、障がい者一人ひとりの多様なニーズに対応することが必要であることから、実際に相談支援を行った件数を目標値として選定しました。	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の過去5年間の発行数の平均伸び率0.92%と法定雇用率引き上げ見込みをもとに、平成31年度における目標値を設定しました。	55,836件 (26年度)	60,202件
13105	活動 指標	精神障がい者の入院後1年以内に地域移行できた割合	精神障がい者の長期入院の減少を図り、地域移行を進めることが重要であることから、目標項目を選定しました。	厚生労働省の第4期障害福祉計画の基本指針における目標や「みえ障がい者共生社会づくりプラン」をふまえた上で、全国上位をめざして目標値を設定しました。	88.0% (26年度)	92.0%

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
13106	活動 指標	障害者差別解 消法で努力義 務等とされて いる県・市町 等および関係 団体の職員対 応要領策定率	行政機関等において職員対応要 領が策定され、障がい者に対す る合理的配慮の提供が進むこと は、障がい者の権利擁護と社会 参加の推進に重要であることか ら、目標項目を選定しました。	県内の行政機関等(県、市町等 (29 市町、地方独立行政法人)、 公立大学法人、県 100%出資法 人)の全てにおいて障害者差別 解消法に基づく職員対応要領が 策定されることを目標に設定し ました。	26.3%	100%
132	県民 指標	日常生活自立 支援事業の利 用者数	判断能力が十分でない認知症高 齢者、知的障がい者、精神障が い者等が、地域で適正に福祉サー ビスを受けながら生活できる体 制の整備状況をあらわす目標項 目であり、施策の目標を象徴し ていることから選定しました。	日常生活自立支援事業のこれま での利用者数の状況や、本年度 の制度見直し後の利用状況等を ふまえた上で、この事業の利用 がさらに促進されるよう目標値 を設定しました。	1,426 人 (26 年度)	1,920 人
13201	活動 指標	民生委員・児 童委員の相談 支援件数	民生委員・児童委員は、県内で 4 千数十名が委嘱され、それぞ れの担当地区において県民に最 も近い場所で、高齢者、障がい 者、子ども、生活困窮者の相談 支援や安否確認等を担っており、 その活動は、地域福祉活動の重 要な取組です。そのうち相談支 援は、生活困窮者や児童虐待の 相談などの県の業務も含み、県 民への直接的な相談支援である ことから選定しました。	平成 24 年度から 26 年度まで の相談支援件数の実績の平均件 数が 107,136 件であることか ら、平成 31 年度まで、毎年度 107,000 件以上を目標値とし て設定しました。	105,559 件 (26 年度)	107,000 件
13202	活動 指標	第三者評価を 受審した福祉 施設の数	公正・中立な立場の第三者評価 機関が福祉施設の評価を行うこ とで、質の高い福祉サービスの 提供につながるから選定しまし た。	社会福祉施設の受審を促進しな がら、毎年度 5 施設の増加をめ ざし、平成 31 年度に 40 施設 の受審を目標に設定しました。	17 施設 (26 年度)	40 施設
13203	活動 指標	「おもいやり 駐車場」の登 録施設数	歩行が困難な人の外出支援の制 度であり、ユニバーサルデザイ ンのまちづくりの象徴的な取組 であることから選定しました。	人口 1 万人あたり施設数全国ベ スト 3 となる、人口 1 万人あた りの施設数 11.8 施設を平成 31 年度に達成することをめざし、そ のために必要な施設数 2,160 施設 を目標値として設定しました。	1,961 施設 (26 年度)	2,160 施設
13204	活動 指標	地域で社会参 加や生活支援 サービスの担 い手として活 動する高齢者 団体数(累計)	急速な高齢化に対応するには、 地域において、行政主導ではな く、自主的に社会参加や生活 支援等の活動をする高齢者を増 やすことが重要です。そのため、 県が地域で自主的に活動する高 齢者団体を研修により養成し、 養成された団体が地域に帰って、 即戦力として活動することをめ ざし、「地域で社会参加や生活支 援サービスの担い手として活動 する高齢者団体数」を指標に選 定しました。	市町において社会参加や生活支 援サービスの担い手として活動 するには、おおむね 1 市町 3 団 体必要と想定し、全市町におい て養成することを目標として養 成団体数を 87 団体と設定しま した。	4 団体 (26 年度)	87 団体

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
13205	活動 指標	就労支援を行 う生活困窮者 の人数	生活保護に至るおそれがある生 活困窮者の自立を図るためには、 就労が重要かつ効果的であるこ とから選定しました。	平成 27 年 4 月に生活困窮者自 立支援法が施行されたことから、 平成 27 年 4 月から 9 月までの 生活困窮者の就労支援者数の実 績をふまえながら、平成 31 年 度には、就労自立が見込まれる 全ての生活困窮者に対して就労 支援を行うことを目標として設 定しました。	—	540 人
13206	活動 指標	県および全国 戦没者追悼式 への若年世代 の参加者数	子どもたちが、県戦没者追悼式 や全国戦没者追悼式に参加する ことにより、戦争の悲惨さや平 和への思いをつなげていくこと ができることから選定しました。	県追悼式での市町代表の子ども による献花を継続し、子どもの 参加を促すとともに、全国戦没 者追悼式へ子ども代表団を継続 して派遣することにより、両追 悼式の合計で 64 人の参加を目 標として設定しました。	31 人	64 人
141	県民 指標	刑法犯認知件 数	施策の成果を客観的にあらず 指標として、県民にとってわか りやすいものであることから選 定しました。	平成 27 年の刑法犯認知件数は、 平成以降最少を記録しましたが、 今後もさらに減少させていくこ とが必要であり、社会構造や社 会情勢の変化により増減がある ことをふまえつつ、少なくとも、 現状値よりも減少させることを 目標に設定しました。	15,178 件	15,178 件 未滿
14101	活動 指標	防犯ボランティ アの団体数	「みんなで進める犯罪に強いま ちづくり」の推進状況を客観的 にあらず指標として、県民に とってわかりやすいものである ことから選定しました。	防犯ボランティア団体数を増や し、より多くの地区で幅広く活 動することが効果を発揮するこ とから設定しました。	610 団体	690 団体
14102	活動 指標	重要犯罪の検 挙率	個人の生命、身体、財産を侵害 する度合いが高く、県民の脅威 となっている重要犯罪の徹底検 挙は、県民の安全・安心を確保 していくための重要な課題であ り、体感治安の向上につながる ことから選定しました。	重要犯罪の検挙率は、治安情勢 のバロメーターである一方、認 知件数の多寡に影響を受ける ことをふまえ、平成 24 年～平 成 27 年の 4 年間の平均である 70%を最低ラインとし、それ 以上(究極的には 100%)をめざ す目標を設定しました。	81.3%	70.0% 以上
14103	活動 指標	交番・駐在所 の機能強化数	交番・駐在所は、県民の安全 を守る重要な活動基盤の一つ であり、また、地域住民の安全 と安心のよりどころであるところ、 施設そのものの高機能化は もとより、さまざまな警察事象 に即応する活動を行う治安維持 の最前線として小型警ら用自動 車(パトカー)の配備等の高機能 化を図ることが強く求められる ことから選定しました。	治安維持の最前線として、さま ざまな警察事象に即応するため には、少なくとも毎年 2 か所以 上の機能強化が必要であることを ふまえ、設定しました。	2 か所	年 2 か所 以上

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
142	県民 指標	交通事故死者 数	交通事故死者の抑止は、交通安全対策の最大の課題であり、国および県の交通安全計画の目標にもなっていることから選定しました。	平成 28 年度から 5 年間に取り組む交通安全対策に関する計画（「第 10 次三重県交通安全計画」）と合わせ、国よりも高い目標を掲げ全国平均以下をめざし、平成 31 年までに交通事故死者数を 60 人以下とすることを目標値に設定しました。	87 人	60 人以下
14201	活動 指標	交通事故死傷 者数	交通安全対策における最大の課題である交通事故死者数の減少のためには、事故を減らし、死傷者数を減少させることが重要であり、交通安全意識の高揚と交通マナーの向上に向けた啓発・教育を推進していくことにより、その結果、死傷者数が減少していくことから選定しました。	平成 28 年度から 5 年間に取り組む交通安全対策に関する計画（「第 10 次三重県交通安全計画」）と合わせ、国よりも高い目標を掲げ全国平均以下をめざし、平成 31 年までに交通事故死傷者数を 7,700 人以下とすることを目標値に設定しました。	9,604 人	7,700 人 以下
	活動 指標	高齢者交通事 故死者数	高齢者の交通事故死者数が全体の半数以上を占めているため、高齢者に対する啓発・教育を推進し高齢者死亡事故を減らすことにより、全体の死者数が減少していくことから選定しました。	高齢者の交通事故死者数が全体の半数以上を占めているため、県民指標である交通事故死者数の半数以下を目標値に設定しました。	52 人	30 人以下
14202	活動 指標	飲酒運転事故 件数	「三重県飲酒運転 0（ゼロ）をめざす基本計画」の目標に掲げ、飲酒運転 0（ゼロ）をめざして、まず飲酒運転事故 0（ゼロ）の達成をめざしていく必要があることから選定しました。	「第 2 次三重県飲酒運転 0（ゼロ）をめざす基本計画」と合わせ、全国トップをめざし、毎年 5 件以上減少させることを目標値に設定しました。	44 件	23 件以下
14203	活動 指標	老朽化した信 号制御機の更 新数（累計）	信号機は、交通事故防止に大きく寄与している反面、その機能が損なわれた場合には交通に甚大な障害を及ぼすおそれがあります。老朽化した制御機により支障が生じることを防止するために選定しました。	耐用年数を大きく超えた期間設置されている信号制御機 152 基の更新を実施する必要があることから、目標値を設定しました。	25 基	152 基
14204	活動 指標	運転者のシー トベルト着用 率	シートベルトの着用は運転開始時に守らなければならない基本的なルールであり、シートベルトの着用率は順法精神向上のバロメーターの一つです。また交通事故死者数を減少させるため、被害軽減を図る上で有効な手段であることから選定しました。	本来、着用率 100% が理想ですが、三重県の現状を勘案して、平成 31 年までに全国平均を上回る着用率を目標値として設定しました。	96.6%	99.0%

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
143	県民 指標	消費者トラブルに遭った時に消費生活相談を利用する人の割合	消費者トラブルに遭った時に消費生活センター等の相談を利用するという意識の高まりは、啓発の成果であるとともに、消費生活相談が適切に機能している状態であると考えられることから、消費生活の安全の確保の指標として選定しました。	消費生活講座、消費者月間におけるイベント、情報提供等の啓発活動を進めるとともに、県・市町の相談体制を充実することにより、4年間で全国の消費生活センターの業務内容を認知している人の割合に、認知していない人(72.2%)の割合の半分を加えた水準まで利用しようと思う県民の割合を伸ばすことをめざし、64.0%を目標値と設定しました。	49.6%	64.0%
14301	活動 指標	消費生活講座等で消費者トラブルに遭わないために必要な知識が得られたとする人の割合	消費者にとって有益な消費生活講座を提供することは、消費者トラブルの回避や、自主的かつ合理的な消費活動につながることで、また、内容を理解し、自分の知識としていただくことで、周知への波及も生じると考えることから選定しました。	消費生活講座等の受講者の知識の定着と啓発の周知への波及効果を高めるために、講座の内容等を工夫することにより、100%となることをめざして目標値を設定しました。	96.2%	100%
14302	活動 指標	消費生活相談において斡旋により消費者トラブルが解決した割合	消費者トラブルの解決のための助言、斡旋等を行う中で、斡旋による解決率を高めることが消費者被害の救済に大きく寄与することから選定しました。	消費生活相談体制の充実、相談員の資質向上等を図ることにより、斡旋事案のほとんどの解決をめざし、目標値を95.0%と設定しました。	92.3% (26年度)	95.0%
144	県民 指標	危険ドラッグの販売店舗数(インターネット販売店舗を含む)	危険ドラッグによる薬物の乱用を防止するためには、危険ドラッグの販売店舗数(インターネット販売店舗を含む)を0とする必要があることから、警察等の関係機関との連携により把握した危険ドラッグの販売店舗に対し、監視指導を実施した後の店舗数を目標項目として選定しました。	インターネット監視や警察等の関係機関との連携により把握した危険ドラッグを販売する店舗を根絶するために、店舗を発見した場合は監視指導により廃業させ、0件を維持することを目標値として設定しました。	1件 (26年度)	0件
14401	活動 指標	薬物乱用防止に関する知識と理解を深めた人数(累計)	危険ドラッグなどの薬物乱用は深刻な問題となっており、薬物乱用防止に対する意識を向上することが重要であることから、目標項目として選定しました。	平成26年度末までの講習会の参加者の実績をふまえ、平成27年度の見込み449,000人から、今後、毎年度6万人ずつの参加者を確保する必要があることから目標値を設定しました。	388,992人 (26年度)	689,000人
14402	活動 指標	犬・猫の殺処分数	殺処分数は、動物愛護の普及啓発、譲渡事業、引取りを減らす取組等の動物愛護管理に関する施策を総合的に行うことで減少することから、目標項目として選定しました。	平成35年度までに殺処分数を0とすることをめざして、平成29年度から運用する三重県動物愛護推進センター(仮称)の活用をふまえ、平成31年度の目標値を設定しました。	627匹 (26年度)	200匹 以下

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
14403	活動 指標	県内の医薬品 等製造施設の うち不良品を 出さなかった 施設の割合	医薬品等の安全性を確保するためには、不良品を製造しないことが必要であることから、指標として選定しました。(指標としている不良品は、医薬品等の有効性や安全性に問題がある場合など、医薬品等製造販売業者等自らが回収したものとし、不良品の回収については、医薬品等製造販売業者等は法令上、県に報告義務があります。)	医薬品等の安全性を確保するためには、不良品を製造しないことが必要であることから、100%を達成し、それを維持することを目標として設定しました。	97.3% (26 年度)	100%
14404	活動 指標	生活衛生営業 施設のうち健 康被害が発生 しなかった施 設の割合	県民が安心して生活衛生営業施設を利用するためには、健康被害の発生はあってはならないことから目標項目として選定しました。	全ての生活衛生営業施設において健康被害の発生がないことを目標として設定しました。	99.9% (26 年度)	100%
145	県民 指標	食品の基準 適合の確認率 (累計)	食の安全・安心確保のためには、食品衛生法の規格基準や、食品表示法の表示基準、米トレーサビリティ法の基準に適合していることが重要であることから選定しました。	検査した全ての食品と食品表示を行う全ての製造・加工施設が、平成 31 年度末までに基準に適合していることを確認することをめざし、平成 31 年度目標値を設定しました。	16.2% (26 年度)	100%
14501	活動 指標	食品事業者の 自主点検実施 件数	食品事業者がコンプライアンス意識を高め、衛生管理や食品表示等について自主点検する取組が重要であることから、目標項目として選定しました。	全ての営業許可施設において自主点検を実施していることをめざし、平成 31 年度目標値を設定しました。	728 件 (26 年度)	34,200 件
14502	活動 指標	高病原性鳥イン フルエンザ等 家畜伝染病の 感染拡大阻止 率	高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の当県での発生を未然に防ぐとともに、発生農場を汚染源とした他農場への感染拡大を防止することが重要であることから選定しました。	畜産物の安全・安心を確保するためには、高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病の発生農場を汚染源とした発生拡大を 100%防止する必要があることから、100%達成を維持することを目標値として設定しました。	100% (26 年度)	100%
146	県民 指標	危険性の高い 感染症発生数 のうち集団発 生が抑止でき た割合	一、二、三類感染症の集団発生が生じないように啓発を行うとともに、発生した場合は、迅速な連携と適切な対応により、発生を小規模に抑えることが重要であることから選定しました。	一、二、三類感染症の集団発生を起ささない、もしくは小規模に抑えることが重要であるため、患者発生数のうち、集団発生を抑止できた数の割合を 100%とすることを目標として設定しました。	98.6% (26 年度)	100%
14601	活動 指標	感染予防を 普及啓発する 推進者の総数 (累計)	保育所、学校、高齢者施設等の集団発生が起こる可能性がある施設では、感染予防を普及啓発する推進者が重要であることから選定しました。	施設等において感染予防の普及啓発等を行う推進者は、小学校区単位で活動できることとし、県内約 400 校の小学校があることから、平成 31 年度の目標値を設定しました。	-	400 人

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
14602	活動 指標	感染症危機管理に関する訓練実施率	感染症危機管理体制の整備には、平常時から、医療機関、警察、消防等との連携による訓練の実施が必要であり、本庁および全保健所において、実施することを目標として選定しました。	県内全ての地域(本庁および9保健所の計10か所)で訓練を実施することから、平成31年度目標値を設定しました。	20.0% (26年度)	100%
14603	活動 指標	保健所におけるHIV(エイズの原因となるウイルス)検査受診者数	HIVは性感染症であるものの、受診につながりにくく、今も感染が広がっていますが、啓発を行うことにより、検査受診者を増加させ、感染拡大を防止することができることから選定しました。	平成22年度から平成26年度までの過去5年間の最大の1,671件を超える1,700件をめざし、平成31年度の目標値を設定しました。	1,671件 (26年度)	1,700件
147	県民 指標	野生鳥獣による農林水産業被害金額	農林水産業の被害金額は、国が調査に基づいて公表しており、農林水産業に対する総合的な獣害対策の効果として、県民にとって最もわかりやすいと考えられることから選定しました。	農林水産業者等が総合的な獣害対策の効果を実感できるためには、さらなる被害金額の減少が必要です。国の方針に合わせて、10年後にニホンジカ・イノシシの生息数とサルの加害群れを半減させることにより、被害金額を460百万円以下に減少させることを目標として設定しました。	558百万円 (26年度)	460百万円 以下 (30年度)
14701	活動 指標	獣害対策の体制づくりに取り組む集落数(累計)	獣害対策に取り組む活動主体の基礎は集落であり、その体制を整えることが重要であることから選定しました。	ここ数年のアンケート調査により被害があると回答する約880集落のうち、被害が「甚大」または「大きい」と回答する集落が約600存在することから、何らかの獣害対策に取り組む集落を、600集落以上育成することを目標として設定しました。	470集落 (26年度)	600集落 (30年度)
14702	活動 指標	被害が大きい集落の割合	集落で取り組むさまざまな被害防止対策の効果は、被害に対する住民の実感としてあらわれることから選定しました。	国の方針に合わせて、ニホンジカの生息頭数を10年後に半減させた場合、被害が大きいと予想される集落の割合は、20%になるとの解析結果に基づき、現在のアンケート総回収数約1,300集落のうち、被害が大きい約600集落(47%)を10年後に260集落(20%)に減少させることを目標に、4年後には約470集落(36%)にすることを目標として、目標値を設定しました。	47.0% (26年度)	36.0% (30年度)
14703	活動 指標	ニホンジカの推定生息頭数	野生獣の生息頭数のモニタリングは、ニホンジカで方法が一定、確立されており、このモニタリングによって、適切な生息数管理が可能であることから選定しました。	平成24年度のニホンジカ、イノシシの生息頭数を平成35年度までに半減させるという国の目標に従い、県内のニホンジカの生息頭数を平成35年までに半減(約32,500頭)させるためには平成31年度に41,500頭とする必要があることから設定しました。	56,200頭	41,500頭

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
14704	活動 指標	みえジビエとして活用された野生獣の頭数(ニホンジカ、イノシシ)	みえジビエとして活用された野生獣の頭数が、野生獣肉の利活用の拡大を示す指標であることから選定しました。	みえジビエ登録事業者を増やし、ジビエの需要拡大により、利活用頭数を毎年 100 頭ずつ増加させることを目標値として設定しました。	817 頭 (26 年度)	1,300 頭
151	県民 指標	家庭での電力消費による二酸化炭素排出量	家庭における地球温暖化対策には、省エネルギーや節電、再生可能エネルギーの導入等の取組が必要であり、家庭からの二酸化炭素排出量の約半分を電気の使用が占めていること、社会全体の機運の盛り上がりには、家庭における温暖化対策を推進する必要があることから選定しました。	国では、2030 年度に 2013 年度比で温室効果ガスの排出量を 26% 削減することとしていることから、国の目標に合わせ目標値を設定しました。	1,196 千 t -CO ₂ (26 年度)	1,119 千 t -CO ₂
15101	活動 指標	大規模事業所における温室効果ガスの排出量の増減比率	温室効果ガス排出量の約 6 割が産業部門から排出されており、その 8 割以上を大規模事業所が占めていることから選定しました。	大規模事業所が作成し、県に提出する地球温暖化対策計画書の目標(集計)と整合を図り、目標値を設定しました。	0 % (25 年度)	+ 2.0% 以下 (30 年度)
15102	活動 指標	電気自動車等を活用した温暖化対策に取り組む地域の数(累計)	地域と共に創る電気自動車等を活用した低炭素社会モデル事業により得られた成果を県内に広げていくことが重要であり、またサミットを契機として地球温暖化対策の取組を広げていく必要があることから選定しました。	伊勢志摩サミットに関係する市町等を中心に取組を推進し、電気自動車の活用や省エネルギーの取組などの内容ごとに県内に取組を広げることとして目標値を設定しました。	1 地域 (26 年度)	10 地域
15103	活動 指標	地球温暖化対策講座等の受講後に、活動に取り組む意向を示した受講者の割合	県民の皆さんや事業者の自発的な温室効果ガスの削減取組を進めるには、地球温暖化の意識を具体的な行動に結びつける啓発活動が重要であると考え、それを示す指標として選定しました。	講座等を受講した県民の皆さんや事業者の全員が、具体的な活動に取り組むことをめざし、平成 31 年度の目標値を 100% に設定しました。	95.8%	100%
15104	活動 指標	環境教育講座等参加者の満足度	「三重県環境学習情報センター」が実施する指導者養成講座、出前講座等への参加者満足度を向上させ、自ら環境行動を起こすことを意識付けていくことで、環境活動に参加する人が増加すると考えられることから選定しました。	講座等に参加した県民の皆さん全員が満足し、積極的に環境活動に参加していただけるように意識付けされることをめざし、毎年 100% に設定しました。	98.7% (26 年度)	100%
152	県民 指標	廃棄物の最終処分量	循環型社会の定着を図るためには、廃棄物の発生抑制や再生利用等の取組を進め、最終処分量を削減する必要があることから選定しました。	「三重県廃棄物処理計画」の最終年度(平成 32 年度)の目標値(264 千 t)と整合を図り、平成 31 年度に 270 千 t となることをめざして目標値を設定しました。	293 千 t (26 年度)	270 千 t
15201	活動 指標	1 人 1 日あたりのごみ排出量(一般廃棄物の排出量)	廃棄物の最終処分量を削減するには、ごみの排出量の削減が必要であることから選定しました。	「三重県廃棄物処理計画」の最終年度(平成 32 年度)の目標値(936g/人日)と整合を図り、平成 31 年度に 943g/人日となることをめざして目標値を設定しました。	978g/人日 (26 年度)	943g/人日

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
15202	活動 指標	産業廃棄物の 再生利用率	廃棄物の最終処分量を削減するには、産業廃棄物の 3 R を推進する必要があり、排出された産業廃棄物は、貴重な資源として循環的な利用を行うことが重要であることから選定しました。	「三重県廃棄物処理計画」の最終年度(平成 32 年度)の目標値(43.6%)と整合を図り、平成 31 年度に 43.5%となることをめざして目標値を設定しました。	43.0% (26 年度)	43.5%
15203	活動 指標	不法投棄等不 適正処理事案 の改善着手率	不法投棄等不適正処理事案に対して、規模の拡大の防止の観点から、早期に改善に着手させる必要があることから選定しました。	全ての不法投棄等不適正処理事案に対して早期に改善に着手させることをめざして目標値を設定しました。	83.9% (26 年度)	100%
15204	活動 指標	不適正処理 4 事案に係る行 政代執行によ る是正措置の 進捗率	生活環境保全上の支障等のある 4 事案について、着実に環境修復を進める必要があることから選定しました。	「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」の期限である平成 34 年度までに環境修復を終了するためには、平成 32 年度までに是正措置を完了する必要があるため、目標値を設定しました。	25.0% (26 年度)	81.3%
153	県民 指標	自然環境の保 全活動団体数	生物多様性の調査や観察会、里地・里山・里海の保全活動など、自然を守る活動の実施団体を育成し、活動が広がることで、施策の成果を示すものであることから選定しました。	自然環境の保全活動をより多くの活動団体が自主的かつ継続的に実施することが重要であるため、活動団体数を現状値から 10 団体増やすことを平成 31 年度の目標値として設定しました。	74 団体 (26 年度)	84 団体
15301	活動 指標	希少野生動物 種の保全活 動や貴重な生 態系の維持回 復活動の実施 率	特に保護が必要な県指定希少野生動物種や貴重な生態系を保全するためには、迅速かつ着実に保全活動等を実施する必要があることから選定しました。	県指定希少野生動物種のうち特に保護が必要な種と「生態系維持回復事業計画」に基づく維持回復活動数の合計を母数に、平成 31 年度までに、全てにおいて、保全活動を実施することを目標として設定しました。	35.0% (26 年度)	100%
15302	活動 指標	自然とのふれ あい体験の満 足度	自然公園等を活用したさまざまなプログラム等の参加者の満足度を高めることが、県民の皆さんによる自然とのふれあいの機会の増進につながるから選定しました。	自然体験活動団体が行ったプログラム参加者への満足度調査で、参加者満足度が全体平均(69.9%)よりも高かった活動団体の平均程度(80.0%)まで、全団体の参加者満足度を向上させることをめざし、設定しました。	69.9%	80.0%
154	県民 指標	大気環境およ び水環境に係 る環境基準の 達成率	環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準であることから選定しました。	環境基準の達成が著しく困難な一部の水域を除き、各種施策を講じることにより全地点および全水域で環境基準を達成することをめざして目標値を設定しました。	91.2% (26 年度)	97.0%
15401	活動 指標	大気・水質の 排出基準適合 率	大気・水環境への負荷を削減していくためには、発生源である工場・事業場の排出基準が遵守されていることが必要であることから選定しました。	全ての工場・事業場で排出基準が遵守されている必要があることから目標値を設定しました。	100% (26 年度)	100%

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
15402	活動 指標	NOx・PM 法対策地域全 体の大気環境 基準達成率	二酸化窒素、浮遊粒子状物質の 大気環境基準達成率は、自動車 排出ガスの影響を、最もわかり やすく示す指標であることから 選定しました。	NOx・PM法対策地域全体に おいて大気環境基準を達成する ためには、全ての大気環境測定 地点と評価地点で大気環境基準 を達成する必要があることから 目標値を設定しました。	100% (26 年度)	100%
15403	活動 指標	生活排水処理 施設の整備率	伊勢湾再生等において、陸域か らの水質汚濁負荷に占める生活 排水の割合が大きく、水質改善 のためには生活排水処理施設整 備の推進が重要であることから 選定しました。	現在策定中で平成 28 年 6 月 公表予定の「生活排水処理アク ションプログラム」の中間目標 年次(平成 37 年度)において、 生活排水処理施設整備率の目標 を 90%程度としていることか ら、整合をとるために、生活排 水処理施設整備率を年 1%上げ る目標を設定しました。	81.5% (26 年度)	86.5%
15404	活動 指標	海岸漂着物対 策等の水環境 の保全活動に 参加した県民 の数	伊勢湾の再生のためには、さまざ まな主体による活動が重要であ ることから、県民の皆さんの伊勢 湾に対する保全意識の高まりを 示す指標として選定しました。	平成 28 年度はサミット開催を 契機として全県的な取組による 伸びをめざすとともに、平成 29 年度以降も継続的な取組拡 大を図ることとして、近年の伸 び率を上回る目標値を設定しま した。	25,984 人 (26 年度)	34,000 人
15405	活動 指標	大気環境およ び水環境の保 全に関する調 査研究成果を 公表した研究 事業数	光化学スモッグや PM2.5 など の大気環境と伊勢湾再生などの 水環境に関する課題解決や、検 査精度の確保に係る研究事業を 継続的に実施し、その成果を環 境保全の取組に還元していく必 要があることから選定しました。	研究成果を環境保全の取組に還 元していくためには、学会や論 文発表に加え、新たに環境負荷 が大きい企業への技術情報の提 供等が必要として、近年の実績 を上回る目標値を設定しました。	4 件 (26 年度)	7 件

Ⅱ 「創る」

～人と地域の夢や希望を実感できるために～

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
211	県民 指標	人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合	人権が尊重される社会の進展の度合いは、県民の皆さんの意識にあらわれるものと考えられることから選定しました。	過去(第1回～第4回)の「みえ県民意識調査」において、当該施策を含む分野の幸福実感指標の年間平均の伸び率を上回る、毎年1ポイント、4年間で4ポイントの増をめざして設定しました。	38.5%	42.5%
21101	活動 指標	地域における「人権が尊重されるまちづくり」研修会の実施団体数	より多くの団体が研修会を実施することが、地域における人権が尊重されるまちづくりの広がりにつながると考えられることから選定しました。	県の支援を受けて「人権が尊重されるまちづくり」研修会を実施する団体数について、過去の平均実績を上回る毎年度35団体とすることをめざして目標値を設定しました。	35 団体 (26 年度)	35 団体
21102	活動 指標	人権イベント・講座等の参加者の人権に関する理解度	人権イベント・講座等は、人権に関する理解を深めていただくためのものであり、参加者の人権に関する理解度が指標として適当であることから選定しました。	人権に関するイベントや講座等の参加者のアンケートにおいて「人権に関する理解が深まった」と回答した割合を平成31年度に100%とすることをめざして目標値を設定しました。	97.0%	100%
21103	活動 指標	人権教育カリキュラムを作成している学校の割合	学校において、教育活動全体を通じて人権教育を進めることが、人権を守るための実践行動力を育成することにつながると考えられることから選定しました。	平成31年度に全ての公立小中学校および県立学校で人権教育カリキュラムが作成されることをめざして目標値を設定しました。	65.5% (26 年度)	100%
21104	活動 指標	人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者の研修内容の理解度	相談員を対象とした資質向上研修会は、相談員の人権に関する知識の習得や相談対応力の向上を図り、相談体制の充実を図るものであり、参加者の研修内容の理解度が指標として適当であることから選定しました。	人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会の受講者のアンケートにおいて「人権に関する知識等を得られた」と回答した割合を平成31年度に100%とすることをめざして目標値を設定しました。	95.6%	100%
212	県民 指標	あらゆる分野で女性の社会参画が進んでいると感じる県民の割合	女性が働く場や地域活動の場等に参画していると感じる県民が増加することは、女性の社会参画が着実に進んでいると考えられることから選定しました。	あらゆる分野での女性活躍の取組をふまえ、過去(第1回～第4回)の「みえ県民意識調査」における幸福実感指標の伸び率上位5項目の平均が2ポイントであることから、毎年2ポイント、4年間で8ポイントの増をめざして設定しました。	39.4%	47.4%
21201	活動 指標	県・市町の審議会等における女性委員の割合	県および市町の審議会等において女性委員の占める割合が増加することは、政策・方針決定過程への女性の参画が進んでいると考えられることから選定しました。	「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう」との国の目標もふまえ、県および市町の審議会等における女性委員の割合を、年0.7%程度増加させることをめざして目標値を設定しました。	25.8% (26 年度)	29.4%

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
21202	活動 指標	男女共同参画 センター開催 事業の新規参 加者の数・満 足度	県民の皆さんのニーズに合った講座の実施等により、これまで関心のなかった県民の参加を促すことにより、より幅広く意識の普及啓発ができると考えられることから選定しました。 また、講座やセミナー等の参加者の満足度が高ければ高いほど、男女共同参画に対する理解が深まったと考えられることから選定しました。	県民の皆さんのニーズをとらえた課題解決型の取組や関心の高いテーマでの事業を行うことにより、新規参加者を年5%程度増加させることを目標に設定しました。 また、満足度については、平成31年度に100%となることをめざし、目標値を設定しました。	新規参加者数 292人 満足度 94.0% (26年度)	新規参加者数 370人 満足度 100%
21203	活動 指標	「女性の職業 生活における 活躍の推進に 関する法律」 に規定する事 業主行動計画 等の策定団体 数(累計) 【創】	各企業等が女性管理職比率や女性の職域拡大等について行動計画等を策定したり自主的に宣言を行うことは、職業生活等における女性の活躍や環境整備に着実につながることから選定しました。	企業の規模ごとに目標値の目安を定め、さまざまな事業を実施し、県内企業等における女性活躍推進の機運醸成を進めることにより、最終的には300団体を超える団体が計画策定や宣言につながるよう目標値を設定しました。	14団体 (26年度)	303団体
21204	活動 指標	性犯罪・性暴 力被害者支援 制度の周知の ための協力団 体数(累計)	性犯罪や性暴力については、さまざまな考え方がある中で、性犯罪・性暴力被害者に寄り添える社会を実現させるには、直接、県内の団体に県の取組について説明を行い、理解を深めていただくことが必要であることから選定しました。	平成27年6月から「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の運営を開始しましたが、相談窓口としての認知をさらに広げるために、周知のための協力団体を全県的に拡大することとし、平成31年度に49団体まで協力団体数を増やすことをめざして目標値を設定しました。	—	49団体
213	県民 指標	多文化共生の 社会になって いると感じる 県民の割合	多文化共生の社会の進展の度合いは、県民の皆さんの意識にあらわれるものと考えられることから選定しました。	過去(第1回～第4回)の「みえ県民意識調査」において、当該施策を含む分野の幸福実感指標の年間平均の伸び率を上回る、毎年1ポイント、4年間で4ポイントの増をめざして設定しました。	29.1%	33.1%
21301	活動 指標	多文化共生に 係るセミナー、 研修会等参加 者の理解度	多文化共生の社会づくりのためのセミナーや研修会等の参加者の理解が増えることで、多文化共生の社会づくりにつながると考えられることから選定しました。	多文化共生に係るセミナーや研修会等の参加者のアンケートにおいて「研修内容を理解できた」、「今後の活動に生かせる」と回答した割合を平成31年度に100%とすることをめざして目標値を設定しました。	97.9%	100%
	活動 指標	医療通訳者が 常勤している 医療機関の数 (累計)	外国人住民等が安心して医療機関を利用できることが、多文化共生の社会につながると考えられることから選定しました。	過去の通訳実績や県内の外国人住民数等をふまえ、新たに4医療機関での常勤化をめざして、平成31年度までに10医療機関とすることを目標値に設定しました。	6機関	10機関

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
21302	活動 指標	日本語指導が必要な外国人生徒のうち、就職または高等学校等に進学した生徒の割合	外国人児童生徒が、日本語で学ぶ力を身につけ、自信や誇りを持って学校生活において自己実現を図ることが、進学希望をかなえて自分に合った学習環境を得ることや、社会の構成員として自立して生活していくことにつながることから選定しました。	県内の日本語指導が必要な外国人児童生徒が就職または高等学校等に進学していることをめざして目標値を設定しました。	—	100%
221	県民 指標	全国学力・学習状況調査において全国平均を上回った教科数【創】	全国学力・学習状況調査における各教科の平均正答率は、学力の特定の一部であり教育活動の一側面ではありますが、その結果は全国規模で実施される学力の実態を示す客観的なデータであるとともに、学力の向上は社会参画力の育成にもつながることから選定しました。	全国学力・学習状況調査の本県平均正答率で、全教科(8教科)で全国平均を上回ることを目標として設定しました。 なお、平成 31 年度は英語の導入が予定されており、実施教科数が、9 教科以上になる場合があります。	0	8 (全教科)
22101	活動 指標	授業内容を理解している子どもたちの割合	国における全国学力・学習状況調査の結果の分析によれば、授業内容の理解度と教科の平均正答率には関連があることから選定しました。	本県では、学校・地域・家庭が一体となって学力向上に取り組んでおり、授業内容の理解度は全国学力・学習状況調査の結果と関連が高いことから、さらに向上させることをめざし、成果をあげている他県の状況をふまえて、各校種・教科ごとの伸びを設定しました。	小学校 国語 82.2% 算数 81.3% 中学校 国語 76.3% 数学 75.4%	小学校 国語 88.0% 算数 88.0% 中学校 国語 84.0% 数学 77.0%
22102	活動 指標	海外留学(短期留学を含む)や海外研修等に参加した高校生の数	グローバル教育を推進することにより、海外留学等に参加する高校生が増えると考えられることから選定しました。	国が平成 32 年度を目途に日本の海外留学生数を倍増する方針であることから、三重県においても海外留学生数が平成 32 年度を目途に倍増することをめざして、平成 31 年度の目標値を設定しました。	287人 (26 年度)	480 人
22103	活動 指標	地域等の人材を招へいた授業等を行っている学校の割合【創】	地域の専門的人材を招へいして授業等の教育活動を行うことは、自己の進路について考える能力や態度を育成することにつながることから選定しました。	小中学校においては、成果をあげている他県の状況をふまえて、現状値からおおむね 5 ポイント高めることとし、高等学校においては 100%になるよう設定しました。	小学校 82.9% 中学校 64.0% 高等学校 92.6% (26 年度)	小学校 87.0% 中学校 70.0% 高等学校 100%
222	県民 指標	自分には、よいところがあると思う子どもたちの割合	人・自然の中で伸びゆく豊かな心の育成を図るためには、一人ひとりの自尊心を高めることが重要と考えられることから選定しました。	小中学校ともに、成果をあげている他県の状況をふまえて、現状値からおおむね 5 ポイント高めることとして、目標値を設定しました。	小学生 75.1% 中学生 69.4%	小学生 81.0% 中学生 75.0%

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
22201	活動 指標	人の役に立ち たいと思う子 どもたちの割 合	他者理解や社会への寄与は、より よく生きるための人としてのあ り方や生き方の礎になると考え られることから選定しました。	国または県の平均値の過去の 最高値(小学校 94.7%、中学校 94.2%)を上回るよう設定しま した。	小学生 93.7% 中学生 94.1%	小学生 95.0% 中学生 95.0%
22202	活動 指標	地域や社会を よくするため に何をすべき かを考えるこ とがある子ど もたちの割合	郷土の豊かな自然、歴史、文化 について知り、郷土に対する愛 着が深まることにより、子ども たちは地域や社会に自ら深く関 わっていきこうとすることにな ると考えられることから選定しま した。	小中学校ともに、成果をあげて いる他県の状況をふまえて、現 状値からおおむね 20 ポイント 伸ばすこととして、目標値を設 定しました。	小学生 41.3% 中学生 30.0%	小学生 62.0% 中学生 50.0%
22203	活動 指標	授業時間以外 に読書をする 子どもたちの 割合	読書活動の推進により、読書に 親しむ児童生徒が増えることが 重要であり、豊かな心の育成に もつなぐと考えられることか ら選定しました。	国または県の平均値の過去の 最高値(小学校 64.7%、中学校 53.0%)を上回るよう設定しま した。	小学生 61.1% 中学生 48.6%	小学生 66.0% 中学生 55.0%
223	県民 指標	全国体力・運 動能力、運動 習慣等調査の 結果【創】	子どもたちの体力・運動能力の 向上について、全国で一斉に行 われる調査の結果から見ること が客観的でわかりやすいことか ら選定しました。	子どもたちの体力・運動能力は、 全国調査では平均を下回ること から、全国平均を超えることを 目標として設定しました。	48.5	51.0
22301	活動 指標	1 学校 1 運動 プロジェクト に取り組んで いる小学校の 割合	体力の向上を図る上で、体育の 授業以外にも児童の運動習慣を つけることが重要と考えること から選定しました。	全ての小学校が体力の向上に向 けた 1 学校 1 運動プロジェクト に取り組むことを目標として設 定しました。	77.0%	100%
22302	活動 指標	毎日、規則正 しく寝起きし ている子ども たちの割合	子どもたちが、規則正しく寝起 きすることは、基本的な生活習 慣の一つであり、健康の保持・ 増進を図る上で重要と考えられ ることから選定しました。	成果をあげている他県の状況を ふまえて、生活習慣チェック シート等の活用により、生活習 慣の改善を P T A と連携して家 庭に働きかけることにより、現 状値から、おおむね 5 ポイント 上昇させることとして、目標値 を設定しました。	小学生 寝る 37.6% 起きる 59.3% 中学生 寝る 31.0% 起きる 55.7%	小学生 寝る 43.0% 起きる 64.0% 中学生 寝る 36.0% 起きる 61.0%
22303	活動 指標	朝食を毎日食 べている子ど もたちの割合	子どもたちが毎日朝食を食べる ことは、健やかに成長するた めに必要な基本的な生活習慣 であり、体力の向上や健康な体 づくりにつながり、重要である と考えられることから選定しま した。	成果をあげている他県の状況を ふまえて、保護者への啓発等 により、現状値より毎年 1 ポ イント上昇させることとして、 目標値を設定しました。	小学生 86.5% 中学生 84.0%	小学生 90.5% 中学生 88.0%
224	県民 指標	特別支援学校 高等部の一般 企業就職希望 者の就職率	障がいのある子どもたちの教育 的ニーズを的確に把握し、早期 からの一貫した指導と支援の充 実を図ることにより、一般企業 への就職を希望する生徒の就 職を実現することは、特別支援 教育の成果を象徴的にあらわす ことから選定しました。	一般企業への就職を希望してい る生徒全員の希望が実現でき ることを目標に、毎年 100% に 設定しました。	100% (26 年度)	100%

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
22401	活動 指標	特別支援学級 においてパー ソナルカルテ を活用してい る小中学校の 割合	早期から一貫した教育支援を推 進し、子どもたちの成長を図る上 で、パーソナルカルテの活用は特 別支援学級において特に必要と されることから選定しました。	全ての特別支援学級において パーソナルカルテが活用される ことをめざして 100%に設定し ました。	59.2%	100%
22402	活動 指標	特別支援学校 版キャリア教 育プログラム を作成した特 別支援学校の 割合(累計)	計画的・組織的にキャリア教育 に取り組むことは、児童生徒の 自立と社会参画につながるこ とから選定しました。	全ての特別支援学校において キャリア教育プログラムを作成 して、計画的・組織的なキャ リア教育が進められるよう設定 しました。	25.0% (26 年度)	100%
22403	活動 指標	「三重県特別 支援教育推進 基本計画」に 基づき整備さ れた特別支援 学校数(累計)	特別支援学校の整備は、子ども たちの学習環境の充実につな がることから選定しました。	「三重県特別支援教育推進基本 計画」に基づき、特別支援学校 東紀州くろしお学園(本校)、か がやき特別支援学校、松阪地域 特別支援学校(仮称)の整備につ いて設定しました。	—	3校
225	県民 指標	学校生活に安 心を感じてい る子どもたち の割合	安全で安心な教育環境が整備さ れていることにより、子どもた ちが学校生活に安心を感じる割 合が高くなると考えられるこ とから選定しました。	学校生活の安心感は現状におい ても、比較的高い状況ですが、 子どもたちにとって特に重要な 項目であることから、さらに上 昇させることをめざし、95% にすることとして設定しました。	92.3%	95.0%
22501	活動 指標	いじめの認知 件数に対して、 年度内に解消 したものの割 合	いじめを早期発見し、組織的に 対応をすることにより、早期解 決を図ることがいじめのない学 校づくりにつながると考えられ ることから選定しました。	いじめは子どもたちの命にも関 わる重大な問題であることから、 全てのいじめを解消していくと の決意を示すため解消率 100% に設定しました。	92.0% (26 年度)	100%
	活動 指標	小・中・高等 学校における 1,000 人あた りの暴力行為 発生件数	子どもたちが安心して学校生活 を送れるよう、学校における暴 力行為発生件数の減少を図る必 要があることから選定しました。	小学校および高等学校は、全国 と比べて児童生徒 1,000 人あ たりの発生件数が多いことから、 平成 26 年度の全国の平均件数 (小学校 1.7 件、高等学校 2.1 件) を下回ることを目標に設定しま した。 中学校は、既に全国平均(10.7 件)より件数が少ないことから、 県内において過去最も少なか った件数(9.6 件)を下回るこ とを目標に設定しました。	小学校 2.7 件 中学校 10.5 件 高等学校 2.8 件 (26 年度)	小学校 1.6 件 中学校 9.5 件 高等学校 2.0 件
22502	活動 指標	児童等が交通 安全マップを 作製している 小学校の割合	子どもたちがフィールドワー クをとおして、直接自分たちの目 で発見した危険な箇所等を交通 安全マップにまとめ、発表会等 で成果を共有することで、危険 予測・危険回避能力を向上させ ることができ、交通事故防止に つながることから選定しました。	子どもたちの危険予測・危険回 避能力を高めるため、全ての小 学校で、交通安全マップを作製 することを目標に設定しました。	74.6% (26 年度)	100%

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
22503	活動 指標	小・中・高等 学校における 1,000 人あた りの不登校児 童生徒数	児童生徒の将来の社会的自立に 向けて、不登校の未然防止、早 期対応を図ることが重要である ことから選定しました。	小学校は、全国と比べて 1,000 人あたりの不登校児童の人数が 多いことから、平成 26 年度の 全国の平均(4.0 人)を下回るこ とを目標に設定しました。 中学校は、全国平均(28.8 人) との差が小さいことから、前計 画期間中県内において最も少な かった人数(26.3 人)を下回る ことを目標に設定しました。高 等学校は、既に全国平均(18.1 人)より少ないことから、さら に減少させることを目標に設定 しました。	小学校 4.7人 中学校 28.9人 高等学校 14.8人 (26年度)	小学校 3.9人 中学校 26.2人 高等学校 14.4人
226	県民 指標	コミュニティ・ スクール等に 取り組んでいる 市町の割合	コミュニティ・スクールや学校支 援地域本部の取組をとおして、学 校の教育活動への保護者、地域住 民の参画が進むことで、地域に開 かれ信頼される学校づくりにつ ながると考えられることから選 定しました。	市町に対して、成果の普及や導 入の働きかけを行うことにより、 三重県型コミュニティ・スクー ル、学校支援地域本部のいずれ かに取り組む市町の割合を 25 市町(86.2%)に設定しました。	65.5%	86.2%
22601	活動 指標	コミュニティ・ スクールに取 り組んでいる 小中学校の割 合	コミュニティ・スクールの取組 をとおして、学校の教育活動へ の保護者、地域住民の参画が進 むことで、地域に開かれ信頼さ れる学校づくりにつながると考 えられることから選定しました。	市町に対して、成果の普及や導 入の働きかけを行うことによ り、三重県型コミュニティ・スク ールに取り組む学校の割合を 27.0%に設定しました。	14.6%	27.0%
	活動 指標	学校支援地域 本部に取り組 んでいる小中 学校の割合	学校支援地域本部の取組をとお して、学校の教育活動への保護 者、地域住民の参画が進むこと で、地域に開かれ信頼される学 校づくりにつながると考えられ ることから選定しました。	市町に対して、成果の普及や導 入の働きかけを行うことにより、 学校支援地域本部に取り組む学 校の割合を 50.8%に設定しま した。	42.0%	50.8%
22602	活動 指標	地域の活性化 に向けて特色 ある教育活動 に取り組んで いる県立高等 学校の数(累 計)	地域の活性化や担い手の育成 が課題となっている中で、高 校においても地域の活性化に 向けた取組は、今後、重視す べき特色化・魅力化の観点の 一つと考えられることから選 定しました。	各学校の目標や学科・特色等 を考慮し、毎年 5 校程度(各地 域 1 校ずつ)増やすこととして目 標値を 35 校と設定しました。	14 校	35 校
22603	活動 指標	授業で主体的 ・協働的に 学習に取り組 んでいると感 じる子どもた ちの割合	主体的・協働的に学ぶ学習(い わゆる「アクティブ・ラーニン グ」)への転換が求められている 中で、研修等を通じて教職員の 指導方法の改善が進んだ結果、 子どもたちが主体的・協働的に 学習に取り組めると考えられ ることから選定しました。	成果をあげている他県の状況 をふまえて、研修会等とおして 主体的・協働的な学習活動が できるよう指導方法の改善を 図ることにより、毎年 2%程 度の増加をめざして設定しま した。	小学生 71.0% 中学生 69.9%	小学生 80.0% 中学生 78.0%
22604	活動 指標	私立学校にお ける特色ある 教育・学校運 営の取組事例 数	私立学校が建学の精神に基づ く個性豊かで多様な教育に取 組んでいるかどうかの観点から 選定しました。	より多くの特色と魅力ある教 育に取り組む私立学校が増加 することをめざして、年 4 件程 度の伸びを維持することを目 標として設定しました。	95 件 (26年度)	115 件

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
227	県民 指標	県内高等教育 機関卒業生の 県内就職率 【創】	県内で学び、働きたいという希望を持つ若者の希望をかなえることが非常に重要であることから、県内高等教育機関を卒業し就職した者のうち、県内に就職した者の割合(就職率)を目標項目として選定しました。	県内高等教育機関と協議を行い、平成 31 年度に平成 26 年度実績から 10%増の 59.0%をめざすものとして設定しました。 なお、現状値については、平成 26 年度において県内高等教育機関を卒業し就職した者は 3,018 人であり、うち 1,480 人(49.0%)が県内に就職しています。	49.0% (26 年度)	59.0%
22701	活動 指標	県内高等教育 機関への県内 からの入学者 の増加数	県民指標である「県内高等教育機関卒業生の県内就職率」を高めるための重要な要素の一つであることから、「県内高等教育機関への県内からの入学者の増加数」を目標項目として選定しました。	各高等教育機関の取組状況や高校生を対象としたアンケートの結果、高等教育機関の新設見通し等をふまえ、平成 31 年度に県内からの入学者数が、平成 27 年度の 2,677 人に対して 200 人増加していることを目標として設定しました。	0 人	200 人
22702	活動 指標	「学生×地域 活動」サポ ート情報局等 におけるマッ チング延べ人 数の増加数	県および県内高等教育機関による学生の地域活動への参加促進に向けた取組の効果を適切かつ効率的に捕捉できることから、「学生×地域活動」サポート情報局等におけるマッチング延べ人数の増加数を目標項目とし選定しました。	「学生×地域活動」サポート情報局のコーディネーターの活動量や各高等教育機関からの聴き取り結果、平成 26 年度実績(2,778 人)等をふまえ、平成 31 年度に地域活動に取り組んでいる学生が、平成 27 年度実績に対して延べ 1,000 人増加していることを目標として設定しました。	0 人	1,000 人
228	県民 指標	参加した文化 活動、生涯学 習に対する満 足度	県民の皆さんが多様な文化にふれ親しんだり、学びの機会を得ることで、心の豊かさや生きがいを実感できたかどうかを測る必要があることから選定しました。	第一次行動計画期間中の実績値を上回る 97.0%以上を維持することをめざして目標値を設定しました。	95.3% (26 年度)	97.0%
22801	活動 指標	県立文化施設 の利用者数	文化にふれ親しみ、創造する機会を充実させるためには、県立文化施設が、県民の皆さんに魅力ある文化にふれる機会を提供する必要があることから選定しました。	魅力ある文化にふれる機会を提供していくため、県立文化施設の利用者数については、平成 26 年度の特種要因を除いた 134 万人を基準とし、魅力的な展覧会等による増加を図ることで、近年の伸び率をふまえ、毎年度 1 万人増の 140 万人をめざして目標値を設定しました。	150.7 万人 (26 年度)	140 万人
22802	活動 指標	文化財情報ア クセス件数	多くの県民が文化財について学習し、親しみ、その価値についての理解を深めるためには、県民の文化財に対する関心を高め、文化財情報をより多く活用していただく必要があることから選定しました。	多くの県民が文化財について学習し、親しみ、その価値についての理解を深めるため、文化財関係ウェブサイトをより充実させるなど、各種新規の取組を展開することで、アクセス数を、過去の増加率を上回る 12%増加させ、平成 31 年度までに 228,000 件とする目標値を設定しました。	203,945 件 (26 年度)	228,000 件

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
22803	活動 指標	みえ生涯学習 ネットワーク 登録会員数 (累計)	県民の皆さんが主体的に学び、その成果を生かして地域の活動を支えるためには、生涯学習センターが、自ら学んだ成果を生かす場や情報発信する機会を提供する必要があることから選定しました。	自ら学んだ成果を生かす場や情報発信の機会を提供していくため、生涯学習センターが運営する「みえ生涯学習ネットワーク登録会員数」について、過去の年平均登録数を上回る目標値を設定しました。	122 会員 (26 年度)	170 会員
22804	活動 指標	地域の教育関係者のネットワークへの参画者数(累計)	地域の教育関係者のネットワークへの参画者が増えることにより、社会教育活動の促進につながると考えられることから選定しました。	新たにネットワークを構築するにあたり、現在地域で活動しているみえの学び場のコーディネーター、子ども体験活動クラブの指導員、放課後子ども教室の安全管理指導員等については全員の参画をめざし、さらに各小学校区から 1 名以上の参画をめざし、目標値を設定しました。	-	500 人
231	県民 指標	地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合【創】	「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざす「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の総合目標と同じ項目を選定しました。	スマイルプランの総合目標の設定根拠(平成 25 年度の実績値 56.0%をもとに毎年 1 ポイントずつ上昇)に基づき設定しました。	53.4%	62.0%
23101	活動 指標	みえ子どもスマイルネットの月間平均アクセス数	少子化対策の機運醸成を進めることにより、関心を持った方が県の少子化対策の情報にアクセスすることが考えられることから選定しました。	平成 27 年 2 月に「みえ子どもスマイルネット」を開設したことから、平成 27 年度の平均月間アクセス数をベースに、毎年増加させていくことを目標に設定しました。	-	31,000 件
23102	活動 指標	子育て家庭応援クーポン協賛店舗数	子育て家庭の経済的負担の軽減や、子育て家庭応援クーポンに賛同する店舗が地域に増加することで地域で子どもの育ちや子育て家庭を支える機運の醸成が図ることができることから選定しました。	1 世帯あたりの協賛店舗数が全都道府県の中で上位水準に入ることをめざし、目標値を設定しました。	350 店舗 (26 年度)	3,000 店舗
	活動 指標	青少年が使用する携帯電話等のフィルタリングサービス利用率	携帯電話等の利用における子どものネット被害を防ぐためには、フィルタリングサービスの普及が重要であることから選定しました。	フィルタリングサービスの普及を進めている先進県の調査結果における最高値をめざし、目標値を設定しました。	59.1%	72.4%
23103	活動 指標	ライフプラン教育を実施している市町の数【創】	小中学校において、妊娠・出産や性に関する医学的に正しい情報や自らのライフプランを考える機会を提供することの必要性が高まっていることから選定しました。	子どもの自己肯定感の醸成や家族の大切さ、性や命の大切さを学ぶ事業であり、全市町での実施が望ましいことから目標値を設定しました。	10 市町 (26 年度)	29 市町
	活動 指標	県立高等学校においてライフプラン教育に関する取組を実施した割合【創】	家族の役割や家庭を築くこと、子育ての意義を考える機会を設けるとともに、妊娠・出産の医学的知識等を習得することができるライフプラン教育を充実させる必要があることから選定しました。	高校生が家庭を築くことや子育てに関する意義を考え、妊娠・出産や性に関する医学的知識等を学ぶ事業であり、全ての県立高等学校での実施が望ましい取組として設定しました。	38.6% (26 年度)	100%

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
23104	活動 指標	「みえの育児 男子プロジェクト」に参加 した企業、団 体数(累計) 【創】	男性が子育てに積極的に関わる ことが重要であり、「みえの育児 男子プロジェクト」への参画は 職場や地域社会の中で男性の育 児参画の考え方が広まるのを示 すことから選定しました。	男性の育児参画の推進に関して 企業への働きかけを進めている 先進県の実績数と同程度の数を 目標値として設定しました。	19 企業・団体 (26 年度)	300 企業・団体
232	県民 指標	妊娠期から子 育て期にわた る総合的な相 談窓口が整備 されている市 町数 【創】	妊産婦・乳幼児やその家族に対 して、必要な母子保健サービ スがワンストップで切れ目なく行 われることが必要であることか ら選定しました。	全ての市町で切れ目のない妊産 婦・乳幼児への母子保健対策(ポ ピュレーションアプローチ)を 行えるよう、目標値を設定しま した。	24 市町	29 市町
23201	活動 指標	出逢いの場 の情報提供数 【創】	結婚を希望する人に、出逢いの 場が提供されることが求められ ていることから選定しました。	先進県の状況も参考に、結婚を 希望する人に、県内各地の出逢 いの機会が情報提供されている 数値として目標を設定しました。	15 件 (26 年度)	240 件
23202	活動 指標	県独自の全 ての不妊治療 助成事業に取 り組む市町数 【創】	不妊等に悩む夫婦が安心して相 談でき、治療が受けられるよう な環境づくりが必要であること から選定しました。	26 年度の助成事業の実施状況等 をふまえ、27 年度の実績見込み である約 10 市町から倍増するこ とを目標値として設定しました。	5 市町 (26 年度)	20 市町
23203	活動 指標	妊娠届出時等 に医療機関と 情報提供等の 連携をした市 町数	切れ目のない妊産婦・乳幼児へ の保健対策を推進していくため には医療機関との連携が必要で あることから選定しました。	県内のどの地域においても行政 と医療機関との連携が行われる ことをめざし目標を設定しまし た。	22 市町 (26 年度)	29 市町
233	県民 指標	保育所の待機 児童数 【創】	仕事と家庭を両立しやすい環境 を整備するためには、待機児童 を解消する必要があることから 選定しました。	保育所における待機児童をなく すことをめざし、平成 31 年度 の目標値を設定しました。	98 人	0 人
23301	活動 指標	放課後児童ク ラブの待機児 童数 【創】	仕事と家庭を両立しやすい環境 を整備するためには、待機児童 を解消する必要があることから 選定しました。	放課後児童クラブにおける待機 児童をなくすことをめざし、平 成 31 年度の目標値を設定しま した。	86 人	0 人
23302	活動 指標	生活困窮家庭 またはひとり 親家庭に対す る学習支援を 利用できる市 町数 【創】	子どもの能力・可能性を伸ばし夢 に挑戦できるよう、関係機関や地 域と連携し、ひとり親家庭等の子 どもたちの学習環境を整えるこ とが必要であることから選定し ました。	全市町において学習支援を利用 できる環境整備をめざし、平成 31 年度の目標を設定しました。	6 市町 (26 年度)	29 市町
23303	活動 指標	「CLMと個別 の指導計画」 を導入してい る保育所・幼 稚園等の割合 【創】	発達支援が必要な子どもが、身 近な地域において早期支援が途 切れることなく受けられるため の体制づくりの一つとして、進 捗状況を把握することができる ことから選定しました。	三重県立子ども心身発達医療セ ンターの開設(平成 29 年 6 月) までに 50%の幼稚園・認定こ ども園・保育所で導入が行われ るよう取組を進め、以降、年 10%ずつ拡大(開設初年度の平 成 29 年度のみ移転作業等を勘 案し 5%とします。)を図るよう、 平成 31 年度の目標を設定しま した。	33.1% (26 年度)	75.0%

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
23304	活動 指標	家庭教育を支援する市町・団体数(累計) 【創】	市町や団体等と連携して家庭における教育を進めていくことが重要であることから選定しました。	全市町において家庭教育を支援する取組を実施するとともに、より多くの団体に参画していただくよう、平成 31 年度の目標を設定しました。	10 市町・団体 (26 年度)	74 市町・団体
	活動 指標	小学校の児童との交流を行った幼稚園等の割合 【創】	小学校の児童と幼稚園・認定こども園・保育所の幼児が交流を行うことは、小学校への円滑な接続につながることから、選定しました。	全ての公私立幼稚園・認定こども園・保育所において、小学校の児童との交流が行われていることをめざして、平成 31 年度の目標値を設定しました。	—	100%
234	県民 指標	里親・ファミリーホームでケアを受けている要保護児童の割合 【創】	社会的養護は、原則として家庭養護(里親、ファミリーホーム)を優先し、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていくこと等が求められていることから選定しました。	「三重県家庭的養護推進計画」において、15 年後(平成 41 年度)に、施設の本体施設、グループホーム、里親・ファミリーホームにおける要保護児童の割合をおおむね 3 分の 1 ずつに変えていくことをめざしていることをふまえて、平成 31 年度の目標値を設定しました。	18.5% (26 年度)	21.5%
23401	活動 指標	児童虐待により死亡した児童数 【創】	平成 24 年度に発生した死亡事例の教訓をふまえ、目標として選定しました。	虐待による児童の死亡はあってはならないことであり、常に 100%の対応をめざす目標数値として設定しました。	0人 (26 年度)	0人
23402	活動 指標	新規養育里親登録数(累計)	里親委託の推進に向け、新規の養育里親登録数の増加が不可欠であることから選定しました。	「三重県家庭的養護推進計画」において、15 年後(平成 41 年度)に、施設の本体施設、グループホーム、里親・ファミリーホームにおける要保護児童の割合をおおむね 3 分の 1 ずつに変えていくことをめざしていることをふまえて、平成 31 年度の目標値を設定しました。	—	50 世帯
23403	活動 指標	グループホームでケアを受けている要保護児童の割合 【創】	施設養護においてもできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていくこと等が求められていることから選定しました。	「三重県家庭的養護推進計画」において、15 年後(平成 41 年度)に、施設の本体施設、グループホーム、里親・ファミリーホームにおける要保護児童の割合をおおむね 3 分の 1 ずつに変えていくことをめざしていることをふまえて、平成 31 年度の目標値を設定しました。	8.5% (26 年度)	18.1%
241	県民 指標	国民体育大会の男女総合成績	平成 33 年の三重とこわか国体において、天皇杯・皇后杯の獲得をめざすとともに、大会終了後も安定した競技力を確保するため、計画的に競技水準を向上させる観点から選定しました。	平成 33 年の三重とこわか国体における天皇杯・皇后杯の獲得および大会終了後の安定した競技力の確保をめざすためには、計画的に競技水準を向上させる必要があり、開催 3 年前の平成 31 年度の目標を 10 位以内と設定しました。	27 位	10 位以内

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
24101	活動 指標	全国大会の入 賞数	ジュニアから成年選手まで幅広い年齢層における本県の競技力向上対策に取り組んだ成果があらわれる数値であると考えられることから選定しました。	平成 33 年の三重とこわか国体での天皇杯・皇后杯の獲得を見据えるとともに、平成 30 年の全国高等学校総合体育大会や平成 32 年の全国中学校体育大会に向けたジュニア・少年選手の育成・強化をふまえ、142 を目標として設定しました。	117	142
24102	活動 指標	国体開催に向 けた広報ボラ ンティアの延 べ活動人数	平成 33 年の三重とこわか国体開催に向けて、機運の醸成を図ることで、幅広い県民の理解と協力を得て、県民力を結集した準備を進める観点から選定しました。	平成 33 年の三重とこわか国体では多くの県民によるボランティア参加が必要となるため、5 年前から先行して、県民の参加を呼び掛けていただける広報ボランティアを募集することとし、積極的な P R 活動に必要な延べ活動人数 970 人を目標として設定しました。	—	970 人
24103	活動 指標	県営スポーツ 施設年間利用 者数	県民の皆さんが利用しやすい県営スポーツ施設の環境づくりに県が取り組んだことの効果を示すことができると考えられることから選定しました。	平成 26 年度の実績値を基準として、各施設の利活用を促し、毎年度 2 %程度増加することをめざし、978 千人を目標として設定しました。	870,333 人 (26 年度)	978,000 人
242	県民 指標	成人の週 1 回 以上の運動・ スポーツ実施 率	スポーツの推進に係る取組を通じて、県民がスポーツに親しみ、スポーツを「する」人を拡大する観点から選定しました。	国の「スポーツ基本計画(平成 24 年 3 月 30 日)」の目標値(3 人に 2 人(65%程度))および「三重県スポーツ推進計画(平成 27 年 3 月)」の目標値(65%)をふまえ、65%を目標として設定しました。	47.4%	65.0%
24201	活動 指標	総合型地域ス ポーツクラブ の会員数	総合型地域スポーツクラブは、生涯にわたってスポーツに親しみ、楽しむことができる環境づくりにつながるものと考えられることから選定しました。	県全体の人口が減少傾向にある中、クラブの新規設立や既存クラブの会員数拡大に努め、4 年間で 400 人程度増加させることとし、27,350 人を目標として設定しました。	26,955 人	27,350 人
24202	活動 指標	全国障害者ス ポーツ大会へ の出場率	全国障害者スポーツ大会(ブロック大会含む)の団体競技(12 競技)全ての出場をめざすことを通じて、障がい者スポーツの育成・強化およびさらなる裾野の拡大を図る観点から選定しました。	全ての団体競技で全国障害者スポーツ大会(ブロック大会含む)に出場し、その状態を維持することをめざし、目標値として設定しました。	75.0%	100%
251	県民 指標	南部地域にお ける転出超過 数	南部地域において人口流出が著しい中で、転出超過数の改善は「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」における社会減対策の基本目標として掲げられていることから選定しました。	「三重県人口ビジョン」、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の社会減対策の数値目標をふまえて、平成 31 年度には 1,200 人まで転出超過数を改善することを目標として設定しました。	2,069 人	1,200 人

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
25101	活動 指標	南部地域の人びとによる創業件数(累計)	より「働く場」という点を意識して、南部地域の人びとが主体的かつ持続的に取り組む経済活動をあらわすことから選定しました。	集落活性化に取り組んできた市町と地域おこし協力隊を導入している市町のそれぞれ全てで持続的な経済活動が行われることをめざして、現状値から 11 件増加させ、15 件を目標として設定しました。	4 件	15 件
25102	活動 指標	南部地域において将来的に戻りたいと考えている高校生の割合	若者が一旦地域を離れても将来的には戻ってくるために必要となる地域への愛着を測る指標であることから選定しました。	高校生・保護者アンケート結果によると、南勢志摩地域と東紀州地域の高校生で将来的に県内(南部地域以外の他の地域も含む)に戻りたいと考えている生徒の割合が約 80%であることから、その水準まで「今住んでいる地域」に戻りたいと考えてもらうことをめざして目標値を設定しました。	—	80.0%
25103	活動 指標	県および市町の相談窓口等で把握した南部地域への移住者数	暮らしたくなる地域として南部地域に魅力を感じ、実際に移り住んだ人の数をあらわす指標であることから選定しました。	平成 26 年度の空き家バンク成約実績(20 人)を参考に、空き家バンク以外の制度利用や移住相談センター開設の効果等も考慮して、平成 31 年度には関係市町それぞれで 2～3 人程度増となることをめざして、60 人を目標として設定しました。	—	60 人
252	県民 指標	東紀州地域における観光消費額の伸び率	地域特性を生かした集客交流の実績と地域経済への影響をあらわす指標であることから選定しました。	「三重県観光振興基本計画(平成 28 年度～31 年度)」をふまえ、東紀州地域における観光消費額もおおむね同様の伸び率を確保することをめざして、平成 26 年から 7%増加させ、107 を目標として設定しました。	100 (26 年)	107
25201	活動 指標	地域づくりに取り組む語り部人数	地域資源を生かしたまちづくりに向けて、地域住民への働きかけの効果をあらわす代表的な指標であることから選定しました。	増加する熊野古道来訪者への対応およびより一層の東紀州地域や熊野古道の理解促進に必要な語り部人数として、現状から 15 人増加させ、100 人を目標として設定しました。	85 人	100 人
25202	活動 指標	熊野古道の来訪者数【創】	地域資源の核である世界遺産熊野古道を生かした集客交流の実績をあらわす指標であることから選定しました。	熊野古道を核とした集客交流の拡大をめざし、過去最高を記録した世界遺産登録 10 周年の来訪者数 429 千人から、おおむね 5%増加させ、450 千人を目標として設定しました。	429 千人 (26 年)	450 千人
25203	活動 指標	商談会等における成約件数	東紀州地域の産業振興に係る取組の成果をあらわす代表的な指標であることから選定しました。	新商品の開発、ブランディング、販路拡大などを支援することにより、毎年 2 件程度の増加をめざし、現状値からおおむね 50%増加させ、28 件を目標として設定しました。	19 件 (26 年度)	28 件

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
253	県民 指標	中山間地域・ 農山漁村の活 性化に取り組 む新規団体数 (累計)	中山間地域・農山漁村において、 コミュニティが維持され、生活 サービス機能が確保されるなど、 地域の活力が向上していること をあらゆる指標であることから 選定しました。	施策を構成する事業を活用して 平成 27 年度に新たに取組を実 施する団体数を 19 団体と見込 み、それを基準に、毎年 20 団 体が新たに取組を実施すること をめざし、80 団体を目標とし て設定しました。	—	80 団体
25301	活動 指標	中山間地域等 において持続 可能なコミュ ニティづくり に取り組む地 域数(累計)	中山間地域等において、コミュ ニティの維持や生活サービス機 能の確保のための対策を行う市 町に対して支援を行うことで、 地域の活性化につなげることが でき、事業の効果をあらゆる指 標として適当であることから選 定しました。	平成 28 年度は対策を実施する ための地域実態調査等を行うこ ととし、平成 29 年度以降は人 材育成などの地域に応じた支援 を毎年度 3 地域ずつ増やして実 施していくことをめざし、9 地 域を目標として設定しました。	—	9 地域
25302	活動 指標	複数集落の ネットワーク により新たに 活動している 事例数(累計) 【創】	人口が減少し、地域において集 落の機能が損なわれつつある中 で、集落機能を維持するため には、複数集落がネットワークを 形成し活動することが有効であ り、住民が地域(集落)に住み続 けたいという希望を持ち、維持・ 活性化に取り組む活動を市町と 共に支援していく必要があるこ とから選定しました。	新たな取組として、市町や地域 に働きかけを行いながら、平成 31 年度までに毎年 1～2 事例 ずつ増やすことをめざし、6 事 例を目標として設定しました。	—	6 事例
25303	活動 指標	農山漁村の交 流人口 【創】	農山漁村の活力を向上させるた めには、豊富な地域資源に着目 し、都市との交流を促進するこ とが重要であることから選定し ました。	農山漁村の暮らし、食文化、農 林水産業などを体験できる施設 の年間利用者数を交流人口(現 状値)として、毎年 2%相当を 増加させることをめざして設定 しました。	1,376 千人 (26 年度)	1,484 千人 (30 年度)
25304	活動 指標	多面的機能維 持・発揮のた めの地域活動 を行う農業集 落率	農山漁村の有する多面的機能の 発揮の促進にあたっては、地域 における貴重な資源である農用 地等の保全に資する各種の取組 が、農業集落の皆さんによる地 域活動で営まれることが重要で あることから設定しました。	「三重県農業農村整備計画」に 定める平成 32 年度の間目標 (53.1%)に基づき設定しました。 (農林業センサスにおける農業 集落数：2,109 集落)	44.7% (26 年度)	52.9%
25305	活動 指標	ため池および 排水機場の整 備により被害 が未然に防止 される面積	安全・安心な農村づくりを進め るため、農業用施設の整備を実 施し、被害防止を図る必要があ ることから選定しました。	「三重県農業農村整備計画」に 定める H32 年度の間目標 (3,432ha)に基づき設定しまし た。 (緊急性の高い農業用ため池や 排水機場の被害想定面積の計： 7,696ha)	2,717ha	3,357ha
254	県民 指標	県および市町 の相談窓口等 で把握した県 内への移住者 数 【創】	社会減対策の一つとして実施す る県内への移住促進施策の効果 をあらゆる指標であることから、 県と市町で把握できる範囲の移 住人数を選定しました。	平成 26 年度の県内市町の空き 家バンクの県外からの成約件数 19 件 32 人を参考に、移住相 談センター開設の効果等を見込 んで毎年 10～20 人ずつ増や すことをめざし、100 人を目標 として設定しました。	—	100 人

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
25401	活動 指標	移住相談センターにおける相談件数	東京在住者の約 4 割が地方への移住を検討している(内閣府調査)現状において、三重県や県内市町に興味を持っていただいたり、移住先候補地の一つとして認識していただいたことをあらかず指標であることから選定しました。	平成 27 年度の相談件数の実績見込み(約 650 件)をふまえ、毎年 50 ～ 100 件ずつ増やし、1,000 件を目標として設定しました。	—	1,000 件
25402	活動 指標	県外の移住相談会等への参加市町数	移住相談会へのブース出展は市町の移住受入体制の熟度をあらかず指標であることから選定しました。	平成 27 年度の実績見込み(34 市町)をふまえ、県内市町の移住受入体制の整備・充実により、参加市町が毎年延べ 2 市町ずつ増加することをめざし、42 市町を目標として設定しました。	26 市町 (26 年度)	42 市町
25403	活動 指標	農林水産業就労体験者数(累計)	農林水産業への就労を通じて移住の促進を図るためには、農山漁村の魅力発信するとともに、農山漁村の暮らしや農林水産業を実体験できる機会を創出することで、農林水産業への就労意欲を醸成することが重要であることから選定しました。	農林水産業への就労体験として、市町などと連携した体験プログラムや生産者等による就労体験者の受入等の取組により、毎年 70 人ずつ増加させることとして設定しました。	—	280 人
255	県民 指標	地域活動等を行っている県民の割合	NPO に対する理解が深まり、NPO 活動、地域づくりの担い手としての活動に取り組んでいる県民の状況を把握できることから、指標として選定しました。	過去(第 1 回～第 4 回)の「みえ県民意識調査」において、当該施策を含む分野の幸福実感指標の年間平均の伸び率を上回る、毎年 1 ポイント、4 年間で 4 ポイントの増をめざして設定しました。	19.7%	23.7%
25501	活動 指標	NPO 法人活動への支援としての会費収入等	NPO 法人の会員や賛同者になることは市民活動への重要な参画手段であることから、会費収入等を指標として選定しました。	NPO 活動や市民活動に対する県民の皆さんの理解を深め参加・参画につなげるとともに、NPO 法人の資金調達力の向上を支援するなど、NPO 法人の会費収入等を、近年の伸び率をふまえ、4 年間で約 1 割増加させることをめざして目標値を設定しました。	411,362 千円 (26 年度)	450,000 千円
25502	活動 指標	若者との協創により地域活動に取り組んだ件数(累計)	若者との協創により地域活動に取り組む事業であり、その件数が事業効果をあらかず上で適切と考え、選定しました。	平成 31 年度までに北勢、中勢、伊賀地域で各地域 2 件の地域課題の解決に取り組むこととし、4 年間で 6 件の課題解決にモデル的に取り組むことをめざして設定しました。	—	6 件
256	県民 指標	県と市町の連携により地域づくりに成果があった取組数(累計)	県と市町がそれぞれの地域が固有に持つ独自課題の解決に向けて、検討会議を設置して取り組んだ結果、成果があった取組数を目標とすることで、地域の活性化のために当施策に取り組んだ効果をあらかずことができることから選定しました。	「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」において、各地域防災総合事務所および各地域活性化局(9 か所)別に設置する地域会議の検討会議でそれぞれ毎年 2 項目の成果を得ることをめざし、109 取組を目標として設定しました。	19 取組 (26 年度)	109 取組

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
25601	活動 指標	県と市町の連携により全県的な課題の解決に成果があった取組数(累計)	県と市町が連携し、全県的な課題の解決に向けた取組を進めるため、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の仕組みを活用し、成果に結びつけることが有効であることから選定しました。	「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の全県会議の検討会議において、全県共通の重要課題に厳選して取り組むため、毎年 1 項目の成果をめざし、8 取組を目標として設定しました。	3取組 (26 年度)	8取組
25602	活動 指標	財政健全化計画策定市町数	県内全市町が健全で安定的な財政運営を行い、財政健全化法に基づく財政健全化計画の策定団体にならないことが重要であることから選定しました。	県内全市町が財政健全化法に基づく財政健全化計画の策定団体にならないことを目標に、策定市町数を「0」に設定しました。	0市町	0市町
25603	活動 指標	特定地域の利用率	大仏山地域、木曾岬干拓地等の特定地域の活性化のためには、整備や用地の分譲が進む必要があることから選定しました。	特定地域の分譲・整備について、それぞれの分譲見込みや整備予定等に基づき、48.9%を目標として設定しました。	23.5%	48.9%

Ⅲ 「^{ひら}拓く」

～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
311	県民 指標	魅力ある県産農林水産物や加工品が販売されていると感じる県民の割合	イノベーションの創出によって生み出された付加価値の高い県産農林水産物やその加工品の販売拡大の効果は、県民の皆さんの魅力実感の程度にあらわれると考えられることから選定しました。	平成 31 年度の「みえ県民意識調査」において、回答した県民の半数(50%)が実感していることをめざして設定しました。	42.1%	50.0%
31101	活動 指標	「みえフードイノベーション」から生み出される商品等の売上額(累計)	イノベーションの創出による直接的な成果を測る指標として適当であることから選定しました。	フードイノベーション商品の平成 24 年度から 26 年度までの3か年の平均売上額をベースに、今後開発販売を進める新商品等の売上増加額等を勘案して設定しました。	4億円 (26 年度)	19 億円
31102	活動 指標	農林水産技術の開発成果が活用された商品等の数(累計)	県の農林水産研究所における研究成果等は、農林水産業者や食品関連事業者が県民の皆さんに提供する商品やサービスなどに活用されることで、農林水産事業者の収益向上につながるから選定しました。	県の研究所におけるこれまでのフードイノベーションに関する研究の成果や現在の研究課題件数などをもとに、向こう4年間の普及・実用化を積極的に見通して設定しました。	155 件	315 件
31103	活動 指標	魅力発信により生み出された企業との連携(累計)	県産農林水産物の魅力を効果的に発信していくためには、企業の県産農林水産物に対する評価を高め、連携した取組を実施していくことが重要であることから選定しました。	地産地消や食育、ブランド化の推進に際し、これまで事業者などと共同でPRなどに取り組んできた状況をふまえ、年間50社との連携を確保することを目標値として設定しました。	-	200 社
31104	活動 指標	「みえ農林水産ひと結び塾」における人材養成数(累計)	「みえ農林水産ひと結び塾」では、個別分野だけでなく、多様な分野と連携してイノベーションを生み出せる人材の養成を目的としていることから選定しました。	事業連携、研究開発、ブランド化等の各分野から、数名程度を確保し、4年間で40人の人材を養成することをめざして設定しました。	-	40 人
312	県民 指標	農業産出等額【創】	食料の安定供給とともに、「もうかる農業」の展開を本格化させることを通じ、農業収益を確保していくことが重要であることから選定しました。	農産物単価を現状水準と想定(経営所得安定対策等による支援措置を想定)した上で、米の需給見通し、麦・大豆等の振興方針、園芸・畜産の生産動向をふまえつつ、平成 30 年産にはTPPによる影響も考慮し、4年間で22億円の増をめざして設定しました。	1,138 億円 (26 年)	1,160 億円 (30 年)
31201	活動 指標	米、小麦、大豆の自給率(カロリーベース)	県民に食料を安定的に供給していくためには、供給カロリーの8割を占める米、小麦、大豆の生産力を維持していくことが重要であることから選定しました。	米の生産量は国の「食料・農業・農村基本計画」をもとに、麦・大豆は、食品産業事業者なども参画した振興会議などで合意されている振興方針等をもとに、4年間で2%増をめざして設定しました。	77.0% (26 年度)	79.0% (30 年度)

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
31202	活動 指標	産地改革に 取り組む園芸 等産地増加数 (累計)	園芸等産地の維持・発展を図る ためには、現状の市場出荷だけ でなく、多様化する需要に対応 するとともに、新規産地を育成 することが必要であることから 選定しました。	これまでの実績をふまえ、県内 の主要産地(野菜 37、果樹 27、 花卉 9、茶 3)の約 5 割で、産 地改革を進めることをめざして 設定しました。	15 産地 (26 年度)	40 産地
31203	活動 指標	高収益型畜産 連携体数(累 計)	畜産業の健全な発展を図るため には、畜産経営体がさまざまな 関係者と連携し、生産性の向上 や畜産物の高付加価値化、さら には雇用の創出等をめざすこと が重要であることから選定しま した。	収益性の高い「もうかる畜産業」 に取り組む連携体を各畜種(肉 牛、酪農、養豚、養鶏)ごとに 毎年 1 連携体育成していくこと をめざし、4 年後に 20 連携体 を育成することを目標として設 定しました。	4 連携体	20 連携体
31204	活動 指標	農畜産経営体 における法人 経営体数(累 計)	法人化や企業の農業参入を進め ることにより、農業経営体の雇 用力を高めていくことが重要で あることから選定しました。	国の法人化目標と県のこれまで の取組状況をふまえ、毎年 20 経営体を法人化することをめざ し、平成 31 年度の目標を 495 経営体と設定しました。	395 経営体 (26 年度)	495 経営体
31205	活動 指標	基盤整備を契 機とした農地 の担い手への 集積率	良好な生産基盤の確保・整備状 況と、基盤整備の事業効果をあ らわす指標として適当であるこ とから選定しました。	「三重県農業農村整備計画」に 定める H32 年度の間目標 (50%)に基づき設定しました。 (対象面積：4,487.7ha)	35.1%	47.1%
313	県民 指標	県産材(スギ・ ヒノキ)素材 生産量 【創】	林業を活性化させるためには、森 林資源を活用していくことが必 要であることから選定しました。	「三重の森林づくり基本計画 2012」に定める平成 37 年度の 素材生産量を確保していくため、 現状値を基準にして、必要な素 材生産量を算定し、目標値に設 定しました。	315 千 ^m (26 年度)	426 千 ^m
31301	活動 指標	「三重の木」認 証材等の製材 出荷量に占め る割合	県産材の需要を拡大するため には、品質や性能の明確な「三 重の木」認証材など、県産材の利 用を高めていく必要があること から選定しました。	県産材の需要拡大を図るため、 住宅や公共建築物等への「三 重の木」認証材などの利用促進 に取り組むことにより、現状値 から毎年 2%ずつ増加すること を目標値として設定しました。	17.0% (26 年度)	25.0%
31302	活動 指標	森林経営計画 認定面積(累 計)	持続可能な林業生産活動を推進 していくためには、森林経営計 画に基づく効率的で計画的な森 林施業の実施が不可欠であるこ とから選定しました。	県民指標で目標とする平成 31 年度の素材生産量を実現するた めに必要となる森林経営計画認 定面積(集約化団地面積)を、目 標値として設定しました。	41,662ha (26 年度)	62,000ha
31303	活動 指標	新規林業就業 者数 【創】	主伐や間伐等の森林整備を着実 に実施するためには、不足する 林業従事者を新たに確保・育成 していく必要があることから選 定しました。	県民指標で目標とする平成 31 年度の素材生産量を実現するた めに必要な主伐や、それに伴う 再造林、下刈り、間伐等の森林 整備を実施する体制を確保する のに必要な新規就業者数を目 標として設定しました。	40 人 (26 年度)	44 人

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
31304	活動 指標	公的森林整備 面積	森林の公益的機能を発揮させていくためには、市町にも働きかけながら、公的に保全すべき森林の適正管理を進めていく必要があることから選定しました。	環境林のうち整備を要する森林について、20年に一度の間伐等の森林整備を実施する場合、毎年約2,000haの整備が必要となることから、公的森林整備を実施する面積の目標として設定しました。	2,671ha (26年度)	2,000ha
31305	活動 指標	森林づくりおよび森林環境教育などの活動の進展度	みんなで支える森林づくりを進めるためには、NPOの活動や企業の森、漁民の森、みえ森と緑の県民税を活用した森林づくりなどを通じて、県民の参加を促進していくことが必要ことから選定しました。	これまでの企業や森づくり活動団体の取組など森林づくりに参加した人数をふまえるととも、みえ森と緑の県民税を活用した取組の見直しなどを勘案し、参加者を現状値から毎年度2,000人ずつ増加させることを目標として設定しました。	57,956人 (26年度)	66,000人
314	県民 指標	漁業者1人あたり漁業生産額【創】	水産業の成長産業化に向けた取組を進め、「もうかる水産業」の展開を加速させていく中で、漁業所得の確保が重要であり、効果を示す指標として適切であることから選定しました。	水産業の成長産業化の取組を進め、「もうかる水産業」の展開を加速させることで、漁業者1人あたりの漁業生産額を12%増加させることとして、目標値を設定しました。	593万円 (25年)	667万円 (30年)
31401	活動 指標	県産水産物の海外販路拡大件数(累計)	県産水産物の輸出促進を図り、恒常的な輸出を実現することが水産業の成長産業化に寄与することから選定しました。	水産部会に所属する事業者あたり1件を実現することとして、平成31年までに全会員が契約を成立させることをめざして設定しました。	—	12件
31402	活動 指標	新規漁業就業者数(45歳未満)【創】	漁師塾の地区拡大による1ターンやUターン者の受入れ、新たな協業体など雇用力のある経営体の育成といった取組を進め、若い45歳未満の新規就業者を確保していく必要があることから選定しました。	これまで新規漁業就業者を毎年30人程度確保してきたことから、今後も毎年30人確保することに加え、漁師塾の地区拡大や協業体の育成といった取組を進めることで、45歳未満の新規就業者を毎年3人ずつ増加させることとして、目標値を設定しました。	30人 (26年度)	42人
31403	活動 指標	資源管理に参加する漁業者の割合	水産資源を持続的に利用するためには、公的な管理措置のほか、漁業者による自主的な資源管理措置が重要です。資源管理計画は漁業者自らが作成・実践する取組であることから選定しました。	持続的な水産物供給体制を構築するには、より多くの漁業者が資源管理計画を策定・実践することが重要であり、今後の持続的な水産資源利用の主体となる若い世代(50代半ばまで)の全漁業就業者の参加を目標とし、現在の倍程度の30%を目標値として設定しました。	14.0% (26年度)	30.0%
31404	活動 指標	耐震岸壁の整備を行った防災拠点漁港数(累計)	岸壁は、漁獲物の水揚げに欠かすことのできないものであり、また災害時の緊急物資の輸送および災害後の水産業の早期再開に寄与することから、成果を示す指標として適切であり、県民にわかりやすいことから選定しました。	地域防災計画において、陸上陸のアクセスが脆弱な地域や離島への緊急物資の海上輸送路を確保するため、4漁港を防災拠点漁港として耐震岸壁の整備に取り組んでいます。平成31年度までに整備を完了することをめざして目標値を設定しました。	2漁港	4漁港

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
321	県民 指標	県内中小企業・小規模企業のうち、収益等が向上または維持した企業の割合【創】	県内企業の景気動向や業況等を把握するために、平成 23 年度から県内事業所(5,000 社)アンケートを実施しているところであり、その中で、経済活動によって 1 年間に生み出された企業の成果(付加価値)をあらゆる営業利益について、その状況を確認することで、県内中小企業・小規模企業の現場の声を反映した結果を把握でき、中小企業・小規模企業の振興に資することから選定しました。	平成 27 年度に実施したアンケートにおいて、平成 23～26 年度の実績が、「増加傾向」または「横ばい」と回答した企業の割合は、大企業の 64.8%に対し、中小企業は 62.9%で、景気回復の実感に格差が見られます。そこで、現在の国内外の景気動向などを勘案し、大企業の割合を年平均 1%ずつの伸び、平成 31 年度に 69.0%と想定しました。今後、中小企業・小規模企業の主体的な努力を促進するとともに、きめ細かい伴走型の支援に取り組むことにより、中小企業・小規模企業が大企業と同じ景況感を実感できることをめざし、中小企業・小規模企業の「増加傾向」または「横ばい」の回答企業割合を年平均 1.5%ずつ増加させ、平成 31 年度には、大企業と同水準の 69.0%を目標に設定しました。	62.9% (26 年度)	69.0%
32101	活動 指標	企業が三重県版経営向上計画や経営革新計画の認定を受けた件数(累計)	「中小企業・小規模企業振興条例」の推進を図るためには、中小企業・小規模企業が主体的に経営向上に係る取組を進めることができるよう支援することが重要であることから選定しました。	平成 26 年度までの経営革新計画の認定累計件数は 833 件、三重県版経営向上計画は 166 件でした。 三重県版経営向上計画については、今後、地域インストラクター、経営指導員等と連携し、計画策定事業者のさらなる掘り起こしや認定事業者のフォローアップに取り組み、ステップ 3 の認定件数を増やすことにより年間 200 件の認定を目標とします。また、三重県版経営向上計画のステップ 3 認定企業がさらなる経営向上をめざし、経営革新計画に取り組むことにより、年平均 20 件を目標とします。合計で年平均 220 件ずつ増やし、平成 31 年度に累計で 2,100 件を目標に設定しました。	999 件 (26 年度)	2,100 件
32102	活動 指標	商業・サービス産業における高付加価値な商品・サービス等の創出件数(累計)	県内事業者が、経営革新計画および三重県版経営向上計画の認定後、経営革新資金や日本政策金融公庫からの融資を受け、新しい商品やサービスの開発を行った件数であり、新たな産業の創出につながり、地域経済の活性化、商業・サービス産業の振興にも貢献することから選定しました。	平成 24～27 年度の実績は年平均 12.25 件でした。今後、三重県版経営向上計画について年平均 20%増を目標としていることなどをふまえ、関係団体と連携してさらなるきめ細かい支援等に取り組むことにより、年平均 20%増となる 15 件ずつ増やし、平成 31 年度に累計で 60 件を目標に設定しました。	—	60 件

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
32103	活動 指標	地域資源を活用した新商品を開発、商品化し販売につながった企業数(累計)	中小企業・小規模事業者が継続的に事業展開していくためには、開発商品が確実に販売につながり、投資資金の回収が円滑に行われる必要があることから選定しました。	中小企業・小規模企業の着実な事業発展につなげていくため、ファンド活用事業者等の2割程度に相当する事業者が商品開発から販路開拓、商品化による販売まで到達できるよう、年平均13社ずつ増やし、平成31年度に52社を目標に設定しました。	—	52社
32104	活動 指標	「三重県オープンデータライブラリ」に登録したオープンデータの数(累計)	「みえICTを活用した産業活性化推進協議会」の目的の一つが、オープンデータの推進による新たなサービスの創出であることから選定しました。	中小企業・小規模企業の新たなサービスの創出を促進していくため、平均して月1データのペースで県が保有する情報のオープンデータ化を進めることで、年平均12件ずつ増やし、平成31年度に累計で80データを「三重県オープンデータライブラリ」に登録することを目標に設定しました。	31データ (26年度)	80データ
322	県民 指標	ものづくり中小企業における、従業員1人あたりの付加価値額	ものづくり・成長産業の振興を図ることで、県内の企業活動が活性化され、付加価値額が高まります。その結果、企業における利益増加、地域における雇用確保、賃金向上に結びつくなど、地域経済の持続的発展につながることから選定しました。	県内企業に対し、国の支援制度等も活用しながら、技術支援、人材育成、販路開拓支援、補助金活用など多面的な支援をきめ細かく実施することで、企業における従業員1人あたりの付加価値額を平成25年の10,383千円(全国10位の水準)から、平成31年度には100万円増の11,383千円(全国5位の水準)にすることを目標に設定しました。	10,383千円 (25年)	11,383千円 (30年)
32201	活動 指標	県内で新たに航空宇宙産業へ参入・事業拡大をした企業数(累計)	航空宇宙産業は今後大きな成長が期待される産業であり、航空宇宙産業の参入を促進することが県内のものづくり産業全体の振興につながることから選定しました。	成長産業の一つである航空宇宙産業において、新たに参入・事業拡大をした県内企業を、平成26年度に策定した「みえ航空宇宙産業振興ビジョン」での目標をふまえ、年平均5社ずつ増やし、4年後の平成31年度に累計で30社を目標に設定しました。	0社 (26年度)	30社
32202	活動 指標	医療・健康・福祉分野の製品・サービス開発数(累計)	県内事業者等が医療・健康・福祉分野の製品やサービスの開発に取り組むことが、本分野の産業の成長につながることから選定しました。	医療・健康・福祉分野における産業の成長につなげていくため、企業の製品やサービスの開発数のこれまでの実績が増加傾向にあり、県として今後も支援を強化拡大していくことから、初年度の年7件を段階的に増やしていき、平成31年度に累計で34件を目標に設定しました。	—	34件

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
32203	活動 指標	ものづくり中 小企業が自らの 経営戦略に 基づき取り組 み、事業化を 進めた件数(累 計)	自動車産業、電機・電子産業等の製造業等が行う、企業の業態や段階に応じた技術力向上へ向けた取組に対する総合的な支援を行います。意欲のある企業等が自ら経営戦略を策定し、技術開発等の取組を進める取組に対し、県では「みえ産業振興戦略」に基づき支援することから選定しました。	ものづくり企業等に対する各種支援制度や研究会等の実施による支援に引き続き取り組んでいくため、平成 24～26 年度の実績である年平均約 30 件をふまえながら、これまでの平均を上回る年平均 35 件ずつ増やし、平成 31 年度に累計で 140 件を目標に設定しました。	—	140 件
32204	活動 指標	共同研究等による企業の課題解決数(累計)	県内企業の技術開発を推進するためには、県研究機関(工業研究所)と県内企業の共同研究だけでなく、社会・市場のニーズをふまえながら、県研究機関が持つハブ機能を生かして広域的に県外の企業、高等教育機関、研究機関などのさまざまな主体と連携し、県内のものづくり企業における技術課題の解決に向けて支援していく必要があることから選定しました。	県研究機関を活用した県内企業の課題解決をより一層進めていくため、共同研究をはじめ、広域的な技術連携、現場に研究員が出向いて課題解決を図る現場派遣などの技術支援に取り組むことで、これまでの年平均 20 件の実績を上回る年平均 27 件ずつ増やし、平成 31 年度に累計で 108 件を目標に設定しました。	—	108 件
32205	活動 指標	企業等の技術 交流会等により 成約に至った 商談数と共同 研究に進んだ 件数(累計)	大手企業等からの中小企業へのニーズは、部品調達等に加えて、設計や試作段階から参画できる技術力の高い中小企業の発掘への比重が高まっていることから選定しました。	県がこれまで取り組んできた技術交流会等をきっかけに、新たに成約した商談数、共同研究など販路開拓につながった件数をふまえながら、年平均 13 件ずつ増やし、平成 31 年度に累計で 52 件を目標に設定しました。	—	52 件
323	県民 指標	県内における 飲食料品の製 造品出荷額お よび販売額の 合計 【創】	食関連産業の振興を図るためには、製造品出荷額等のほか、サービス産業における県内での販売額を高めていく必要があります。当該指標は、県内における飲食料品の製造および販売の状況を示すとともに、食関連企業の経済活動の状況を示す指標であることから選定しました。	「みえ食の産業振興ビジョン」に基づき、商品開発や販路拡大、伊勢志摩サミットやお伊勢さん菓子博 2017 の開催などといったさまざまな機会をとらえて取組を進め、食関連産業の振興を図ります。このため、県内における飲食料品の製造品出荷額および販売額について、平成 26 年の 6,577 億円を現状値とし、平成 31 年度に 3% 増の 6,774 億円にまで伸ばしていくことを目標に設定しました。	6,577 億円 (26 年)	6,774 億円 (30 年)
32301	活動 指標	商談会等に出 展した県内食 関連事業者が 商談に至った 件数	県産品の県内外への販路拡大をめざすためには、県内食関連事業者が販路拡大にチャレンジできる環境の整備が重要です。この指標は、その環境を生かした県内食関連事業者の取組実績であり、国内外への販路拡大に向けた意欲を示す指標でもあることから選定しました。	県産品の国内外への販路拡大を促進するためには、事業者が商談会や食品見本市などに参加し、数多くの商談を行える機会を確保することが効果的です。事業者に対して毎年一定の商談機会を創出するため、これまでの実績をふまえながら、年平均 650 件(国内 400 件、海外 250 件)を目標に設定しました。	585 件 (26 年度)	650 件

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
32302	活動 指標	「みえの食」の 産業を担う人 材の育成数 (累計) 【創】	食の成長産業化を進めていくためには、それらを支える人材の育成が重要です。今後の三重の食の産業を担う人材を育成していくための各種研修会等の開催や、その後のフォローアップに取り組むことで、企業の現場改善や人づくりなどの主体的な取組を促進していくことから選定しました。	食の成長産業化に貢献する人材を育成し、その人材を核として企業内での成功事例を他の企業へも水平展開できるように企業間のネットワーク構築にも取り組み、より効果的に事業を実施していくため、年平均 80 人ずつ育成し、平成 31 年度に累計で 320 人(常用雇用者 10 人以上の企業 3,237 社の約 10%) を目標に設定しました。	—	320 人
324	県民 指標	新エネルギー の導入量(世 帯数換算)	県民、事業者、市町等との連携した取組により、地域資源を生かした新エネルギーの導入による安全で安心なエネルギーが確保されている社会の実現をめざしていくことから選定しました。	三重県新エネルギービジョン(平成 27 年度改定)に掲げた長期目標(845 千世帯)と県内における今後の導入見込をふまえて平成 31 年度の目標値を 543 千世帯に設定しました。	384 千世帯 (26 年度)	543 千世帯 (30 年度)
32401	活動 指標	事業者等 による新エネ ルギーの普及 啓発の取組数 (累計)	事業者等の新エネルギーの普及啓発を目的とする取組を通じ、県民等の新エネルギーの導入や省エネに関する意識の醸成が期待されることから選定しました。	県内の新エネルギー施設において、見学会や勉強会を事業者と協力しながらこれまで年 6 回程度開催しています。今後、新たに産業展や各種イベント等において事業者と連携した取組など新エネルギーの普及啓発に取り組むことにより、年平均 10 回ずつ増やし、平成 31 年度に累計で 40 回を目標に設定しました。	—	40 回
32402	活動 指標	創エネ・蓄エ ネ・省エネ技 術を活用した まちづくり への支援件数 (累計)	地域団体・事業者・市町等が行う創エネ・蓄エネ・省エネ技術を活用したまちづくりの取組を支援し、県内に展開することをめざしていくことから選定しました。	これまで県が支援した創エネ・蓄エネ・省エネ技術を活用したまちづくりに向けた計画策定やモデル事業は年平均で 2.7 件でした。今後、企業における可能性調査や計画策定の継続支援に加えて、これまでのモデル事業の成果を県内の他地域にも展開させるため、まちづくりに向けた具体的な調査研究や啓発事業への支援にも取り組むことにより、これまでの実績の約 2 倍の年平均 5 件ずつ取り組み、平成 31 年度に累計で 32 件を目標に設定しました。	8 件 (26 年度)	32 件
32403	活動 指標	エネルギー関 連技術に関す る企業との共 同研究の件数 (累計)	工業研究所などが有する評価・計測などの技術を生かして、エネルギー関連技術の開発の取組が、県内企業等に広がることをめざしていくことから選定しました。	企業から提案のあった共同研究に取り組むとともに、今後は新たに県から企業へ積極的に技術開発提案などを行うことにより、これまでの実績(年平均 3～4 件)を上回る年平均 5 件ずつ共同研究を行い、平成 31 年度に累計で 34 件を目標に設定しました。	10 件 (26 年度)	34 件

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
32404	活動 指標	次世代の地域 エネルギー等 の利活用に向 けた研究テー マ数(累計)	水素エネルギー、バイオリファイナリー、メタンハイドレートなどの実用化を、産業振興や新しいまちづくりにつなげることができるよう検討を重ねていくことから選定しました。	次世代の地域エネルギーや新技術の利活用を産業振興やまちづくりにつなげるため、企業や地域の取組状況に沿った具体的なテーマについて、年平均6～8テーマずつ検討することにより、平成31年度に累計で44テーマを目標に設定しました。	11テーマ (26年度)	44テーマ
325	県民 指標	県内への設備 投資目標額に 対する達成率	多様な産業による活発な事業活動が展開され、国内外から新たな企業の立地や県内企業の再投資が行われることを示す指標であることから選定しました。	平成23～26年度に県が関与した企業の設備投資額(約1,200億円)の10%増(1,320億円)とし、平成31年度にその100%達成をめざして、年25%ずつ進めていくことを目標に設定しました。	—	100%
32501	活動 指標	企業立地件数 (累計) 【創】	国内外から新たな企業の立地や県内企業の再投資が行われていることを示す指標であることから選定しました。	電気業を除く立地件数は、平成23～26年の134件を基準に10%増の147件、また、電気業の立地件数は、平成23～26年と同数の93件とし、あわせて平成31年に累計で240件(年60件)を目標に設定しました。	—	240件
32502	活動 指標	外資系企業の 立地件数(累 計)	県内に外資系企業が立地し、対内投資が増加していることを示す指標であることから選定しました。	平成23～26年度の外資系企業の立地件数4件を参考に、平成31年度に累計で6件(年1～2件)を目標に設定しました。	—	6件
32503	活動 指標	操業環境の向 上に向けた取 組件数(累計)	操業環境の向上に向けた取組状況を示す代表的な例として、規制の合理化や法手続の迅速化などの取組件数を指標に選定しました。	平成26年度に取り組んだ操業環境の向上に向けた取組件数(年3件)を参考に、平成31年度に累計で20件(年5件)を目標に設定しました。	—	20件
32504	活動 指標	四日市港にお ける外貿コン テナ取扱量	四日市港における企業の物流動向の状況を示す最もわかりやすい指標であることから選定しました。	四日市港における荷主企業の利便性を確保し、必要な定期航路サービス数を維持するために、四日市港管理組合が策定した「四日市港戦略計画(2015～2018)」にある目標項目「外貿コンテナ取扱量」をもとに、年平均約1万TEU増加させ、平成31年度に26万TEUを目標に設定しました。	18万TEU (26年)	26万TEU

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
331	県民 指標	海外の政府・自治体等との連携取組件数(累計)	本県が培ってきた海外の政府・自治体等との関係を、持続的かつ具体的に活用して、本県の国際展開を推進していくことをめざしていくことから選定しました。	県、県内市町、関係団体等の「オール三重」で国際展開を推進していくため、平成 24～26 年度の 3 年間での実績(年平均 16 件程度、累計 49 件)をふまえ、これまでの実績を上回る年平均 20 件程度、加えて、新たに県内市町や関係団体等の連携した取組を年平均 10 件程度を目標とし、合計で年平均 30 件ずつ増やし、平成 31 年度に累計で 120 件を目標に設定しました。	—	120 件
33101	活動 指標	県内市町、関係団体等が新たに国際展開に取り組んだ件数(累計)	本県が有する海外の政府・自治体等との関係を生かしながら、国際展開の取組を県内の市町、関係団体等に波及させ、県全体で活発に取り組むため、県内市町、関係団体等における食や医療・健康・福祉、観光・スポーツ・文化交流等多分野にわたる国際展開の取組を支援し、本県における国際展開の取組をさらに深化させることをめざしていくことから選定しました。	県内市町、関係団体等が姉妹・友好提携、覚書(MOU)等の締結など新たに国際展開に取り組んだ件数を、県内市町については年平均 2 件程度、関係団体等については年平均 1 件程度、合計で年平均 3 件程度ずつ増やし、平成 31 年度に累計で 12 件を目標に設定しました。	—	12 件
33102	活動 指標	海外事業展開に取り組む企業数(県が支援または関与した県内中小企業等)(累計)	産業連携に関する覚書(MOU)等といった本県が培ってきた海外の政府・自治体等との関係や、海外ミッションや海外ビジネスサポートデスク等の支援など本県の取組により、県内中小企業等の海外事業展開が進んでいることをめざしていくことから選定しました。	県内企業のさらなる海外事業展開をめざすため、平成 24～26 年度の 3 年間での実績(年平均 10 社程度、累計 29 社)をふまえ、年 15～17 社ずつ増やし、平成 31 年度に累計で 64 社を目標に設定しました。	—	64 社
332	県民 指標	観光消費額【創】	観光のもたらす経済的効果を把握する基本的な指標の一つであることから選定しました。	国際観光地としてのレベルアップを図り、三重県内での滞在時間を伸ばすこと、外国人旅行者の倍増、三重ファンの増加による周遊性の拡大、宿泊比率の向上により、平成 31 年には 5,000 億円以上にすることを目標に設定しました。	4,657 億円 (26 年)	5,000 億円 以上
33201	活動 指標	県内の延べ宿泊者数	本県に宿泊した旅行者数を把握するための基本的な指標であることから選定しました。	人口減少等により入込客数を伸ばすことは、厳しい状況が予測されますが、伊勢志摩サミットの開催等を契機に、本県の強みである「食」等の魅力を生かした取組や周遊性・滞在性を高める取組により、平成 26 年の 879 万人を平成 31 年には、1,000 万人にすることを目標に設定しました。	879 万人 (26 年)	1,000 万人

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
33202	活動 指標	県内の外国人 延べ宿泊者数 【創】	本県に来訪した外国人旅行者数を把握するための基本的な指標であることから選定しました。	伊勢志摩サミットの開催等を契機に、本県の持つクールジャパン資源を活用しながら重点国(地域)を中心とした効果的なプロモーションを展開するほか、受入れ環境の整備や外国人旅行者向け口コミサイト等においてキャンペーンを実施することで、さらなる誘客促進を図り、外国人の延べ宿泊者を平成 26 年の約 18 万人の倍増を上回る 45 万人を目標とし、平成 31 年まで維持する目標を設定しました。	178,520 人 (26 年)	450,000 人
33203	活動 指標	国際会議開催 件数(累計)	伊勢志摩サミットの経験とノウハウを生かし、持続的に国際会議の誘致に取り組むことから選定しました。	伊勢志摩サミットの開催等を契機に、積極的に国際会議の誘致活動に取り組むため、平成 23～26 年の実績 8 件をふまえ、年平均 5 件程度増やし、平成 31 年度には 2.5 倍となる累計 20 件を目標に設定しました。	—	20 件
33204	活動 指標	観光客満足度 【創】	観光地の魅力づくり、人づくり、バリアフリー観光の推進など観光の基盤づくりやリピーターを増やしていく上で、観光客の満足度を高めていくことが重要であることから選定しました。	三重県観光客実態調査における総合満足度(7段階評価)の「大変満足」の割合を平成 26 年度の 5 人に 1 人(20.5%)から年平均 1%増やし、平成 31 年度には、4 人に 1 人(25%)にすることをめざし、目標を設定しました。	20.5% (26 年度)	25.5%
333	県民 指標	三重が魅力ある 地域であると 感じる人の 割合	県内産業や地域経済の活性化を推進していくためには、三重が魅力ある地域として理解され、共感を呼ぶことが必要であり、三重県営業本部による活動の成果や伊勢志摩サミット効果により、三重の認知度や知名度の向上につながると考えられることから選定しました。	魅力ある地域としての三重の認知度をさらに高めていくため、戦略的な営業活動を行っていく必要があります。このため、首都圏および関西圏において実施するイベント等のほか、一般通行者に対するアンケート調査を実施し、「三重が魅力ある地域であると感じる人の割合」を算出します。平成 27 年度に実施した調査結果(55.5%)をふまえ、年平均 1.5～2.0%程度伸ばし、平成 31 年度には 62.0%にすることをめざし、目標を設定しました。	55.5%	62.0%
33301	活動 指標	三重ファンと なった企業等 と連携した三 重の魅力発信 件数(累計)	コアな三重ファンとの連携を強化するとともに、戦略的な営業活動を進めることにより、産業の活性化につながるから選定しました。	コアな三重ファン(応援企業、応援店舗など)とのネットワークを活用し、営業展開を戦略的に進めるためには、連携した取組をさらに増やしていくことが必要であることから、平成 26 年度の取組実績を参考に、年平均 440 件程度ずつ増やし、平成 31 年度に累計 1,750 件を目標に設定しました。	—	1,750 件

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
33302	活動 指標	首都圏営業拠点「三重テラス」の来館者数	営業活動を活発に進めていくことが、三重のポテンシャルや魅力の情報発信力の強化・向上につながることから選定しました。	首都圏での営業活動をさらに活発に進めていくためには、首都圏営業拠点「三重テラス」の来館者数(ショップ、レストラン、イベントスペースの計)を増やしていくことが重要であることから、年1万人ずつ増やし、平成31年度に62万人を達成することを目標に設定しました。	566,521人 (26年度)	620,000人
33303	活動 指標	関西圏での企業等と連携した「三重の認知度向上」に向けて取り組んだ実践数(累計)	関西圏での効果的な情報発信や観光誘客、「食」の販路拡大を進めるためには、関西圏の企業や団体と連携することが、関西圏営業戦略の取組の基盤となっていることから選定しました。	関西圏でのさらなるネットワークの充実、強化を図るためには、これまで関西圏で取り組んできた取組を維持するとともに、今後、新たに関係を構築していく「三重ファン」となっていく企業等と連携した取組を増やしていく必要があることから、平成26年度の実績をふまえ、年平均130件程度の取組を進め、平成31年度に累計530件を目標に設定しました。	—	530件
341	県民 指標	県内新規学卒者等が県内に就職した割合【創】	若者の経済的基盤の確立には、就職することが重要であり、また、県内企業へ就職し活躍することが、産業の振興、ひいては、地方の活性化に寄与することから選定しました。	高等学校や大学、短大、専修学校など県内の学校を新規卒業し就職した人や、おしごと広場みえの新規登録者など若年求職者が、県内企業へ就職した割合(就職率)について、平成26年度の実績71.9%を年平均1%程度高め、平成31年度に76.1%を目標に設定しました。	71.9% (26年度)	76.1%
34101	活動 指標	おしごと広場みえに登録した若者の就職率	若者の経済的基盤の確立には、就職することが重要であり、また、若者が就職して活躍することが、企業の成長に寄与することから選定しました。	おしごと広場みえの新規登録者の就職者は、直近で最も多かったのが、平成23年度の888人でした。今後、若者と企業の双方が理解した就職をめざし、若者に魅力ある情報を提供し、若者が集い、成長できる若者就労支援の拠点として、おしごと広場みえの機能を充実させることで、過去最高の900人の就職者数をめざします。そのため、就職率を年平均1%程度アップさせ、平成31年度に59.0%を目標に設定しました。	55.0% (26年度)	59.0%
34102	活動 指標	職業訓練入校者の就職率	県内産業の振興に不可欠な人材の育成・確保に向け、就労を求める若者等が就職するためには、必要な技術やノウハウを習得することが重要です。県が取り組む職業訓練事業により就職につなげていくことをめざすことから選定しました。	津高等技術学校における職業訓練入校者のうち就職した人の割合は、平成26年度実績では76.9%となっており、訓練学校の規模など算出方法は異なりますが全国第28位でした。今後、年平均1%程度高め、平成31年度に81.5%(全国第10位以内の水準)を目標に設定しました。	76.9% (26年度)	81.5%

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
342	県民 指標	多様な就労形態を導入している県内事業所の割合	多様な働き方の推進に向け、より多くの企業で「短時間勤務制度」や「フレックスタイム制」「在宅勤務制度」など多様な就労形態を導入する取組が行われている状況をめざすことから選定しました。	内閣府が示す「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進のための行動指針」における数値目標、および本県調査「三重県内事業所労働条件等実態調査」の調査結果をふまえ、多様な就労形態を導入する県内事業所をさらに増やしていくことをめざし、年平均 1.3%程度増やし、平成 31 年度に 55.0%を目標に設定しました。	48.5% (26 年度)	55.0%
34201	活動 指標	民間企業における障がい者の法定雇用率達成企業の割合【創】	障がい者がいきいきと当たり前に働くことができる社会をめざし、より多くの企業で、法定雇用率が達成されているという状況をめざすことから選定しました。	平成 26 年の 52.2%から年平均 2%程度増やし、全国トップクラスにすることをめざし、平成 31 年に 10%増となる 62.2%を目標に設定しました。	55.7%	62.2%
		民間企業における障がい者の実雇用率	民間企業における障がい者雇用を促進するため、企業や県民の皆さんの理解を深めながら、さらなる支援に取り組んでいくことから選定しました。	現行の法定雇用率(2.0%)を早期に達成するとともに、平成 30 年に法定雇用率が見直される予定であることもふまえながら、全国トップクラスにすることをめざし、平成 31 年に 2.45%となることを目標に設定しました。	1.97%	2.45%
34202	活動 指標	女性が長く働ける環境づくりに取り組む意向を持つ企業の割合	妊娠・出産・子育て等と両立しながら就労継続を希望する女性のため、両立しやすい環境整備に取り組む企業の意向が重要であることから選定しました。	平成 27 年度に実施した「女性の活用・就労継続支援企業アンケート調査」における従業員規模 10 人以上 300 人未満の県内事業所の実績値 86.0%を現状値とし、女性の活用に対する企業の理解を深めることにより、平成 31 年度には 9 割の県内事業所が女性が長く働ける環境づくりに取り組む意向を持つという目標を設定しました。	86.0%	90.0%
34203	活動 指標	ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる県内事業所の割合【創】	だれもが働きやすい職場環境づくりに向け、より多くの企業で長時間労働の抑制や休暇の取得促進などワーク・ライフ・バランスに関する取組が行われている状況をめざすことから選定しました。	内閣府が示す「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進のための行動指針」における数値目標、および本県調査「三重県内事業所労働条件等実態調査」の調査結果をふまえ、ワーク・ライフ・バランスに関する取組を実施している県内事業所をさらに増やしていくことをめざし、年平均 5%程度増やし、平成 31 年度に 65.0%を目標に設定しました。	36.8% (26 年度)	65.0%

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
351	県民 指標	県民生活の安全性・利便性の向上や地域の経済活動等を支援する道路の新規供用延長	道半ばにある道路網の現状に対し、県内外との交流・連携に資する道路整備、大規模地震発生への備えや柔軟な対応など、地域の新たな課題や県民の皆さんの多様なニーズに的確に対応し、県民生活の安全性・利便性の向上や地域の経済活動を推進する必要があることから選定しました。	県民生活の安全性・利便性の向上および平成 33 年の国体開催に向けた道路ネットワークの形成をめざし、今後の事業の見通しを勘案し、平成 31 年度までに 76.8km 新規供用することを目標値として設定しました。	—	76.8km
35101	活動 指標	高規格幹線道路および直轄国道の新規供用延長	産業活動や観光交流に伴い増加する交通需要への対応、交通渋滞の解消や、地域のさらなる安全・安心の向上、活性化をめざし、高規格幹線道路および直轄国道の整備促進を図る必要があることから選定しました。	公表された県内の高規格幹線道路および直轄国道の供用予定年度を勘案し、平成 31 年度までに 34.3km を新規供用することを目標値として設定しました。	—	34.3km
35102	活動 指標	県管理道路の新規供用延長	高規格幹線道路や直轄国道の整備効果を最大限に生かす道路ネットワークの形成をめざすとともに、県民ニーズへの的確な対応を図るため、早期に効果が発現できる柔軟な対応を織り交ぜながら、計画的かつ、効果的・効率的な県管理道路の整備を推進する必要があることから選定しました。	県民ニーズの的確な対応および平成 33 年の国体開催に向けた道路ネットワークの形成をめざし、今後の事業の見通しを勘案し、平成 31 年度までに 42.5km を新規供用することを目標値として設定しました。	—	42.5km
35103	活動 指標	舗装の維持管理指数	舗装の維持管理指数を一定以上に保つことは道路の安全性・快適性確保のために欠かすことができないことから選定しました。	安全性・快適性が確保される望ましい管理指数が 5.0 以上であることから、目標値として設定しました。	5.1 (26 年度)	5.0 以上
35104	活動 指標	県管理港湾における岸壁の更新・大規模修繕実施延長	県管理港湾における岸壁の利便性を確保し、県民の生活や経済活動を支えるため、更新・大規模修繕を行い、施設の長寿命化を図る必要があることから選定しました。	県管理港湾における岸壁について、更新・大規模修繕が必要な施設を今後おおむね 10 年間で実施していく計画のもと、今後の事業の見通しを勘案し、平成 31 年度までに 240m を整備することを目標値として設定しました。	168m	240m
352	県民 指標	県内の鉄道とバスの利用者数	県民が鉄道、バスなど公共交通の重要性を理解し利用することで、その維持・確保と併せて県民生活の充実やさまざまな社会経済活動につながることから、「公共交通の維持と活用」の成果が反映される指標として選定しました。	公共交通網を確保していくためには、人口減少社会においても、利用者数を減らさないことが重要と考え、平成 22～24 年度の平均値 117,034 千人を維持することを目標として設定しました。 (※平成 25・26 年度の数値は式年遷宮およびおかげ年の特殊な集客効果が生じていることから、現状値把握の対象に含めない。)	118,213 千人 (26 年度)	117,034 千人 (30 年度)

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
35201	活動 指標	地域公共交通 網形成計画を 策定し、事業 に着手した地 域数(累計)	地域における公共交通ネット ワークの再構築が、各市町にお けるまちづくりと連携しながら 計画的に進められることによっ て、地域ごとに持続可能な地域 公共交通網の形成が図られ、生 活交通の維持・確保につながる ことが期待されるため選定しま した。	国の支援を受けながら公共交 通ネットワークの再構築を進め ることができる、地域公共交通 活性化再生法に基づく法定協議 会を設置している地域が、各々 公共交通ネットワークの再構築 に取り組むことをめざし、16 地域を目標として設定しました。	2地域 (26年度)	16地域
35202	活動 指標	モビリティ・ マネジメント 力の向上を促 進する取組件 数(累計) 【創】	公共交通を積極的に利用する ことの必要性や重要性を意識 する機会を増やすことがモビ リティ・マネジメント力の向上 につながるから選定しました。	モビリティ・マネジメント力の 向上を促進する取組を、毎年度 3～4件程度創出することをめ ざし、15件を目標として設定 しました。	—	15件
35203	活動 指標	伊勢鉄道(普 通)、快速み え、特急南紀 の利用者数	広域交通には空路、航路等も含 まれますが、県内外との広域的 な移動の手段が確保されている ことを示す代表指標として選定 しました。	人口減少や並行する道路網の整 備等が利用者減少の要因となり ますが、県南部の交流人口増加 に向けた取組などを勘案し、平 成22～24年度の平均値1,620 千人を維持することを目標とし て設定しました。 (※平成25・26年度の数値は式 年遷宮およびおかげ年の特殊な 集客効果が生じていることから、 現状値把握の対象に含めない。)	1,719千人 (26年度)	1,620千人
353	県民 指標	生活サービス 施設が身近に 存在するまち づくりを推進 する事業に着 手した数(累 計)	住宅および都市機能増進施設(医 療施設、商業施設等)の立地の適 正化を図るための計画(立地適 正化計画)に位置づけられた誘導 する施設の整備やその周辺の基 盤整備等に着手することにより、 集約型都市構造の形成が進展す ることから選定しました。	市町による立地適正化計画に位 置づけられる事業について、今 後の進捗の見込みを勘案して目 標値を設定しました。	—	3件
35301	活動 指標	緊急輸送道路 となっている 街路で無電柱 化された箇所 数(累計)	緊急輸送道路となっている街路 の無電柱化は、当該緊急輸送道 路の被災後の機能確保等に資す る事業であり、県民の皆さんの 安全・安心につながるから選定 しました。	無電柱化推進計画に位置づけら れた5か所の街路のうち、防災 拠点である市本庁舎周辺の緊急 輸送道路3か所を、平成31年 度までに無電柱化することをめ ざして目標値を設定しました。	12か所	15か所
35302	活動 指標	県営および市 町営住宅の長 寿命化工事達 成割合	既存住宅ストックの活用に向け、 予防保全の観点から、県および 市町の公営住宅の長寿命化を進 め、さらに県全体に波及させる 必要があることから選定しまし た。	県および市町が策定する「公営 住宅等長寿命化計画」に基づく 改修計画の達成をめざして目標 値を設定しました。	17.9% (26年度)	100%
35303	活動 指標	防火設備等が 適正に維持保 全されている 建築物の割合	より多数の者が利用する大規模 な既存建築物において、防火設 備等の維持保全適合率を優先的 に向上させることが県民の安全 ・安心につながるから選定しま した。	安全・安心な建築物の確保をね らいとして、過去の推移も勘案 し、毎年4%の上昇をめざして 目標値を設定しました。	62.8% (26年度)	82.8%

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
35304	活動 指標	市町、県が制定した景観計画等の件数および市町に屋外広告物の権限移譲を行った件数(累計)	景観計画の策定や屋外広告物事務の実施は、良好な景観形成に取り組む状況をあらわすことから選定しました。	市町が主体となった景観づくりを促進する中、市町の景観行政団体への移行等の検討状況をふまえ、平成 31 年度までに 3 件増をめざして目標値を設定しました。	15 件	18 件
354	県民 指標	地籍調査の実施面積	地籍調査が土地取引の円滑化や災害時の復旧・復興の円滑化に資するものであることに加え、三重県の進捗率が全国と比較して著しく低く、その推進が重要な課題であることから選定しました。	市町が行う地籍調査の年度ごとの実施面積について、国土調査第 6 次十箇年計画に基づき、13 km ² を目標として設定しました。	11.5km ² (26 年度)	13.0km ²
35401	活動 指標	管路の耐震適合率	安全で安心な水を安定的に供給するためには、大規模地震に備えて管路の耐震化の推進が重要であることから選定しました。	大規模地震発生時に液状化等により被害が想定される管路の整備を計画的に進めており、その計画に基づき目標値を設定しました。	61.1%	62.3%
35402	活動 指標	地籍調査の実施市町数	全市町が意識を高め、地籍調査に取り組むことが重要であり、また、事業の進捗につながると考えられることから選定しました。	全市町が、地籍調査に取り組んでいることが重要であることから、平成 31 年度には全ての市町で調査が実施されることをめざし、29 市町を目標として設定しました。	24 市町 (26 年度)	29 市町

2. 行政運営の取組の数値目標

各行政運営の取組に設定した、県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標である「県民指標」と、県が取り組んだことの効果がわかる指標である「県の活動指標」の一覧です。

I 行政運営

～施策の推進を支えるために～

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
行政 運営 1	県民 指標	各施策の「県 民指標」の達 成割合	施策は「みえ県民力ビジョン」において県民の皆さんを直接の対象としてサービスを提供する政策体系の全てをカバーしており、「みえ県民力ビジョン」の推進の進行管理を行う上で適当であることから選定しました。	第一次行動計画の達成割合(48.2%(平成26年度))を参考にしつつ、県民の皆さんに成果を届けることを県政運営の基本姿勢に掲げていることや、さまざまな主体が取り組んだ成果をあらわす指標であることから、70%が妥当であると考え設定しました。	48.2% (26年度)	70.0%
40101	活動 指標	各施策の「県 の活動指標」 の達成割合	「みえ県民力ビジョン」の推進を図る上で、県行政の取組を着実に進め、成果を出していくことが必要であることから、県が取り組んだことの効果がわかる指標である「県の活動指標」の達成割合を選定しました。	第一次行動計画の達成割合(67%(平成26年度))を参考にしつつ、「県民指標」の達成割合に寄与することと、県が取り組んだことの効果をあらわす指標であることから、80%と設定しました。	67.0% (26年度)	80.0%
40102	活動 指標	新たに具体的 な連携取組を 開始した事業 数(累計)	県境を越えた広域的な課題を解決するためには、具体的な連携した取組が必要であることから、県が取り組んだことを的確にあらわす指標として選定しました。	第一次行動計画での取組をふまえ、毎年10件程度、4年間で40件の取組を新たに開始することをめざして設定しました。	—	40件
行政 運営 2	県民 指標	行財政改革取 組の達成割合	「第二次三重県行財政改革取組」では、具体的取組ごとに工程を設定しており、全ての具体的取組のうち達成した取組の割合を目標とすることが、全体としての進行管理を行う上で適当であると判断されることから選定しました。	「第二次三重県行財政改革取組」は平成28年度～31年度を取組期間としており、この期間内に全ての具体的取組を達成すべきであると考え、設定しました。	—	100%
40201	活動 指標	事務改善取組 の実践(「M I E 職員力ア ワード」への 応募)	職員の自主的・創造的な改善・改革の取組等を讃える表彰制度である「M I E 職員力 アワード」に応募する所属の割合が高まることは、より質の高い行政サービスの提供事例が幅広く行われていることをあらわすことから選定しました。	これまで平成24年度から毎年5%高めていく目標設定としたことから、今後も同じ割合で毎年高めていくことを維持し、90%とすることを目標に設定しました。	70.5%	90.0%

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
40202	活動 指標	人材育成に関する達成度	現場を重視し、自ら課題を発見する力や自らの創意工夫により仕事のやり方を転換していく意欲とともに、「協創」の取組を進めることができるスキルを身につけた人材を育成することが求められていることから選定しました。	「みえ県民力ビジョン」に掲げた県政運営の基本姿勢に基づき、県民との「協創」の取組を推進する必要があるため、全ての職員が「協創」の取組を進めるスキルを身につけることをめざし、設定しました。	—	100%
行政 運営 3	県民 指標	県債残高	持続可能な財政運営を確立するため、可能な限り県債残高(臨時財政対策債等を除く)を抑制することが必要であることから選定しました。	「計画期間中の財政見通し(一般会計)」に示した平成 31 年度末建設地方債等残高見込を目標値として設定しました。	8,048 億円 (26 年度末)	7,684 億円
40301	活動 指標	総事業本数	厳しい財政状況をふまえ、限られた県資源を最適配分することが必須となっており、事業本数の削減といった具体的な数値目標を設定することで、今まで以上に徹底した事業の見直しを行い、選択と集中をさらに進めていくことが必要であることから選定しました。	リーマンショック発生前時点の平成 19 年度当初予算編成時点から平成 27 年度時点までの事業削減率(年 1.22%の削減)をふまえ、平成 28 年度当初予算の総事業本数を起点として、今後年 1.25%の削減を目標として設定しました。	1,616 本	1,418 本 未満
40302	活動 指標	3 月末現在の県税徴収率(個人県民税を除く)	行政サービス提供のもととなる県税収入の確保の度合いを示す代表的な指標であることから選定しました。	徴収率は既に高水準に達していますが、公平で適正な賦課徴収を行う観点から、さらなる徴収率の向上に努め、5 年間で徴収率を 0.1 ポイント上昇させることをめざし、目標値を設定しました。	97.47% (26 年度)	97.57%
40303	活動 指標	メンテナンスサイクルの実施割合	「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づき、メンテナンスサイクルを的確に実施することにより、庁舎利用者の安全・安心の確保と、庁舎の長寿命化につながることから選定しました。	庁舎利用者の安全・安心を確保するとともに、庁舎の長寿命化や中長期的な維持管理コストの縮減を進めるためには、本庁舎および全ての地域総合庁舎において、法定点検に加え、建物・設備の自主点検に取り組み、メンテナンスサイクルを着実・的確に実施していく必要があることから設定しました。	—	100%
行政 運営 4	県民 指標	県の会計事務に是正・改善を求める監査意見数(実施 1 か所あたり)	適正な会計事務を確保していく上で、定期監査結果の財務事務の執行に関する意見数は、取組の進捗状況を測る客観的な指標であることから選定しました。	不適正・不正事案の発生がないこととともに、第一次行動計画における削減率(実績)よりも高い目標値として設定しました。	1.44 件	1.00 件 以下
40401	活動 指標	出納局が行う会計支援の有益度	各所属の適正で円滑な会計事務の執行に、会計支援が有効に機能する必要があることから選定しました。	出納局が行う会計支援におおむね全ての会計事務担当職員が有益と感じている状況として、95.0%を目標値として設定しました。	90.2%	95.0%

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
40402	活動 指標	債券による基金運用益の増加率	厳しい財政状況が続く中で歳入増加に向けた取組として、より有利な基金運用を進める必要があることから選定しました。	債券での長期運用による基金運用益を倍増させることを目標として設定しました。	100	200
行政 運営 5	県民 指標	得たいと思う県情報が得られていると感じる県民の割合	県民の実感をアンケートにより直接把握することが適切であると考え選定しました。	27年度の現状値を調査したところ、「感じる」「どちらかといえば感じる」とした割合は30.2%であり、毎年度5%ずつ増加させ、31年度には県民の半数が実感していることをめざし、目標値を50%に設定しました。	30.2%	50.0%
40501	活動 指標	県民等による県政情報の拡散件数	高い影響力のあるソーシャルメディアにおいて県の発信する情報の拡散度を測ることで、効果的な県情報の発信がなされているかを把握できると考え、選定しました。	県ウェブサイトへの年間アクセス数を、過去5年間の平均の伸び(約50万件)で毎年増加させ、平成31年度には、1,500万件程度とします。 そのうち、ソーシャルメディアからの流入率が民間企業の平均レベル(0.82%)となることをめざし、目標値を123,000件と設定しました。 (なお、平成27年度に、県ウェブサイトの一定の範囲でソーシャルメディアからの流入率を試行的に調査した結果は、0.55%でした。)	—	123,000件
40502	活動 指標	県広報プロモーションのファン数	県民との接点の拡大と充実を測る指標として適切であり、「三重県広聴広報アクションプラン」においても本項目を設定していることから選定しました。	県広報プロモーションと連動したソーシャルメディアツールを整備し、「三重県広聴広報アクションプラン」に定めているように、平成28年度に36,000人をめざします。さらに毎年度2,000人のファンを新たに確保していくことを目標とし、42,000人を目標値として設定しました。	—	42,000人
40503	活動 指標	統計情報利用件数(みえDataBoxアクセス件数)	県民等による統計情報の利用件数を的確に把握できる指標であることから選定しました。	平成26年度におけるアクセス件数の実績値である84.1万件をベースとして、毎年度5,000件増加させ、過去の最高値である平成23年度の85万件を上回る86万件台をめざすこととして設定しました。	84.1万件 (26年度)	86.5万件
40504	活動 指標	公文書や個人情報情報の開示決定等における開示・非開示判断の適正度	部分開示決定等のうち、審査請求が認容された件数の割合が小さいほど制度が的確に運用されていると考えられることから選定しました。	過去5年間の平均が0.57%であることから、毎年度それを上回る0.5%以下を継続してめざす目標値を設定しました。	0.28% (26年度)	0.5% 以下

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
行政 運営 6	県民 指標	全庁基盤システム の停止時間	行政運営において、業務を効率的に進めるためには、全庁基盤システムが安定して稼働していることが必須であることから、その停止時間を稼働実績を示す指標として選定しました。	平成 26 年度 1 年間の停止時間(分)から、毎年 5 分間ずつ減少させることをめざし、35 分を目標として設定しました。	60 分 (26 年度)	35 分
40601	活動 指標	行政 WAN 等 の基幹ネット ワークの停止 時間	行政サービスを維持・向上させるためには、ネットワークの停止時間は少なく安定的に運用されていることが不可欠であることから選定しました。	平成 26 年度 1 年間の停止時間(分)から、毎年 1 分間ずつ減少させることをめざし、19 分を目標として設定しました。	24 分 (26 年度)	19 分
40602	活動 指標	システム評価 で指摘した課 題の改善率	課題の改善率は、システム評価実施後、情報システム課がシステム所管課に対し、課題の解決に向けたさまざまな助言・支援を行った結果を反映したものであり、取組の有効度を測るのに適した指標であることから選定しました。	平成 27 年度の実績をふまえ、より高い水準で課題解決に取り組むことをめざし、80%を目標として設定しました。	75.0%	80.0%
40603	活動 指標	電子申請・届 出システムに よる申請件数	ITを活用した行政サービスの利用状況をあらわす指標であることから選定しました。	平成 31 年度には、平成 21 年度から平成 25 年度までの年間平均利用件数 17,910 件から 10%増加することをめざし、20,000 件を目標として設定しました	12,651 件 (26 年度)	20,000 件
40604	活動 指標	携帯電話不通 話地域の整備 数(累計)	携帯電話の不通話地域の解消に取り組んだ成果をあらわすには、対象地域における基地局の整備数がふさわしいことから選定しました。	市町からの要望地域自体が減少し、整備条件が極めて不利な地域ばかりが対象になり、整備実績がない年もある中で、要望地域に対し年 1 基ずつ整備することをめざし、75 基を目標として設定しました。	71 基 (26 年度)	75 基
行政 運営 7	県民 指標	公共事業予算 上半期発注率	県民の皆さんに対して早期かつ適切な時期に公共事業の成果を届けるため、発注の進捗を示す「公共事業予算上半期発注率」を、公共事業の推進に係る指標として選定しました。	県民の皆さんに早期かつ適切な時期に公共事業の成果を届けるため、これまでの上半期発注率を勘案して設定しました。	60.1%	65.0%
40701	活動 指標	三重県公共事 業評価審査委 員会の審査に おける適正率	公共事業再評価および事後評価において、公共事業が適正に実施されているかを客観的に評価できる指標として選定しました。	当該年度の公共事業再評価および事後評価において、全ての事業が適正とされることを目標として 100%に設定しました。	100% (26 年度)	100%
40702	活動 指標	三重県入札等 監視委員会に よる調査審議 結果に基づく 改善率	入札契約制度の公正性・透明性の確保に向けた取組が客観的に評価できる指標として選定しました。	入札および契約の調査審議で改善事項の意見があった際、これらが全て入札契約制度に反映されることを目標として 100%に設定しました。	100% (26 年度)	100%

Ⅱ. 行政委員会

～民主的かつ公正中立な行政運営～

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成 31 年度 目標値の設定理由	現状値 【平成 27】	目標値 【平成 31】
行政 委員会 1	活動 指標	全県を対象とする選挙の投票率	投票率は選挙の情勢等によって大きく変動し、投票率のみによって選挙の公明性や適正性を評価することは難しいですが、最も重要な指標の一つであることから選定しました。	過去5年間の平均投票率を現状値とし、投票率の長期的な低落傾向の中で、現状値以上を維持することを目標として設定しました。	55.3%	55.3%
行政 委員会 2	活動 指標	勤務条件に関する職員の満足度	勤務条件に関する職員の満足度を意識した勤務条件の整備に関する取組が、適正な勤務条件の確保につながると考えたことから選定しました。	職員を取り巻く環境が厳しくなる中、現状の満足度の水準を計画期間中維持していくことをめざして目標値を設定しました。	65.4%	66.0%
行政 委員会 3	活動 指標	定期監査実施率	県の財務事務や事業の適正な執行に向け、監査の実施率が重要であることから選定しました。	県の財務事務や事業が適正に執行されるためには、毎年度全所属の監査を実施する必要があることから設定しました。	100%	100%
行政 委員会 4	活動 指標	不当労働行為事件の平均処理日数の目標達成率	不当労働行為事件は、紛争解決のため、審査を迅速に行い、的確に処理することが望ましいことから選定しました。	申立てから命令書交付だけでなく、和解・取下の件数、処理日数を反映させるべきであることから設定しました。	100% (26年度)	100%
	活動 指標	労働争議調整事件の円満解決率	労使間の紛争は、当事者のみならず社会経済にも影響を及ぼすことがあり、円満解決することが望ましいことから選定しました。	過去の円満解決率の実績(60%前後)をふまえ、それを上回ることをめざすべきであることから設定しました。	66.7% (26年度)	70.0%
行政 委員会 5	活動 指標	6か月以内最終率	審理の促進を図り、裁決が遅延することのないよう努めることから選定しました。	全ての事件を6か月以内に最終させることをめざすこととして目標値を設定しました。	100% (26年度)	100%
行政 委員会 6	活動 指標	操業協定の締結件数	漁場利用に係る紛争の調整および県内の漁業者が他県の漁場を利用できる操業協定の締結等により県内漁業者の安全操業の確保に取り組むことから選定しました。	漁場利用に係る紛争の調整および県内の漁業者が他県の漁場を利用できる操業協定の締結等により県内漁業者の安全操業の確保に取り組むことから設定しました。	2件	2件
行政 委員会 7	活動 指標	目標増殖量の達成率	免許された漁業権に係る目標増殖量を定め、その達成について取り組むことから選定しました。	免許された漁業権に係る目標増殖量を定め、その達成について取り組むことから設定しました。	99.0% (26年度)	100%

4 横断的な取組

(1) 地方創生(三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要)

総合戦略の位置づけ

- 「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、平成26(2014)年11月に制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき策定するもので、三重県における人口の現状と将来展望を示す「三重県人口ビジョン」をふまえ、本県の人口減少の課題に的確に対応するとともに、地域の自立かつ持続的な活性化を図るため、現状と課題、めざす姿、今後5年間(平成27(2015)年度～平成31(2019)年度)の目標や基本的な取組方向等を示すものです。

めざす姿

- 総合戦略では、「希望がかない、選ばれる三重」をめざす姿とし、その実現に向けて、自然減対策および社会減対策それぞれに目標を掲げ、車の両輪として推進していきます。めざす姿を実現するためには、県だけでなく、地域のさまざまな主体が持てる力を発揮し、連携・協力しながら、地域の課題解決に向け一丸となって取り組む必要があります。幅広く県民の皆さんの参画を得て、効果的に戦略を推進していきます。

自然減対策のめざす姿(基本目標)

結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重

社会減対策のめざす姿(基本目標)

「学びたい」「働きたい」「暮らし(続け)たい」という希望がかない、みんなが集う活気あふれる三重

『希望がかない、選ばれる三重』

基本的な視点

- 総合戦略の推進にあたっては、緩和と適応、「三重県らしさ」と「三重県ならではの」、条件不利地域への対応などの本県独自の9つの視点に基づいて取組を展開します。

【主な県独自の視点の内容】

緩和と適応 (定量的側面と定性的側面)

【定量的側面】

人口減少の抑制や交流人口の増加を進めることで、地域経済の縮小という人口減少がもたらす「負のスパイラル」から脱却する。

【定性的側面】

郷土愛を育み、地域に対するアイデンティティを高めることが、住民自らの地域を良くしようとする行動を促し、次世代の希望につながる地域運営の「正のスパイラル」を創りあげる。

「三重らしさ」と「三重ならではの」

強み・弱みを踏まえ、「三重県らしさ」を意識しつつ、他県との差別化の武器となる「三重県ならではの」を追求する。

【本県の強み】

- ・豊かな自然環境や観光資源
- ・食に関わる多数のブランド
- ・ものづくり県(県民1人当り製造品出荷額全国1位)

【本県の弱み】

- ・県南部に地理的・経済的な条件不利地域が多い
- ・大学収容力指数(H26年度全国45位)など

条件不利地域への対応

地理的・経済的な条件不利地域や、地域コミュニティの維持が極めて厳しい状況にある中山間地域などは、市町等の主体的な取組に対する県の支援が重要である。特に、北中部地域と比較して人口減少率の大きい南部地域は、これまでの南部地域活性化の取組を踏まえた対応が必要である。

基本目標と基本的な取組方向

【自然減対策】

「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」は、自然減対策のめざす姿です。本県では、これまでも少子化対策に重点的に取り組んできており、平成 27 年 3 月には「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」を策定したところです。このプランをベースに、結婚・妊娠・子育てなどの希望がかなうよう、「子ども・思春期」・「若者／結婚」・「妊娠・出産」・「子育て」の 4 つのライフステージごとに、働き方も含め、若者の雇用対策や出逢いの支援など、地域の実情に応じた切れ目のない少子化対策を継続的に実施していきます。

数値目標 1

県の合計特殊出生率を、おおむね 10 年後を目途に、県民の結婚や出産の希望がかなった場合の水準（「希望出生率」）である 1.8 台に引き上げます。

数値目標 2

「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」（平成 26 年度 55.6%）を、平成 36 年度に 67.0%まで引き上げます。

ライフステージ 1 子ども・思春期

- 1 ライフプラン教育の推進
- 2 子どもの貧困対策
- 3 児童虐待の防止
- 4 社会的養護の推進

ライフステージ 2 若者／結婚

- 5 若者の雇用対策
- 6 出逢いの支援

ライフステージ 3 妊娠・出産

- 7 不妊に悩む家族への支援
- 8 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実
- 9 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援

ライフステージ 4 子育て

- 10 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援
- 11 男性の育児参画の推進
- 12 発達支援が必要な子どもへの対応

【社会減対策】

『学びたい』『働きたい』『暮らし(続け)たい』という希望がかない、みんなが集う活気あふれる三重』は、社会減対策のめざす姿です。人口の社会移動の契機となる、進学時の対応としての「学ぶ」、就職・転職時の対応としての「働く」、そして、それらのベースでもあり、人を惹きつける魅力ある地域としての「暮らす」の、3つのライフシーンごとに、人口の県外への流出抑制と県内への流入促進に取り組んでいきます。

数値目標

県外への転出超過数(3,000人)を、毎年280人改善し、5年後には転出超過数を1,600人にまで改善します。

ライフシーン1「学ぶ」

- 13 若者の県内定着の促進
- 14 子どもの能力の育成と人口減少に対応する教育体制の確保

ライフシーン2「働く」

- 15 しごとの創出
- 16 産業人材の育成
- 17 働く場・働き方の質の向上

ライフシーン3「暮らす」

- 18 総合的な移住の促進
- 19 暮らしの安全・安心の確保
- 20 いきいきと豊かに暮らせる地域づくり
- 21 地域資源の活用による交流人口の拡大

(基盤づくり～自然減対策および社会減対策を支えるベース～)

- 自然減対策と社会減対策を両輪として人口減少に立ち向かい、『希望がかない、選ばれる三重』を実現するためには、県民の皆さんの安全・安心を下支えするさまざまな基盤づくりの整備・充実も必要となります。このため、本戦略で取り組む自然減対策および社会減対策と合わせて、これらの取組を効果的に推進するための下支えとして、次のような基盤づくりを推進していきます。
 - ① 地域特性を活かした個性あふれるまちづくり
 - ② 広域的な交通基盤などの社会資本整備と次世代を見据えた交通基盤の構築
 - ③ 大規模災害に備えた防災・減災対策
 - ④ 公共施設等の効果的・効率的な維持管理

(2)教育・人づくり(三重県教育施策大綱)

1 大綱策定の趣旨

(1)大綱の位置づけ

「三重県教育施策大綱」は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項に基づき、三重の教育の基本的な方針や教育施策の主な内容について示すものです。

(2)大綱の期間

策定の日から平成31(2019)年度末までとします。

2 教育を取り巻く社会情勢の変化

(人口減少、少子高齢社会の進行)

- 三重県の人口は減少局面に入り、平成42(2030)年には、平成22(2010)年より、約20万人少ない165万人程度にまで減少すると推計されています。今後、戦略的な人口減少対策を進め、県域全体の自立的かつ持続的な活性化につなげることが喫緊の課題となっています。
- 特に本県の人口社会減の状況は、高等教育機関進学時および卒業時の若者の県外流出が顕著で、今後、県内への若者の定着を図るため、高等教育機関の魅力向上と学生の確保、就職対策が求められています。

(グローバル化の進展)

- ICTや交通ネットワークの飛躍的な発達により、人・もの・情報等が地球的な規模で交流するグローバル化が進んでいます。教育においても、郷土に対する深い理解や異文化理解の精神、語学力をはじめとする幅広いコミュニケーション能力などを育成することが求められています。

(情報化の進展)

- 距離的・時間的な制約を受けない双方向での情報交流が可能になるなど、情報化の進展が加速しており、日常生活や経済活動に劇的な変化がもたらされています。情報スキルの差が新たな社会的・経済的格差を生む可能性もあり、情報教育の重要性がますます高まっています。
- 子どもたちの携帯電話等の所有率は約6割に達し、SNS^{*1}と言われるコミュニケーション手段が生活に浸透しつつあります。一方で、ネット上でのいじめ事案等が増加しており、情報モラルの向上が求められています。

^{*1}SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービス。人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のサービスのこと。あるいは、そういったサービスを提供するサイトも含まれる。

(雇用環境の変化)

- 国籍を問わない採用、成果・能力重視の賃金制度の導入など、雇用環境が変化し、雇用形態の多様化が進む中で、非正規就業者の割合は、労働者の37.4%（平成26(2014)年度)を占めるに至っています。若年無業者への支援や早期離職につながる求人と求職のミスマッチの解消などが課題となっており、学校教育におけるキャリア教育の充実、学校とハローワークの連携強化などが求められています。

(教育格差と貧困の連鎖)

- 我が国においては、家庭の経済状況や環境等により、子どもたちの進学機会や学力等に差が生じているとの指摘があります。また、教育格差が原因となって、貧困の連鎖につながるものが危惧されています。

(子どもたちの安全確保への対応)

- 東日本大震災により、これまでの学校の防災教育・防災対策の根本的な見直しが必要となりました。本県においては、建物の耐震化は進んでいますが、外壁、天井材などの非構造部材の耐震化は早急に対策を講じる必要があります。
- 登下校中の子どもたちが巻き込まれる交通事故や連れ去り・通り魔などの生命を脅かす事件が全国的に相次いでおり、学校や通学路における子どもたちの安全確保が求められています。

(国の教育改革の動き)

- 国において、道徳の教科化、小中一貫教育の制度化をはじめ、高等学校教育改革、高大接続改革、大学改革、学習指導要領の改訂など、教育改革に係るさまざまな動きがあります。今後とも、教育内容・制度の大きな変革が予想されることから、本県においても的確に対応していく必要があります。

3 三重の教育における基本方針

(教育の意義)

- 教育は、子どもたちをはじめとする「学ぶ人」のためのものです。それは、一人ひとりの可能性を「開花」させ、「生き抜いていく力」を育み、人生を豊かに輝かせる営みです(個人的意義)。
- 特に、子どもたちは地域社会の「希望」そのものであり、教育は、子どもたち自身の希望を創るという意味で、最も重要な政策分野だと言えます。
- また、教育は、それぞれの個性・能力が社会参画というかたちで咲き誇ることをとおして、社会に発展という「実り」をもたらす創造的な活動です(社会的意義)。
- 経済社会活動のあらゆる分野において、「人」が活力の源泉であることを考えれば、教育こそが「未来創造の『駆動力』」とならなければなりません。

(教育の重要性の一層の高まり)

- 折しも、知識が社会の発展を牽引する「知識基盤社会」*²が一層その進展の歩みを速めており、今後は教育の質が地域の将来を左右する決定的要因となります。
- また、社会が本格的な人口減少局面を迎えつつある中、地域が持続可能な発展を遂げていくためには、一人ひとりの能力を最大限に高め、未来への希望を育むとともに、自らの希望の実現に向けて主体的に社会や地域に関わる人の数(希望活動人口)を増やしていけるよう、教育の充実を図らなければなりません。

(「新しい豊かさ」への挑戦と教育の役割)

- 加えて、今、三重県政は、これからの時代を展望し、「経済的な豊かさ」と「精神的な豊かさ」、そして、これまでは積極的に豊かさにとらえられてこなかった「社会のシステムやつながりの豊かさ」の3つを全て高めることで、「新しい豊かさ」を享受できる三重の実現をめざしています。
- 「新しい豊かさ」の実現のためには、一人ひとりが、自らの選択により、未来を切り拓くために必要な能力を身につけ、自分らしさを発揮できる機会を見だし、アクティブ・シチズン*³として主体的に社会づくりに関わるのが大切です。
教育には、アクティブ・シチズンを育み支援する社会的基盤として、重要な役割が求められています。

(教育に取り組む基本方針)

- 「第三の分水嶺」*⁴の先にある社会、新しい三重の姿を展望する時、一人ひとりの輝く未来と希望に満ちた社会の創造に向けて、教育の果たすべき役割は多大です。
- そこで、人口減少等がもたらすさまざまな地域課題と向き合う中で、三重の持つ「多様性」という強みを活かしながら、教育が「駆動力」となって、新しい時代へのブレイクスルーに挑みます。

*² 知識基盤社会：平成 17(2005)年の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」で示された言葉。「新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会」と定義されている。

*³ アクティブ・シチズン：三重県の長期構想である「みえ県民力ビジョン」で示された県政用語。社会における自らの役割と責任を自覚し、積極的に社会に参画する、「自立し、行動する住民」のこと。

*⁴ 第三の分水嶺：「みえ県民力ビジョン」で用いられている言葉。日本が今直面している時代の転換点を、明治維新、第二次世界大戦の終戦に次ぐ「第三の分水嶺」と表現するもの。「分水嶺」は、異なる水系の境界線をさす地理用語であり、ここではターニングポイントの意味で用いている。

- そして、学校はもとより、家庭、地域住民、企業など、教育に携わる全ての者が、「毎日が未来への分岐点」という共通認識のもと、明日の発展につながる教育活動を；
 - ①「生き抜いていく力」の育成
 - ②「教育安心県」の実現
 - ③「生涯現役・全員参画型社会」に向けた学習基盤の充実
 - ④教育への県民力の結集 ～「時をつなぐ協創」*⁵の推進～
 - ⑤「三重ならでは」の教育の推進
 - ⑥社会的課題をふまえた教育の充実
 を基本方針として、全力で進めていきます。

(1)「生き抜いていく力」の育成

三重で学ぶ人が、自らの無限の可能性を信じ、未来への希望を胸に来るべき時代を生き抜き、夢と志を実現できるよう、「自立」「共生」する力を育む。

- 将来予測が困難とされる来るべき時代においては、変化の風に凜として向き合い、確固たる自分の軸を持ち、他者との絆を大切にしながら、豊かな未来を切り拓く力、即ち「生き抜いていく力」が求められます。

そこで三重県は、直面する課題に自ら考え判断し、主体的に対応していく「自立」の力、および他者との関わりの中で共に支え合い、新しい社会を創っていく「共生」の力を育む教育を推進します。
- また、「何を学んだのか」だけではなく、「それをどう活かすのか」を重視し、学んだ知識を、課題や困難を乗り越えるための知恵や実行力へと結実させること、新しい価値の創造へとつなげていくことができるよう、教育活動の改革・改善を図ります。
- 特に子どもたちに関しては、一人ひとりの可能性を最大限に引き出すことができるよう、課題となっている学力・体力の向上に向け、優先度を高くして取り組むとともに、規範意識、郷土愛等の豊かな心を育む教育を一層推進します。併せて、「教育の原点」である家庭教育と、人間形成の基礎を担う幼児教育の充実に向けた取組を拡充し、就学後の確かな学びにつなげていきます。
- 一方、厳しい生活環境の中で明日への夢や希望を抱くことが簡単にできない、あるいは、まだ自信や意欲を持てず人間関係がうまく築けないなど、逆境や葛藤の中で懸命に生きている子どもたちがいることをふまえ、一人ひとりが自らをかけがえのない存在として感じられるよう、自己肯定感の涵養を図ります。加えて、学ぶ意欲の向上、豊かな人間関係を形成する力の育成等を通じ、誰もが自分の可能性を信じ、人生を大切に歩んでいけるよう支援します。

*⁵協創：「みえ県民力ビジョン」で示された県政用語。県民の皆さんと行政それぞれが「公」を担う主体として自立し、行動することで、「協働」による成果を生み出し、新しい価値を創造していくこと。

(2)「教育安心県」の実現

この三重県を、経済的・社会的な事情にかかわらず、誰もが必要な「学び」を自由に選択できる「教育安心県」にする。

- 教育を受ける機会は、生まれ育った環境等によって決定されるのではなく、本人の能力・意欲に応じ等しく与えられなければなりません。
三重県は、家庭の経済的な事情等による学習機会や学力等の差が収入の格差につながり、それが世代を越えて再生産されるといわれる「貧困の連鎖」によって、意欲ある者の将来が閉ざされることのないよう、誰もがあらゆる制約を越えて必要な「学び」を自由に選択できる環境を整えます。
- また、学校教育において、災害や交通事故、犯罪など、子どもたちをさまざまな危険から守るとともに、いじめの根絶、不登校児童生徒への支援を図るなど、安全で安心な教育環境を実現します。併せて、障がいの有無や国籍の如何にかかわらず、子どもたちが共に学べる環境を整備し、一人ひとりの多様なニーズに寄り添う教育の推進を図ります。

(3)「生涯現役・全員参画型社会」に向けた学習基盤の充実

あらゆる世代の全ての人々が能力を高め発揮する「生涯現役・全員参画型社会」の実現に向け、学習基盤の充実を図る。

- 生産年齢人口が減少する中、地域社会の持続的な発展に向けて、あらゆる世代の全ての人々が能力を高め発揮する「生涯現役・全員参画型社会」の実現が求められています。
そこで三重県は、経験豊かなアクティブ・シニアを含むあらゆる世代が、また、障がい者、女性、外国人等を含む全ての人々が、主体的に学習機会を選択し学ぶことのできる、生涯を通じた学習基盤の充実を図るとともに、その成果を社会に活かすことができる環境づくりを進めます。
- 生涯を通じた学習基盤の充実に向けては、幼稚園・保育所から小学校、中学校、高等学校、大学等、さらには社会人教育に至るまで、学びの各ステージにおける教育の質を高めるとともに、相互の連携を一層深め、時間軸を貫く学びの「縦の接続」が円滑に進むよう取り組んでいきます。

(4)教育への県民力の結集 ～「時をつなぐ協創」の推進～

三重の県民力を結集し、社会総がかりで教育に取り組む。

- 人は誰も、年齢や職業、考え方の異なる多様な人との魂の触れ合い、心の交流の中で、社会性や豊かな感性を身につけ、成長していきます。学校のみならず、家庭、地域住民、企業など社会の構成員全てが教育の当事者であり、可能性を芽吹かせ「開花」させる「土」の役割を有すると言えます。

そこで、学びに向かう者一人ひとりの輝く未来のために、三重の県民力を結集し「横の連携・協働」を進め、社会総がかりで教育に取り組んでいきます。

- また、教育は未来創造の営みであり、一人ひとりの強みを伸ばし、弱みを克服する取組を、時間をかけて積み重ねていくその先に、かけがえのない成果が生み出されるものです。そこで、「横の連携・協働」により結集した全ての者が、「縦の接続」を意識し、過去・未来と共鳴し響き合う教育を進めることにより教育的な価値の創造につなげる、いわば「時をつなぐ協創」を本県教育の根幹ととらえ、大切にしていきます。
- 加えて、社会総がかりで教育に取り組むためには、そうした機運が脈々と息づく自立した地域コミュニティの形成が不可欠であり、教育の営み自体がその形成・活性化の基盤となる必要があります。

そのキーワードは「絆」であり、さまざまな人びとのつながりや支え合い(社会関係資本)を生み出す教育・学習活動を、学校や公民館等の役割を重視しつつ進めていきます。

(5)「三重ならではの」教育の推進

自然・人材・伝統・文化・産業など、三重が持つ多様な地域力を活かした「三重ならではの」教育を推進する。

- 三重県は、美しい自然や豊富な人材、多彩な歴史・文化、高度な産業集積を有し、さまざまな資源や魅力にあふれる地域です。この自然・人材・伝統・文化・産業など、三重が持つ「多様性」という強みを活かした「三重ならではの」教育活動を推進することにより、「新しい豊かさ」の実現に参画できる人を育みます。
- 「三重ならではの」教育の推進においては、地方創生の観点に立ち、将来世界で活躍する者にも、郷土の未来を担う者にも、心の土壌としての郷土への思い、地域社会の発展に貢献する意欲、異なる文化を理解する態度等を育てていくことに意を用います。

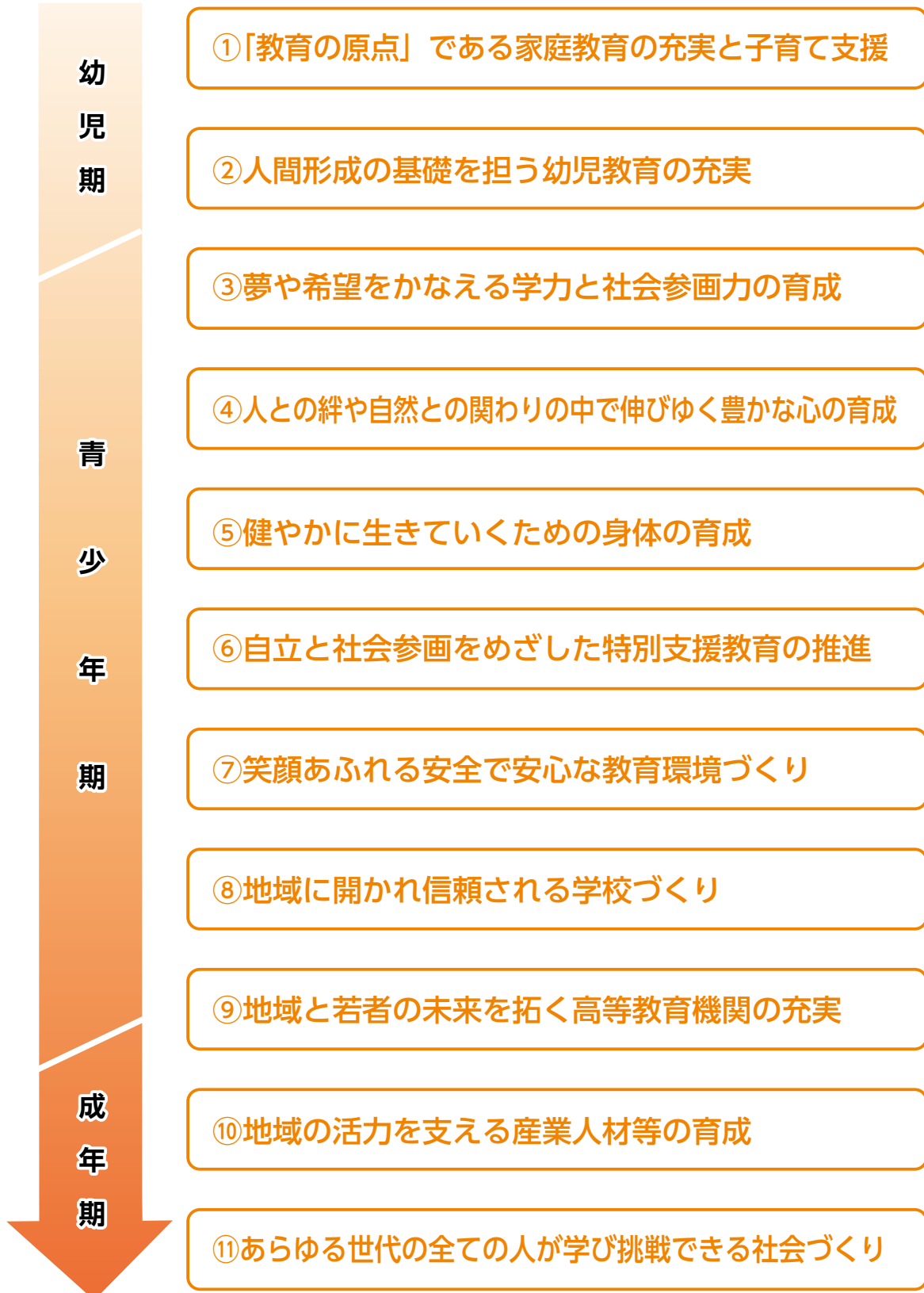
(6)社会的課題をふまえた教育の充実

時代の変容がもたらすさまざまな社会的課題に的確に対応した教育の充実を図る。

- 少子化・高齢化、グローバル化、環境・資源問題の深刻化、高度情報化、産業構造・雇用環境の変化といった時代の変容がもたらすさまざまな社会的課題をふまえ、グローバル教育、環境教育、情報教育、キャリア教育等を進めるとともに、その教育内容や手法の充実を図ります。
- 今後需要が見込まれる分野の専門家、人手が不足している分野の担い手、地域づくりの推進者など、三重の活力の源泉となる産業人材・地域人材等の育成・確保(活力を生む人づくり)に積極的に取り組むとともに、その人材が地域で活躍できる環境づくり(人を活かす地域づくり)を進めます。

4 教育施策

(教育施策の体系)



① 「教育の原点」である家庭教育の充実と子育て支援

基本的な取組方向

子どもの基本的な生活習慣の形成、心身の調和のとれた発達等を担う「教育の原点」である家庭がその役割を十分に果たせるよう、出産・育児・子育て家庭への支援を充実するとともに、子どもの育ちを支える社会環境づくりを推進します。

また、通園・通学中の子どもを有する家庭に対しては、学校等との連携の一層の推進を図り、家庭と学校が教育効果を高め合うよう取組を進めます。

主な取組内容

- 1 家庭教育を応援するための基本となる方針・戦略を取りまとめるとともに、家庭教育の充実に向けた知見の収集等により、家庭に対する啓発手法を確立します。
- 2 生活習慣・読書習慣チェックシートの活用を促進するとともに、結果を家庭と学校が共有し、連携して家庭での子どもたちの基本的な生活習慣や読書習慣の確立を図ります。
- 3 子どもたちがインターネット利用に関わるルールやマナー等の情報モラルを主体的に身につけるための取組を進めます。また、保護者に対してネット啓発講座を実施します。
- 4 男性の育児参画を進める中で、企業や関係団体と連携して、父親等を対象に、子育てに関して家庭においてできることなどを考える場づくりを促進します。
- 5 各市町の実情に応じた切れ目のない母子保健対策を進めるため、三重県の出産・育児の支援体制である「出産・育児まるっとサポートみえ」により市町の体制整備を支援します。
- 6 低年齢児保育や病児・病後児保育の充実を図るとともに、地域のニーズに応じて放課後児童クラブ・子ども教室の整備、拡充を進めます。
- 7 子どもや子育て家庭の声を直接受け止める電話相談窓口を開設し、関係機関が連携して対応します。
- 8 子育て中の親同士の交流等に取り組む市町の支援や、祖父母世代における子育て応援講座の開催など、子育て家庭を応援する取組を促進します。
- 9 地域企業や子育て支援団体と連携して、親子の絆づくりや地域で子どもの育ちを支える取組を行い、子どもが豊かに健やかに育つことができる家庭や地域社会づくりを進めます。
- 10 子どもたちが社会を生き抜いていく力を育てるため、野外体験保育の普及啓発を進めるなど、自然体験を通じた子育て環境づくり等を進めます。
- 11 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、再発防止のため、各市町の要保護児童対策地域協議会^{*6}を中心に関係機関が緊密に連携し、子どもの保護・支援を図ります。

^{*6} 要保護児童対策地域協議会：要保護児童への適切な対応を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援内容に関する協議を行うため、児童福祉法に基づき設置された協議会。市町の児童福祉主管課や児童相談所等の関係機関、関係団体および児童の福祉に関する職務に従事する者等により構成される。

- 12 社会的養護^{*7}を必要とする子どもが、できるだけ家庭的な環境で養育されるよう、里親委託の推進や児童養護施設の小規模グループケア化などの取組を進めます。
- 13 幼稚園・認定こども園・保育所における教育・子育て相談機能の充実を図ります。
- 14 支援が必要な家庭に対して、スクールソーシャルワーカー^{*8}を効果的に活用し、福祉の関係機関等と連携した支援を行います。
- 15 乳幼児と触れ合う体験活動等を通じて、子どもたちが家庭や家族の役割についての理解を深め、将来、親になったときの心構えを持てるようにします。

② 人間形成の基礎を担う幼児教育の充実

基本的な取組方向

子どもたちに、遊びや多様な体験活動等をとおして、学びへの意欲と関心、自分の気持ちを伝える力、自主性、規範意識、自尊感情、思いやりの心など、生涯にわたる人間形成の基礎を培います。

主な取組内容

- 1 多様な体験活動をとおして、自主性や規範意識、自尊感情、思いやりの心などの育成を図られるよう、家庭や地域に働きかけるとともに、実践事例の普及啓発を進めます。
- 2 幼稚園・認定こども園・保育所で子どもたちが体を動かす遊びを推進するとともに、家庭との連携を深め、運動機会の拡充と生活習慣の確立に努めます。
- 3 幼稚園・認定こども園・保育所における教育・子育て相談機能の充実を図ります。(再掲)
- 4 私立幼稚園を設置・経営する学校法人に対して、個性豊かで特色ある教育の推進に要する経費の助成等を行うことにより経営の安定化を図り、もって幼児教育の充実を図ります。
- 5 子どもたちが社会を生き抜いていく力を育てるため、野外体験保育の普及啓発を進めるなど、自然体験を通じた子育て環境づくり等を進めます。(再掲)
- 6 幼保小接続モデルカリキュラムを作成し、普及すること等を通じて、幼稚園・認定こども園・保育所から小学校への円滑な接続がなされるよう取り組みます。
- 7 幼稚園・認定こども園・保育所と小学校が相互に保育・授業を参観したり、指導内容や指導方法について相互理解を図ったりできるよう、交流や合同研修等の取組を推進します。

^{*7}社会的養護：保護者のいない子どもや保護者に監護させることが適当でない子どもを、公的責任で社会的に養育し保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家族への支援を行うこと。

^{*8}スクールソーシャルワーカー：学校において、生徒指導上の諸問題の積極的予防および解消のために、社会福祉等の専門的な知識や技能を用い、関係機関とのネットワークを活用して、子どもを取り巻く環境の改善、本人の課題に対処する力の向上を図るシステムづくりを行う専門家。

- 8 知事部局と教育委員会が連携して研修の実施体制を充実するとともに、今後の認定こども園の増加に対応するため、幼稚園教諭・保育教諭・保育士の合同研修を充実します。
- 9 幼稚園・認定こども園・保育所の運営の改善や、乳幼児教育に係る諸課題の解決に向けた研修を園(所)長等を対象に行います。

③ 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成

基本的な取組方向

全ての子どもたちが、自らの夢や希望をかなえ、未来を創り、自分らしく暮らしていけるよう、学力向上に取り組みます。また、グローバル教育、キャリア教育、情報教育等を通じて、コミュニケーション能力など子どもたちの社会参画力を育成します。

主な取組内容

- 1 子どもたちが主体的に学び、自信と意欲、高い志を持って社会を創造していく力を身につけられるよう、学校・家庭・地域が一体となって、学力向上に取り組みます。
- 2 小中学校において、全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェック^{*9}、ワークシートの3点セット等を活用した継続的な学習状況の把握や授業改善等に取り組みます。
- 3 学力向上アドバイザーや指導主事等による学校訪問をとおして、授業改善に向けた小中学校教員の意識向上と、効果的な授業スタイルの確立や授業規律の徹底に取り組みます。
- 4 指導教諭^{*10}を配置し教科指導の改善や充実を図るとともに、授業研究の充実に向けた組織的な取組を推進し教員一人ひとりの授業力を高めます。
- 5 家庭での学習が困難な子どもたちや学習習慣が十分に身につけていない子どもたちに対して、補充的な学習や家庭学習のための指導等の組織的な取組を進めます。
- 6 課題の発見・解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習(いわゆる「アクティブ・ラーニング」)の充実に取り組みます。
- 7 外国人児童生徒^{*11}が自己実現を図り、将来社会的に自立できるよう、日本語で学ぶ力の育成をめざしたJSLカリキュラム^{*12}の普及や適応指導等の充実を図ります。

^{*9}みえスタディ・チェック：学習指導要領をふまえ、三重県が重点的に実施している学力向上策の一つ。知識等の活用を中心とした問題を通じて、学習内容の定着状況を把握し、子どもたちが主体的に学習に取り組む意欲や、各学校における授業改善、個に応じた指導の充実等を促進する取組。

^{*10}指導教諭：授業を受け持ちつつ、自校を中心に必要に応じて地域内の教員の資質向上、授業力の向上に向けた指導助言を行うため、公立小中学校に配置される職。

^{*11}外国人児童生徒：日本国籍であっても文化的背景やルーツが外国にある子どもたちを含む。

^{*12}JSLカリキュラム：JSLはJapanese as a Second Languageの略。日常的な会話はある程度できるものの、学習活動への参加が難しい外国人児童生徒に対して、学習活動に日本語で参加する力を育成するため、日本語指導と教科指導とを統合的に行う指導方法。

- 8 外国人児童生徒等が夢や目標を持って学習に取り組むことができるよう、必要な情報を提供するとともに、文化の違いや多様性を学び合う機会を提供します。
- 9 小学校における英語教育の早期化、教科化に向けて、小・中・高等学校の系統性を意識した英語指導モデルの構築と普及・啓発を行います。
- 10 海外留学や海外での研修等への支援を行うとともに、県立高等学校における国際バカロレア^{*13}認定に向けた調査研究、語学力向上のための指導法の研究などに取り組みます。
- 11 地元の企業での就業体験や社会で活躍する卒業生等による授業の実施など、学校・家庭・地域が連携したキャリア教育を充実します。
- 12 子どもたちがよく知っているしごとや三重ならではのしごとの体験をとおして、その面白さや楽しさを実感することができる魅力的な参加型イベントを開催します。
- 13 子どもたちが社会への参画と貢献に対する意欲・態度を身につけることができるよう、政治的教養を育む教育に取り組めます。
- 14 情報活用能力の育成、情報モラル教育の充実、ICTを活用したわかりやすい授業の推進、ICT環境の整備等を通じて、情報教育の推進を図ります。
- 15 子どもたちが、消費者として自主的かつ合理的に行動することができるよう、その自立を支援するための取組を推進します。

④ 人との絆や自然との関わりの中で伸びゆく豊かな心の育成

基本的な取組方向

子どもたちが、他者とのつながりや自然環境、郷土、社会等との関わりの中で、豊かな心を持つことができるよう、人権教育、道徳教育、郷土教育、環境教育に取り組めます。また、文化芸術活動や本にふれる機会をとおして、子どもたちに豊かな情操を育みます。

主な取組内容

- 1 子どもたちが、人権についての理解と認識を深めることにより自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができるよう、人権教育を推進します。
- 2 子どもたちが、命を大切に作る心や公共心、規範意識、人間関係を築く力等を身につけるとともに、自尊感情を高め意欲的に生きていけるよう、道徳教育を推進します。
- 3 道徳の教科化へ向け、道徳教育推進教師を中心とする学校全体が一体となった指導体制の充実や、高等学校における道徳教育の全体計画の充実等に取り組めます。

^{*13} 国際バカロレア：国際バカロレア機構(スイス・ジュネーブに本部を置く1968年設立の財団法人。学生に国際的に認められる大学入学資格を与えることや、国際理解教育の促進に資することを目的としている。)が実施する教育プログラム。このうち、高校レベルの「ディプロマプログラム」は、最終試験の合格で国際的な大学入学資格を取得可能。

- 4 有識者や関係者等による三重県道徳教育推進委員会を開催し、同委員会の調査や提案を道徳教育の推進や取組の充実に活かします。
- 5 子どもたちが、郷土三重への誇りを持って地域や世界で活躍できるよう、郷土に関する教材や伝統文化・伝統工芸にふれる体験活動等をとおして、郷土教育に取り組みます。
- 6 伊勢志摩サミットの開催を契機として、子どもたちが郷土三重のすばらしさを再認識するとともに、世界の子どもたちに関わる諸問題に関心を持ち、考える機会を創ります。
- 7 地域への定住を促進するため、南部地域の市町が連携して実施する、子どもの愛郷心を高め、将来の地域リーダーを育成する取組を支援します。
- 8 高校生が地域を学び、地域への愛着や絆を深めるため、地域活性化の取組に参画するなど、高等学校と地域が連携した取組を推進します。
- 9 子どもたちが環境について地球的視野で考え、持続可能な社会づくりの担い手となれるよう、民間団体等との連携や環境学習の拠点施設の活用等を通じ、環境教育を進めます。
- 10 学校等における森林環境教育^{*14}の一層の充実を図るため、学習活動のコーディネートやきめ細かな相談対応等、包括的な支援体制を構築します。
- 11 子どもたちに「もったいない」という意識を育むため、小学校において地域のボランティア、市町担当者が講師となったごみ減量化やリサイクルに関する出前授業を実施します。
- 12 読書環境の整備、読書機会の提供、読書活動の啓発の3つの観点に沿った取組を、学校・家庭・地域が相互に連携・協力して行うことにより、子どもたちの読書活動を推進します。
- 13 学校図書館を活用した授業や朝の読書、ビブリオバトル(書評合戦)^{*15}等の子どもと本をつなぐ取組を進めることにより、子どもたちの読書機会の拡充に努めます。
- 14 学校とPTAが連携して生活習慣・読書習慣チェックシートを普及すること等により、家庭読書(家読)を促進します。
- 15 子どもたちが本物の文化芸術にふれる機会を充実させることで、豊かな感性・情操や生涯にわたり文化芸術に親しむ態度を養うとともに、次代の文化の担い手を育成します。
- 16 子どもたちがお互いを理解・尊重し、一人ひとりの価値を認め合えるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する学習機会の充実に取り組みます。
- 17 望ましい交通社会の実現に向けて、自発的に「人にも社会にもやさしい移動のあり方」を探求し、行動する能力(モビリティ・マネジメント力)の育成を図っていきます。

^{*14} 森林環境教育：森林内での多様な体験活動などを通じて人びとの生活や環境と森林との関係について学ぶことにより、「地球温暖化防止」など森林の多面的機能や森林の整備と森林資源の循環利用の必要性等に対する理解を醸成する取組。

^{*15} ビブリオバトル(書評合戦)：発表者が1人5分で本を紹介し、最後に「どの本が一番読みたくなったか」について参加者全員で投票を行い、最多票を集めたものを「チャンプ本」とするゲーム。発表者のみならず聴衆にも読書への興味を高める効果がある。

⑤ 健やかに生きていくための身体の育成

基本的な取組方向

健全な食生活などの基本的な生活習慣や日常的な運動習慣の確立等に向けた取組を進め、子どもたちが健やかに生きていくための基礎を培います。

主な取組内容

- 1 生涯にわたって運動に親しむ習慣を子どもたちに育むとともに、スポーツの楽しさや喜びを味わうことなどをおして、子どもたちの体力の向上に取り組めます。
- 2 各小中学校が「みえ子どもの元気アップシート」を活用し、体力向上に向けた目標の設定や実践が進むよう、市町等教育委員会と連携して取り組めます。
- 3 子どもたちの運動する機会を拡充するため、体育の授業以外に運動や体を動かす遊びに取り組む1学校1運動プロジェクトを推進します。
- 4 各学校が毎年継続して体力テストを実施し、その結果を「体力の成長記録」として子どもたちや保護者と共有することをおして、体力向上につなげる取組を推進します。
- 5 運動部活動の指導者を対象とした研修会等を通じて指導力の向上を図るとともに、地域のスポーツ人材を外部指導者として学校に派遣します。
- 6 平成30(2018)年度全国高等学校総合体育大会、平成32(2020)年度全国中学校体育大会の開催を通じて、運動部活動の充実と強化を図ります。
- 7 将来のトップアスリートを育成するため、関係団体と連携して、優れた才能を持つ子どもたちを発掘し、一貫した強化体制による育成・強化を進めます。
- 8 子どもたちの基本的な生活習慣の確立や性の問題行動、薬物乱用、アレルギー、心の健康など健康課題の解決に向けて、関係機関と連携を図りつつ健康教育の取組を推進します。
- 9 子どもたちが妊娠・出産や性に関する正しい知識を習得できるよう、保育体験の機会充実やライフプラン、結婚、子育てをテーマとした講演会の開催等に取り組めます。
- 10 児童期から、がんに関する正しい理解を広げるため、保健医療関係者と教育関係者が連携して、がんに関する教育に取り組めます。
- 11 健全な口腔機能の維持による全身の健康づくりをめざし、学校歯科医と教育関係者が連携して正しい歯科疾患予防の知識、生活習慣が習得できる歯科保健の取組を推進します。
- 12 子どもたちが「食」に関する正しい知識と食習慣を身につけることができるよう、朝食メニューコンクールの実施等を通じて、食育の推進に取り組めます。
- 13 食育の推進を図るため、給食への県産品の利用促進や、家庭や学校、地域などのさまざまな場面で子どもたちが県産品に触れ親しむ機会の創出に取り組めます。

⑥ 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進

基本的な取組方向

障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが可能な限り同じ場で共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築を進めるとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じて、子どもたちの自立と社会参画のために必要な力を育みます。

主な取組内容

- 1 幼稚園・認定こども園・保育所、小・中・高等学校、特別支援学校間で指導・支援に必要な情報が確実に引き継がれるよう、パーソナルカルテ^{*16}を活用した支援体制の充実を図ります。
- 2 発達障がい児等への早期発見・支援に向けて、支援ツールである「CLM(Check List in Mie)と個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入を促進します。
- 3 全ての子どもたちが「学ぶ喜び」「わかる楽しさ」を実感できるよう、授業のユニバーサルデザイン化を図るとともに、障がいのある子どもへの合理的配慮の提供を進めます。
- 4 障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが、可能な限り同じ場で共に学ぶことができるよう、交流および共同学習を進めます。
- 5 特別支援学校卒業後も地域の中で安心して、自分らしく暮らしていけるよう、計画的・組織的にキャリア教育を進め、進路希望の実現と地域生活への円滑な移行を図ります。
- 6 特別支援学校高等部の企業就労については、生徒本人の適性を十分に把握した上で、適した職種・業務と必要な支援の方法を企業に提案する形の職場開拓を行います。
- 7 小・中・高等学校の教員の特別支援教育に係る専門性が向上するよう、特別支援学校のセンター的機能の活用や特別支援教育コーディネーターへの研修支援等を進めます。
- 8 三重県立子ども心身発達医療センターおよび三重県立かがやき特別支援学校を新たに整備し、医療、福祉、教育が連携した専門性の高い支援を行います。
- 9 三重県立特別支援学校東紀州くろしお学園(本校)、三重県立松阪地域特別支援学校(仮称)の整備を進めます。
- 10 在籍する子どもたちの増加や車両の老朽化に対応したスクールバスの配備と更新を進めるとともに、特別支援学校の計画的な施設改修等を行います。
- 11 発達支援が必要な子どもが身近な地域で健やかに成長できるよう、市町等と連携し、早期発見と成長段階に応じた適切な支援が途切れることのない体制の構築をめざします。

^{*16} パーソナルカルテ：子どもおよび保護者が必要な情報(生育歴等)を記入して作成するファイル。日常的な管理も本人・保護者が行き、学校や関係機関等から提供を受けた情報(個別の教育支援計画、個別の指導計画、母子手帳、お薬手帳等)を追加して綴じ込んでいくファイル形式。

- 12 保健・福祉・教育の機能が連携した市町の総合支援窓口との連携を強化するとともに、専門性の高い人材の育成のための研修受入れや巡回指導による技術的支援を行います。

⑦ 笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり

基本的な取組方向

子どもたちが安全・安心に学ぶ環境を整えるため、防災教育・防災対策の推進や学校の安全・安心の確保に取り組みます。また、いじめや暴力行為、不登校等への対応、教育的に不利な環境にある子どもたちへの支援などに取り組みます。

主な取組内容

- 1 子どもたちにいじめや暴力行為を許さない心を育むとともに、学校全体でいじめ等の解決に取り組む体制づくりを進めます。
- 2 県、市町、学校、保護者等の責務や役割等を明確にした総合的な視点での「いじめ防止条例(仮称)」の制定を検討します。
- 3 子どもたちがインターネット利用に関わるルールやマナー等の情報モラルを主体的に身につけるための取組を進めます。
- 4 子どもたちが、防災学習を通じて自分の命は自分で守る力を身につけられるよう、防災教育を推進します。また、校舎の耐震化および学校の防災機能の強化に取り組みます。
- 5 みえ防災・減災センターにおいて、世代を越えてつないでいくべき災害の記憶や記録を収集し、「みえ防災・減災アーカイブ」の充実を図るとともに、防災教育に活用します。
- 6 交通事故や不審者事案などから子どもたちを守り、危険予測・危険回避能力を育成するため、防犯教室や危険予測トレーニング等による交通安全・防犯教育を推進します。
- 7 子どもたちが安全に登下校できるよう、防犯団体や関係機関等、地域のさまざまな主体と連携し、通学路の安全対策を進めます。
- 8 飲酒運転0(ゼロ)をめざし、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という意識の定着のための教育、啓発活動を推進します。
- 9 魅力ある学校・学級づくりや安心して学べる環境づくりを進めるとともに、不登校児童生徒に対する社会的自立に向けた支援を家庭や関係機関等と連携して行います。
- 10 進路指導や入学後の教育相談体制を充実することにより、学校生活・学業不適應による中途退学等の未然防止に取り組みます。
- 11 いじめや暴力行為、不登校の未然防止および早期発見・早期解決を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー^{*17}による支援に取り組みます。

^{*17}スクールソーシャルワーカー：295 ページ参照。

- 12 いじめや暴力行為、不登校の解決に向けて、総合教育センターにおいて「いじめ電話相談」や専門的教育相談を実施するとともに、教職員に対する教育相談研修を実施します。
- 13 「三重県子どもの貧困対策計画」に基づき、市町や関係機関と連携し、就学の援助、学資の援助、学習の支援等、貧困の状況にある子どもの教育に関する支援を行います。
- 14 学校を子どもの貧困対策のプラットフォーム^{*18}として位置づけ、学校を窓口として関係機関等との連携を図ることで、貧困の状況にある子どもを生活支援や福祉制度につなげます。

⑧ 地域に開かれ信頼される学校づくり

基本的な取組方向

学校や教職員に対する期待やニーズが増加・多様化していることをふまえ、コミュニティ・スクール等の推進や学校の特色化・魅力化、教職員の資質向上等に取り組むことで、地域に開かれ信頼される学校づくりを進めます。

主な取組内容

- 1 地域とともにある学校づくりサポーターの派遣等を通じて、コミュニティ・スクール^{*19}や学校支援地域本部^{*20}の導入など、保護者や地域住民が参画する学校運営を促進します。
- 2 土曜日の授業や土曜学習等の効果的な活用について普及するとともに、地域住民の知識や経験、技能などを活用した学習や体験活動を充実します。
- 3 小中一貫教育に関する情報提供を行うとともに、小・中学校両方の教員免許を有する教員の適切な配置等に努めます。
- 4 中高一貫教育については、その理念や期待される教育効果、課題を明確にしつつ、県内各地域の状況やニーズ等をふまえ、検討を進めます。
- 5 大学教員等による高等学校での出前授業、高校生の大学での講義受講、大学の施設等を利用した実験・実習など、高等学校と大学との連携に取り組みます。

^{*18} 学校を子どもの貧困対策のプラットフォーム：国の「子供の貧困対策に関する大綱」の教育の支援において用いられているキーワード。ここでは、学校を核として、さまざまな関係者や専門家がつながり、子どもたちを多面的にサポートするとの趣旨で用いている。

^{*19} コミュニティ・スクール：保護者や地域住民が、学校の方針承認や教職員の人事について、一定の権限を持って学校運営に関与するタイプの公立学校。教育委員会が指定した学校に学校運営協議会を設置することによって実現するもの。

^{*20} 学校支援地域本部：学校の教育活動を支援するため、地域住民の学校支援ボランティアなどへの参加をコーディネートする組織で、いわば「地域につくられた学校の応援団」。地域住民が学校を支援する取組を組織的なものとし、学校の求めと地域の力をマッチングして、より効果的な学校支援を行い、教育の充実を図ろうとするもの。

- 6 高等学校において、グローバル人材の育成を目的とした教育内容の充実や地域に根ざした特色ある専門学科等の設置・拡充を検討します。
- 7 県内の工業高校が持つポテンシャルを活かしつつ、一層高度なものづくり教育を行う魅力的な教育環境を整備するため、北勢地域に工業高校の専攻科を設置します。
- 8 「教育に対する情熱と使命感」、「専門的知識・技能に基づく課題解決能力」、「自立した社会人としての豊かな人間性」を持った教職員の採用・育成を図ります。
- 9 業務の簡素・効率化を図り、教職員が子どもたちと向き合える時間を確保するなど、教職員が意欲的に教育活動に取り組む環境をつくります。
- 10 校舎の耐震化やバリアフリーなど学校施設の充実を図り、子どもたちの安全・安心の確保と快適な学習環境づくりを推進します。
- 11 個性豊かで多様な教育の場を確保するため、私立学校の特色ある学校づくりおよび健全な学校経営を支援します。

⑨ 地域と若者の未来を拓く高等教育機関の充実

基本的な取組方向

県内における高等教育の学びの選択肢を増やすとともに、各校の教育の質や魅力を高める取組を支援することにより、高等教育機関の充実を図ります。また、このことを、三重県で学び、働く若者の増加につなげます。

加えて、高等教育機関と地域との連携を促進し、地域課題の解決に向けた取組の活性化、および学生と地域との結びつきの強化を図ります。

主な取組内容

- 1 大学・学部等の新增設・再編に向けた検討を進め、高等教育における学びの選択肢の拡大を図るとともに、全国でも低位にある大学収容力の向上をめざします。
- 2 学生の確保、県内への定着等に向けた県内高等教育機関による魅力向上・充実の取組を支援します。
- 3 「高等教育コンソーシアム^{*21} みえ(仮称)」を設置し、県内高等教育機関相互および県内高等教育機関と地域との連携による魅力向上を図ります。

^{*21} コンソーシアム：複数の個人や法人、団体が集まり結成される組織・団体の一種。同種の団体が集まって共同事業を行ったり、特定のテーマや目的に関連する企業や団体、個人が共同で活動を行ったり、参加者が財産や権利を出し合って共同で運用したりするもの。

- 4 三重大学が中心となり進める「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」*²²に参画し、本県の産業を担う人材の養成と魅力ある就職先の創出を図ります。
- 5 若者の県内定着を促進するため、県内の南部地域等条件不利地域に居住すること等を条件に、大学生等の奨学金の返還額の一部を助成する制度を創設します。
- 6 「おしごと広場みえ」における中小企業・小規模企業の魅力の情報発信や経営者等と若者との交流促進など、若者と中小企業・小規模企業との一層のマッチングを図ります。
- 7 県内高校卒業生で、県外大学へ進学している学生のUターン就職の促進などに取り組みます。
- 8 地域活動に関心がある学生と課題を抱える地域のさまざまな主体の情報を全県的に一元化し、マッチングを図ることにより、学生の地域活動への参画を一層促進します。
- 9 大学教員等による高等学校での出前授業、高校生の大学での講義受講、大学の施設等を利用した実験・実習など、高等学校と大学との連携に取り組みます。(再掲)
- 10 高い専門性と豊かな人間性を備えた教員の養成および育成のため、三重大学教職大学院をはじめとする教員養成機関との連携・協働を推進します。
- 11 公立大学法人三重県立看護大学において、質の高い教育・研究を実践するとともに、地域と連携し、地域に貢献する魅力ある大学づくりを進めるよう支援します。

⑩ 地域の活力を支える産業人材等の育成

基本的な取組方向

本県経済を牽引する経営人材、新分野を切り拓く高度人材、企業の中核を担うホスピタリティ人材、食関連産業の発展を担う人材など、地域の活力の源泉である産業人材の育成を推進します。併せて、農林水産業の次代を創造する多様な担い手、人びとの暮らしを根幹から支える医療・福祉人材、防災人材、地域活性化の核となる地域人材等の育成・確保を着実に進めます。

主な取組内容

- 1 航空宇宙産業について、世界に通用する多くの人材を育成するため、海外とのネットワークを活かし、産学官の連携により取り組みます。
- 2 県内産業を牽引していく経営人材の育成をめざし、力強い中小企業経営者を核とした業種を超えたネットワークを構築する場づくりに取り組みます。

*²² 地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)：高等教育機関を対象にした文部科学省の補助事業。大学等が地方公共団体や企業等と協働し、学生にとって魅力ある就職先を創出するとともに、地域が求める人材を養成するために必要な教育カリキュラムの改革を行う取組を支援するもの。

- 3 県内産業の発展に必要な県内中小企業・小規模企業の強靱化に向け、製造管理者の育成など、各企業における中核人材の育成に取り組みます。
- 4 県内企業が、自社の新たな事業展開や技術力向上等のために、専門的な知識や技術等を有する人材を育成できるよう取り組みます。
- 5 食・観光産業等サービス産業の従事者等を対象に企業の中核を担うホスピタリティ人材を育成・確保するとともに、食関連産業の発展を担う人材の育成について検討を進めます。
- 6 急増している外国人旅行者に適切な対応ができる人材の育成・確保に取り組みます。
- 7 三重県が培ってきた海外ネットワークとの連携や資金、人材育成など独自の「スタートアップ・サポートプログラム」を策定し、創業および第二創業を支援します。
- 8 ヘルスケア分野の多様化するニーズに対応すべく、産学官民が連携し、多様な人材の育成・確保に取り組みます。
- 9 建設業の活性化に向けて人材確保や技術継承が図られるよう、若年者の入職促進、人材育成や就業者の定着促進、建設業への理解促進の取組等を支援します。
- 10 農林水産業に関わるさまざまな分野の人材間ネットワークの構築を通じて、新たなイノベーションを創出する人材の育成に取り組みます。
- 11 新規就農者の確保・育成に向け、U・Iターン就農者の受入体制を整備するとともに、産学官が連携して若き農業ビジネス人材を育成する包括的な仕組みを構築します。
- 12 家畜伝染病の発生予防およびまん延防止を図るため、生産段階における危機管理体制の強化や獣医師などの畜産経営体を支える人材の確保・育成に取り組みます。
- 13 新規林業就業者の確保に向け、職場体験研修、就業フェアを開催するとともに、林業大学校の設置を含めた検討など、次代の林業を担う人材の育成に取り組みます。
- 14 漁業の担い手の確保に向け、漁師塾^{*23}の座学カリキュラムの充実や取組地区の拡大、新規就業時の経済的不安解消に向けた支援策の充実などに取り組みます。
- 15 新専門医制度の見直し状況も見据えながら、医師修学資金貸与者等に三重専門医研修プログラム^{*24}の活用を働きかけ、県内で活躍する医師の育成を図ります。
- 16 看護職員確保対策検討会の議論をふまえ、「人材確保対策」「定着促進対策」「資質向上対策」「助産師確保対策」の4つの視点から総合的な看護職員確保対策の取組を進めます。
- 17 国際医療技術連携体制(M-MU S C L E)^{*25}協議会での議論をふまえ、海外大学との連携を進めることで医療分野の魅力向上を図り、医療従事者の確保・定着につなげます。

^{*23} 漁師塾：若者などの水産業への就業・就労を促進するため、漁業技術の研修等を通じて人材育成や就業支援を行う育成機関。

^{*24} 三重専門医研修プログラム：地域の医療機関と中核病院をローテーションしながら、17の基本領域を対象に専門医資格を取得することができる後期臨床研修プログラム。

^{*25} 国際医療技術連携体制(M-MU S C L E)：医療分野の学術面における国際連携を進めるために構築した県内の医療・看護系等の大学の連携による国際医療技術連携体制(三重医療系大学サイエンス・コラボレーション・リーグ；Mie Medical University Science Collaboration League)。

- 18 公立大学法人三重県立看護大学において、質の高い看護を実践できる人材を育成するよう支援します。
- 19 福祉・介護分野の人材確保のため、福祉・介護の魅力発信、介護職員初任者研修等による人材育成に取り組むとともに、事業者団体等が実施する参入促進等の取組を支援します。
- 20 さまざまな分野で防災・減災対策を担う防災人材を育成するとともに、「みえ防災人材バンク」の充実を図り、防災人材が地域で活躍できる環境づくりに取り組みます。
- 21 地域の市民活動センター等の中間支援団体と連携し、災害時のボランティア活動等、さまざまなNPOが活躍できる環境整備を進めます。
- 22 南部地域において、主体的にコミュニティを支える地域人材を育成するとともに、地域人材同士がつながり、新たな価値を生み出す場づくりに取り組みます。
- 23 みえの文化芸術を支える専門人材の育成とともに、若いアーティストの育成や交流などを進めることにより、文化をとおして地域の活力を支えることができる人材を育成します。
- 24 外国人住民等が安心して適切な医療を受けられるよう、医療通訳育成研修を開催し、医療通訳の人材育成を行うなど、医療通訳制度の定着に向けて取り組みます。
- 25 外国人住民を主な対象とした避難所訓練を、さまざまな主体と連携して開催し、外国人住民を含めた災害時の共助の仕組みづくりを進めます。

⑪ あらゆる世代の全ての人々が学び挑戦できる社会づくり

基本的な取組方向

未来を担う「子ども」はもとより、チャレンジし続ける「社会人」、学び続ける「高齢者」に至るあらゆる世代が、また、これまで社会との結びつきがまだ十分とはいえない障がい者、女性、外国人等を含む全ての人々が、いつでも学び、挑戦し、社会参画できる「生涯現役・全員参画型社会」の実現をめざし、学習基盤の充実を図るとともに、学習成果を発揮して活躍しやすい環境づくりを進めます。

主な取組内容

- 1 生涯学習施設において、高等教育機関等との連携の強化、多様な主体の交流や情報発信の充実により、ライフステージに応じた学びの場や学習成果の活用機会を創出します。
- 2 社会教育関係者のネットワークを拡充し、交流の場を設け、人材育成を図ることにより、社会教育、学校教育、家庭教育の連携を促進し、地域の教育力の向上につなげます。
- 3 県民が人権課題を主体的に考え、行動していくため、人権に関する知識や情報を届け、多様な学習機会を提供することにより、人権が尊重されるまちづくりを促進します。

- 4 学卒者、離転職者、在職者などに対して、職業訓練などにより、職業能力の開発および向上に取り組みます。
- 5 若年者を対象に、社会人としての基礎に関するセミナー等を開催するとともに、正規雇用への転換を希望する非正規雇用者等を支援します。
- 6 社会参画意欲の高いシニア世代が、人材が不足している介護職場において活躍していけるよう、就業促進の取組を進めるとともに、環境の整備を図ります。
- 7 障がい者の社会参画を進めるため、障がい者の態様に応じた職業訓練や福祉施設から一般就労に向けた支援、社会的事業所^{*26}の創設、運営支援など雇用の場の拡大に取り組みます。
- 8 障がい者雇用の促進に向けて、ステップアップカフェ^{*27}等を活用した啓発、関係機関と連携した企業への働きかけ、企業間ネットワークの活動支援などの取組を推進します。
- 9 福祉事業所の農業参入や農業経営体の障がい者雇用を促進するため、関係者の支援体制の強化や、農業経営体へのさらなる意識啓発に取り組みます。
- 10 林業分野への障がい者の就労促進に向け、林業事業者と福祉事業者の連携による苗木生産等の取組や関係事業者への意識啓発を進めます。
- 11 水産分野への障がい者の就労機会の拡大に向け、福祉事業所の漁業参入の促進や関係団体等への意識啓発に取り組みます。
- 12 女性の雇用について、就労継続がかなう労働環境づくり、キャリアアップ支援、就労相談や研修等の再就職のための支援、再就職後のフォローアップなどに取り組みます。
- 13 育児等で離職した人が就農し、定着するための環境づくりに取り組む地域活動を支援するとともに、育児期からの就労開始プログラムの開発や実証を行います。
- 14 多言語での情報発信、文化の違いや多様性を学び合う機会を提供することで、文化的背景の異なる人びとが社会参画しやすい環境づくりを進めます。
- 15 スポーツに親しむ人びとの拡大を図るため、総合型地域スポーツクラブ^{*28}の支援やスポーツ推進月間の取組など、スポーツに親しむ機会の拡充や機運の醸成を図ります。
- 16 本県選手が国内外の大会で活躍できるよう、関係団体と連携して、育成・強化を図るとともに、本県選手等が県内に定着し、競技を継続できる環境づくりに取り組みます。
- 17 障がい者のスポーツ活動への参加機会の充実、確保を図り、スポーツを通じた障がい者の自立と社会参画を促進します。

^{*26} 社会的事業所：障がいのある人もない人も共に働く、企業等への一般就労や障害福祉サービス事業所における福祉的就労とは異なる、一定の社会的支援のもとに経済活動を行う事業体。

^{*27} ステップアップカフェ：障がい者が一般就労に向けてステップアップできる実践的な訓練の場となるとともに、障がい者がいきいきと働く姿を発信し、企業や県民の障がい者が働くことに対する理解を深めていくことをめざして、県が関係機関と連携し設置したレストランカフェ。

^{*28} 総合型地域スポーツクラブ：子どもから高齢者まで、誰でも気軽に多種目のスポーツを楽しむことができるよう、地域の人たちが主体的に運営するスポーツクラブ。

5 「教育への県民力の結集」に向けて

県民力を結集し社会総がかりで教育に取り組むためには、多様な主体それぞれが教育の当事者として、期待される役割を果たしていくことが大切です。

(1) 「学校」の役割 ～信頼される教育の実現～

◇子どもたちの可能性を「開花」させ、「生き抜いていく力」を育むこと

教員が高い志と使命感を持って子どもたちと向き合うことや家庭・地域と連携・協力することを通じ、一人ひとりの持つ可能性を「開花」させ、「生き抜いていく力」を育みます。

◇地域に開かれ、信頼される学校づくりを進めること

日頃の教育活動等の情報を、良い面も悪い面も含めて積極的に公開し、また、家庭・地域との幅広い「協創」体制を築く中で、地域に開かれ、信頼される学校づくりを進めます。

(※「学校」：幼稚園・認定こども園・保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校をいう)

(2) 「家庭」の役割 ～「心の拠り所」、そして「教育の原点」～

◇「心の拠り所」「教育の原点」として、子どもを温かく育むこと

「心の拠り所」として、安心して生活できる環境を整え、深い愛情を持って子どもを温かく育みます。また、「教育の原点」、教育の第一義的責任者として、子どもの心身の調和のとれた発達を図ります。

◇学校との連携を深め、教育効果を高め合うこと

学校との連携を深め、学力・体力の向上、道徳教育等の教育効果を相乗的に高め合います。また、「地域の教育力の源」として、PTA活動等に積極的に参画します。

(3) 「地域」の役割 ～「絆」による成長の場の創出と支援～

◇豊かな人間性を育む多様な体験・交流の機会を提供すること

住民やNPO等が連携し、異年齢・異世代の人びとの「絆」が深まる体験・交流活動や社会貢献活動など、多彩な成長の場を継続的に創出します。

◇学校を支援すること、子育てや家庭教育を応援し支えること

学校運営への参画などにより学校を支援するとともに、子育てや家庭教育を応援し支えます。また、今後こうした活動をとおして住民の交流を活性化させ、地域の絆をさらに深めていくという循環につなげます。

(4) 「企業等」の役割 ～企業等活動を通じた教育への貢献～

◇専門性等を活かし、教育活動に積極的に参画すること

インターンシップ、農業体験、環境教育、文化芸術活動への協力、施設等の提供、出前授業など、専門性等を活かし教育活動に積極的に参画します。

◇企業等活動を通じ、さまざまな側面から教育施策に貢献すること

子育てを支援する職場づくり等の教育環境の改善や、障がい者雇用による能力発揮の場の提供など、さまざまな側面から教育施策に貢献します。

(5)「高等教育機関」の役割 ～人材の輩出と地域の教育振興～

◇地域社会を牽引していく人材を輩出すること

教育機能を高め、課題探究能力を身につけた、地域社会を牽引していく人材を輩出します。また、学校の魅力向上を図り、三重で学び、働く若者の増加につなげていきます。

◇「知」の集積を地域の教育振興に還元すること

出前授業や公開講座などにより、「知」の集積を積極的に還元することにより、地域の教育振興を支援します。

(6)「行政」の役割 ～質の高い教育環境の創造～

◇質の高い教育環境を創造するとともに、必要な助言等を行うこと

行き届いた教育を行うため、質の高い教育環境を整備・実現します。また、ニーズや課題を把握・分析した上で、計画やシステムを整備し、必要な助言等を行います。

◇「教育への県民力の結集」を促進すること

「教育への県民力の結集」の実現に向け、コミュニティ・スクール制度等の推進など、必要な働きかけや支援等を行います。

(7)県と市町との役割分担

①市町の役割 ～義務教育、幼児教育の責任者～

義務教育、幼児教育を担う自治体として、自らの判断において教育行政を展開するとともに、その成果について住民への説明責任を確実に果たします。

②県の役割 ～全県的な教育水準の維持向上～

全県的な教育水準の維持向上に主体的な役割を果たします。また、教育施策を進めるにあたり、市町との意見交換、情報交換を密にし、その主体性を尊重するとともに、一層の支援に努めます。

(3) ポストサミットについて

- 三重県における「ポストサミット」とは、伊勢志摩サミットの「レガシー」を、三重の未来に生かすことです。サミット開催は三重にとって千載一遇のチャンスであり、これを一過性にせず、サミットの資産を次世代に継承していかなければなりません。

●一般に「レガシー」は遺産や受け継いだものを意味しますが、ここでは、サミットの開催により地域にもたらされる有形無形の好影響を指しており、伊勢志摩サミットの「レガシー」を次の3つに整理しています。

①知名度等の向上

- ・「日本人の心のふるさと」三重・伊勢志摩の知名度の向上や評価・関心の高まり
- ・県民と海外・世界との距離が縮まること 等

②会議自体の成果

- ・宣言、方針、共同声明等や、それらに基づく計画、取組 等

③地域の総合力の向上

- ・県民や地域の一体感の醸成 ・郷土に対する愛着や誇りの高まり
- ・地域に対する理解の深化、地域のネットワークの強化
- ・地域で自らイノベーションを起こそうとする県民の行動の活発化
- ・おもてなしの力の向上 ・「ダイバーシティ※」の視点による地域の深化
- ・県民力により世界最高峰の会議を安全・安心に開催するため取り組んだ経験 等

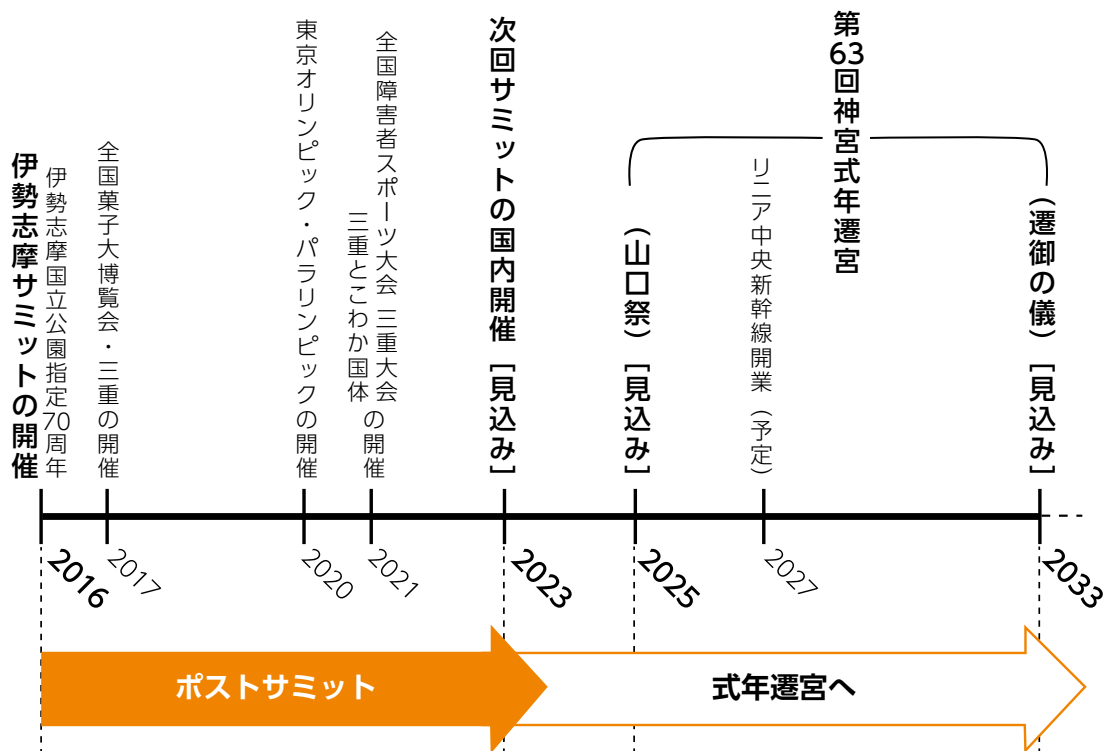
【※ダイバーシティ:違いを積極的に受け入れ活用する視点から、組織や社会として人材等の多様性を生かすこと】

(基本的な考え方)

- サミットは、三重の知名度等を高めるチャンスであるばかりでなく、県民の皆さんが郷土に対する愛着や誇りを高めたり、自分が暮らす地域に対する理解を深めたりすることにより、アクティブ・シチズンとして一層活躍する契機ともなります。また、三重と世界との距離が大きく縮まることや、信仰、性別・ジェンダーの違いや年齢差、障がいの有無に関わらず活躍する人の姿にあらためて注目が集まることに加え、自然環境や文化、産業などに多様性を有する三重のDNAが再認識されて発展・拡大することにより、三重の社会や県民の皆さんが「ダイバーシティ」の視点で深化を遂げていく契機ともなります。
- サミット開催に向けた「オール三重」による取組は、県民の皆さんがサミットの成果を地域の発展のために生かそうとする行動や、地域をより良くしようとする行動へとつながります。
そのことにより、地域の活力・魅力が高まって、観光やビジネス等さまざまな分野で三重が世界から選ばれるようになり、それが次代を担う若者や子どもたちの希望につながっていくという「正のスパイラル」が生まれ、地域の自立的かつ持続的な活性化が図られます。
- そのように、サミットのレガシーを最大限に生かし、三重の未来を持続的に発展させていくことが、「ポストサミット」の基本的な考え方です。

(具体的な取組の方向性)

- 「ポストサミット」の取組の基本的性質は、次のとおりと考えます。
 - ・ サミットが開催されるからこそ生まれる(発展する)取組
 - ・ アクティブ・シチズンとしての県民の行動を促す取組
 - ・ サミット開催後、一定期間にわたって効果が持続する取組
- そうした基本的性質を備え、三重の未来の持続的な発展に向けてサミットのレガシーを最大限に生かす取組を、次の3つの視点から展開していきます。
 - ① 人と事業を呼びこむ
(知名度等の向上を最大限に生かし、国内外の人びとと事業を呼びこむ取組)
 - ② 成果を発展させる
(サミットそのものの成果を引き継ぎ発展させる取組)
 - ③ 次世代に継承する
(サミットを通じて高まった地域の総合力を、次世代の育成や地域の魅力向上につなげる取組)
- 「伊勢志摩サミットの開催後、我が国での次のサミット開催地が決定するまで」を、本県の「ポストサミット」の期間にとらえ、長く効果が持続すると期待される取組を展開します。そして、同じく国内外からの注目を集める「第63回神宮式年遷宮」に向けて、スムーズにバトンを渡していきます。



(4) 国土強靱化(三重県国土強靱化地域計画)

(策定の背景)

- 平成 25 年 12 月、東日本大震災から得られた教訓をふまえ、必要な事前防災・減災等に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとして、「国土強靱化基本法」が成立・施行され、それを受けて、平成 26 年 6 月、「国土強靱化基本計画」(以下、「国の基本計画」)が閣議決定されました。
- 県では、国の基本計画と同時に策定された「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」(以下、「ガイドライン」)を指針として、平成 27 年 7 月に「三重県国土強靱化地域計画」(以下、「県の地域計画」)を策定しました。

(基本的考え方)

- 県の地域計画は、おおむね 10 年先を見据え、国土強靱化に関する今後の取組の方針を示す計画です。その方針に沿った具体的施策は、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」に基づいて展開し、毎年度、その進捗状況を把握して、翌年度の取組に反映させていくこととしています。
- 県の地域計画では、南海トラフ地震の発生が危惧されていること、また、近年、台風に伴う大雨等による被害が甚大化する傾向となっていること等から、対象リスクを大規模自然災害と設定しています。

(県の各種計画等との関係)

- 対象リスクを大規模自然災害としており、主に想定される自然災害は地震・津波、風水害であることから、県の地域計画の策定にあたっては、三重県の地震・津波対策の方向性と道筋を示した「三重県新地震・津波対策行動計画」および風水害対策についての「三重県新風水害対策行動計画」の内容を参考にしています。

(策定の手順)

- ガイドラインに沿い、次の手順で脆弱性評価を行いました。
 - ① 県民生活・県民経済に甚大な影響を及ぼすリスクを設定
 - ② 達成すべき目標(「基本目標」および「事前に備えるべき目標」)を設定
 - ③ 目標の妨げになる事態として、仮に発生すれば県に大きな影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定
 - ④ そのリスクシナリオごとに現状の取組を評価
- 脆弱性評価で得られた結果に基づき、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組方針(推進方針)を決定しました。

第1章 地域計画策定の基本的考え方

【策定の背景・目的】

- 国…国土強靱化基本法の施行、基本計画の策定、ガイドラインの策定
- 県…南海トラフ地震の発生の危惧、近年の風水害被害が甚大化傾向

【基本的考え方】

- おおむね 10 年先を見据えた計画
- リスク対象は大規模自然災害
- 毎年度、取組の進捗状況を把握し、翌年度の取組に反映

【県の各種計画等との関係】

- 「三重県新地震・津波対策行動計画」「三重県新風水害対策行動計画」を参考

第2章 脆弱性評価

【評価の方法】

- 想定するリスク、目標、「起きてはならない最悪の事態」を設定
- 「起きてはならない最悪の事態」ごとに現状の取組を評価

【想定するリスク】

- 大規模自然災害

【目標】

- 国の基本計画と同様の目標を設定

【起きてはならない最悪の事態】

- 国の基本計画で設定された事態をもとに、三重県の実情を踏まえ設定
(三重県の実情を反映した事態の例：帰宅困難者に「観光客」を含むこととした)

【評価結果のポイント】

- 国土強靱化に資する取組はまだ十分ではなく、引き続き取組が必要
- 建物や施設の耐震化対策などのハード対策だけでなく、ハザードマップの作成や業務継続計画（BCP）の作成等のソフト対策も必要
- 市町や企業等と連携した取組が必要

第3章 脆弱性評価をふまえた国土強靱化の取組方針

- 評価結果に基づき、今後の取組方針をリスクシナリオごとに整理

【本県の実情を踏まえた主な取組方針】

- ・土砂災害危険箇所数が多いことをふまえた土砂災害対策（リスクシナリオ 1-5）
- ・離島等への対策（2-2） ・観光県であることをふまえた観光地の防災対策（2-5）
- ・石油コンビナート等の防災対策（5-3） ・外国人住民向けの防災対策（8-3）

第4章 計画の推進と不断の見直し

- 国の基本計画や県内市町の地域計画と連携し、取組を推進
- 毎年度、進捗状況を把握し、翌年度の取組に反映

5 みえ県民カビジョン

第1編 基本理念 県民力でめざす「幸福実感日本一」の三重

第1章 私たちの置かれている状況～パラダイム^{注1}の転換～

私たちの社会には、大きな枠組みの変化が起こっており、日本は明治維新、第二次世界大戦の終戦に次ぐ「第三の分水嶺^{注2}」ともいうべき大きな転換期を迎えています。

平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災、9月に発生した紀伊半島大水害^{注3}により、私たちは自然の脅威を見せつけられました。東日本大震災では、強大な津波等により死者・行方不明者は2万人にも及び、被災地への直接的な被害額は、約16.9兆円にのぼりました。原子力発電所の事故を併発し、放射性物質による汚染が拡大して、多くの住民が避難を余儀なくされています。

私たちは、このような大災害に直面し、命の尊さ、家族や地域との絆の重要性を再認識しました。

私たちには、災害は必ず起こるものとして意識し、行政の力や堤防などの施設に頼りすぎることなく、互いに助け合うとともに、一人ひとりが備えに当たることが求められています。

また、原子力発電所の事故の影響で、エネルギー政策の根本的な見直しを迫られるとともに、資源には限りのあることをあらためて認識させられました。地球規模の環境問題への対応が、持続可能な発展を続けるための国際的な課題となってきましたが、地球温暖化を防止するための方策についても見直しを求められています。

国の推計によれば、日本の人口は、減少局面にあるとみられています。今後、私たちは、人口減少社会の本格的な到来と向き合うこととなります。人口の減少と並行した少子高齢化の一段の進行は、地域コミュニティや経済、産業など、私たちの社会のあらゆる面に大きな影響を及ぼす懸念があります。現在の社会保障制度をはじめ、人口が増加することを前提に作られた仕組みを見直すなど、人口減少と超高齢社会に的確に対応していくことが必要です。

平成20（2008）年に、リーマンショック^{注4}に端を発する世界同時不況に見舞われ、また、東日本大震災後には、欧米諸国の財政・経済の先行きの不透明さが、過去最高水準の円高を引き起こしています。日本の経済や産業は、国内だけではなく海外の情勢に大きな影響を受けるようになっており、もはや世界市場の一部となっていることを認識する必要があります。グローバル競争への対応を一段と進め、知識集約型産業への転換を図ることと併せて、危機に強い地域循環型の産業を育成するなど、強じんて多様な産業構造に変えていくことが求められます。

行政の面においても、こうしたパラダイムの転換を十分に認識し、政策を柔軟に見直していくことが求められます。現金給付によるセーフティネットのように全国一律の仕組みと、地域の多様性を重視し、その自主性に委ねる仕組みの整理が必要です。

国および地方の債務残高^{注5}は1,000兆円を超え、将来の世代、私たちの子や孫の世代への負担を考えたとき、もはや放置できない状態にあります。加えて、東日本大震災からの復興に多大の経費を要することなどから、財政面で厳しい制約があるとの前提に立って、真に

行政が取り組むべきものへ転換することについて、合意形成を図っていくことが必要です。

このような厳しい現実を前に、私たちは安易にバラ色の未来を描くことはできません。現実を直視した上で、私たちが自ら行動することで社会を変革し、転換期に対応していくことが求められています。

注) 1 パラダイム：ある時代や分野において支配的規範となる「物の見方やとらえ方」のこと。

注) 2 分水嶺：異なる水系の境界線をさす地理用語。ここでは時代の転換点の意味で用いています。

注) 3 紀伊半島大水害：平成 23（2011）年 9 月に発生した台風 12 号に伴う豪雨による大災害について、その貴重な教訓を次代に継承するため、三重県・奈良県・和歌山県において統一的な名称として用いることとしたもの。県内では、死者 2 名、行方不明者 1 名、1,227 棟にのぼる家屋損壊、道路・河川堤防等の公共施設の損傷など、甚大な被害が発生しました。[平成 24 年 1 月 21 日現在]

注) 4 リーマンショック：平成 20（2008）年 9 月に米国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズの破綻が世界的な金融危機の引き金となったことをさした表現。

注) 5 国および地方の債務残高：ここでは、経済の実態把握および国際比較に資するため、世界共通の基準（SNA）に基づき、一般政府（中央政府、地方政府および社会保障基金）の金融負債残高を体系的に集計した数値である一般政府総債務（内閣府経済社会総合研究所）を用いています。

第 2 章 三重の持つ力と課題

私たちは、このような転換期において、三重が持つ力や課題を十分に認識した上で、新しい三重づくりに取り組んでいく必要があります。

名古屋、大阪の両大都市圏にまたがる三重は、東西文化の交わるところに位置し、南北に長く多彩な県土、豊かな自然の恵みを有しています。縦横に発達した街道交通の要衝として県内各地がにぎわい、人、情報、文化等の交流の場が形成され、それぞれの地に住む人びとが先人から受け継いだ自然、歴史、文化等を育てている、多様性に満ちた地域です。

一方、県北部と県南部とでは、地理的・経済的な要因等を背景として、さまざまな面で格差が生じており、こうした地域間格差の解消が求められています。

三重は、古くから幾たびも大規模な自然災害に見舞われながら、これを克服してきました。江戸時代末期の嘉永 7（1854）年に発生した伊賀上野地震をはじめとして、昭和 19（1944）年の東南海地震、昭和 21（1946）年の南海地震、あるいは昭和 34（1959）年の伊勢湾台風などにより、大きな被害を受けてきました。

このような大規模な自然災害に見舞われるたび、私たちの先人は、力を合わせて、地域の復旧・復興に取り組み、災害から得た教訓を次代へ伝えてきました。

近年、大規模地震および津波の発生、台風の大型化等が懸念され、局地的大雨が頻発する中、こうした自然災害への対策を講じていくことが喫緊の課題となっています。

三重は、政治、経済の分野のほか、文化やスポーツの分野でも、世界的に著名な人物を輩出してきました。

近年では、三重出身の選手がオリンピックやパラリンピックで金メダルを獲得するなど、アスリートの活躍は私たちに夢と感動を与えてくれています。

一方で、全国学力・学習状況調査の結果などから、三重の小・中学生の学力、体力の向上や、国際的に通用する人材の育成など、次代を担う人づくりの重要性が増しています。また、県民の皆さんに活力を与え、地域の一体感を醸成する上で、スポーツの持つ力に注目が集まっています。

江戸時代から木綿の産地であった伊勢平野は、戦前から紡績産業の一大集積地でしたが、高度経済成長期に、石油化学コンビナートの整備や企業誘致によって、ものづくりの拠点として発展し、その後も、戦略的な企業誘致に積極的に取り組んだ結果、2000年代半ばには半導体や液晶関連産業などの大規模投資が相次ぎました。県経済は好調に推移し、1人あたり県民所得が平成19（2007）年には全国で5番目になりました。

しかし、平成20（2008）年秋に発生した世界同時不況の影響により、一転して同年の1人あたり県民所得は全国一の下落率となりました。雇用においても、平成21（2009）年6月の有効求人倍率は過去最低の0.40倍にまで低下しました。

三重には、素材・部材産業から加工組立産業に至る生産・研究施設の集積や高い技術力で全国や世界に高いシェアを誇る中小企業が多く存在することから、このような強みを生かすことで、県内産業の競争力を高め、強じんな構造にしていくことが重要です。

また、三重は、恵まれた自然環境を背景にして、おいしい食べ物に恵まれており、伊勢エビ、アワビなどの海産物や松阪牛などのブランド産品を生産しています。

一方で、農林水産業の就業者数は、平成2（1990）年の6万7千人から平成17（2005）年には4万5千人へと3割以上減少するとともに高齢化が進行しており、担い手問題が一段と深刻化しています。

さらに、三重は、「おかげ参り」など古くから国内の人びとを集めた伊勢をはじめ、魅力ある観光地と多くの観光資源を有しています。20年に一度、遷宮に向けた諸行事が行われる伊勢志摩地域や「熊野古道」が世界遺産登録された東紀州地域など、独自の魅力を有する地域がたくさんあり、また、全国的にも有名な複合レジャー施設等も存在しています。

広域的な交流・連携や経済活動を支える高速道路網の整備が進められ、平成18（2006）年には紀勢自動車道の一部が、平成20（2008）年には新名神高速道路が開通したことなどにより、県内への観光入込客数は順調に増加してきました。

東日本大震災や紀伊半島大水害などの影響から観光入込客数の減少が懸念されますが、遷宮以降も観光産業が県内経済をけん引する産業として発展するように取組を進める必要があります。

このように三重は、さまざまな力を持った魅力に満ちた地域です。地域の持つ力、三重の力を再認識し、さらにその力を伸ばしていくとともに、国内外に認められるように情報発信していくことで、大きな時代の転換期において私たちが直面する課題を克服できるのではないのでしょうか。

第3章 県民力による「協創」の三重づくりへ

私たちは、パラダイム転換を伴う時代の分水嶺^{れい}に立ち、将来に対する不安や閉塞感を抱いています。ここで立ち止まっていたら、私たちに明るい未来はありません。分水嶺^{れい}の先にある社会、新しい三重を創造するために、勇気と気概を持って、スタートを切る必要があります。

安全・安心への備え

新たな世界に向かって存分に自分の能力を発揮するためには、命と暮らしの安全・安心を確保することが前提になります。

東日本大震災や紀伊半島大水害などの災害で明らかになったように、自然災害から命を守るためには、技術を過信してはならず、また、他人任せにすることはできません。私たちは、自分たちの命は自分たちで守る、という意識を持った上で、歴史の中で育まれてきた先人の知恵や周りの人びとの力を借りながら、あるいはまた、周りの人びとへ自分の力を提供しながら、力を合わせて取り組むことが求められています。

また、私たちの人生には、さまざまなリスク、不安要素があります。病気や事故、犯罪、老後の生活など、人それぞれの不安を抱えており、自分たちの能力を発揮するために、その不安をなくしていくことが求められます。特に、人口減少と超高齢社会を迎え、かつてのような高度経済成長は見込めない中で、命と暮らしの安全・安心を支える仕組みについて、世代を問わず私たち自身のこととして考え、国にも働きかけて、将来にわたって持続可能なものとなるようにしていくことが必要です。

今ある力の発揮と新しい力の開拓

私たちには、新しい三重を創るために、今ある力を最大限発揮することが求められています。

第2章で見たように、三重はさまざまな資源に恵まれた魅力ある地域です。

こうした恵まれた資源や人びとの知恵や能力など、今ある力を再認識し、生かしていくことが必要です。また、私たち自身が気づいていない資源を発掘し、新たな力を開拓していくことも大切です。価値あるものを創り出すだけでなく、積極的に国内外へ発信し、さらにその価値を理解してもらう必要があります。

私たちは、このように今ある力を発揮し、新しい力を開拓することで、「すごいやんか!」と思えるような地域の魅力や価値を見だし、磨き上げ、日本をリードしていく役割を果たしていくことができるようになります。このことは、視点を変えれば、新しい三重づくりの中で、私たち一人ひとりが、いきいきと活動することができる社会ということができます。

自立し、行動する県民（アクティブ・シチズン^{注6}）へ

安全・安心を脅かすものに備え、今ある力を発揮し、新しい力を開拓することによって、新しい三重を創るために、私たち一人ひとりが力を注いでいくことが必要です。

しかし、一人ひとりの力には限界があります。さまざまな事情により社会で十分に力を発揮できないでいる人たちや社会的に弱い立場に置かれた人たちもいます。こうした人びとが社会の一員として多様な人びととつながりを持ち、共に生きることのできる社会に変えてい

く必要があります。

私たちは、誰もが自分の夢や希望を持ち、その思いを実現するために生きています。夢や希望を持って人生を主体的によくしていこうとする力や、住んでいる地域をよくしていこうとする力を発揮できたときに、私たちの人生は輝きます。

私たちは自立し、行動する県民（アクティブ・シチズン）でありたいと思います。

「自立し、行動する」とは、一人で生きることではなく、自らの判断と責任のもとで、公共心を持って社会の一員として生きていくことです。地域社会や企業などの一員として、進んで責任を果たしていくことです。

身の回りの家族や地域の絆を大切なものととらえ、その中で自分にできることに取り組んでいきます。私たち一人ひとりが夢の実現に向け、希望を持って生きていくことができるように、私たちがみんなで支え合うことにより、さまざまな課題に取り組んでいく必要があります。

私たちは、人生のさまざまな局面で、家族として、ご近所や同じ地域に住む者として、性別や年齢などにとらわれず、県民としてのいろいろな力を発揮し、助け合い、支え合っています。

三重には、全国に先駆けて、県民がそれぞれの役割分担のもとに協働し、「公」^{おみやげ}を担ってきた実績^{注7}があります。その積み重ねを生かし、さらに深化させ、私たちそれぞれが「公」を担う主体として自立し、行動することによって、新しい三重を創ることができると考えます。

注) 6 アクティブ・シチズン：社会における自らの役割と責任を自覚し、積極的に社会に参画する住民をあらわす言葉です。アメリカ合衆国の第35代大統領であるJ・F・ケネディが、大統領就任演説の中で、「祖国があなたに何をしてくれるのかを尋ねてはなりません。あなたが祖国のために何ができるかを考えて欲しい。」とアクティブ・シチズンである必要性を訴えた言葉が有名です。

注) 7 「公」を担ってきた実績：三重県では、平成10（1998）年に、全国に先駆けて「みえパートナーシップ宣言」を行い、いち早く県民と行政との協働に取り組んできました。

県民力による「協創」の三重づくり

私たちが創りあげようとする新しい三重は、次の三つのことがイメージされる社会です。

まずは、さまざまな生活のリスクに対して、社会全体で備える仕組みが整い、住み慣れた地域で安心して暮らせることです。このことがあって、私たちは自らの夢や希望の実現に向けて行動することができます。

次に、私たち一人ひとりが、人生のステージに応じて、自らの未来を切り拓くために必要な能力を身につけ、個性や能力を発揮して自由に生き方を選択し、地域の中で活動できることです。

最後に、三重という地域が強みを生かして発展し、私たちの生活や地域の活力を支える産業が活発であり、働きがいのある仕事に就くことができます。

私たちは、それぞれが「公」を担う主体として自立し、行動することで、協働による成果を生み出し、新しいものを創造していくことを「協創」と呼び、みんなで力を合わせて新し

い三重を創る「県民力による『協創』の三重づくり」を進めていきたいと考えます。

「協創」について

私たちは、これまで個人、企業、地域の団体といったさまざまな立場で、行政との役割分担のもと、「公」の領域を共に担う「協働」を進めてきました。

さまざまな分野で「協働」が進められてきましたが、行政が主導した活動の「場」と役割分担のもとに参画することにとどまっている場合も少なくなく、私たちそれぞれの主体的な活動には至っていないものもあります。

これからは、これまで実践を重ね、蓄積してきた「協働」の現場での経験と課題をもとに、私たちが「公」を担う主体として自立し、行動することで、協働による成果を生み出し、新しいものを創造していく段階に進んでいく必要があるとの思いから「協創」という言葉を使用しています。

第4章 新しい豊かさモデル～「幸福実感日本一」の三重

私たちは自立し、行動する県民として、「協創」により新しい三重をみんなで創っていきます。新しい三重づくりは、私たち一人ひとりにとってどのような意味を持つのでしょうか。

幸福の考え方の変化

私たちは、どんな時代にあっても幸福でありたいと願っています。人は、社会との関わりの中で、自らの求めるもの、こうあって欲しいという思いが満たされたとき、幸福を感じることができます。求めるものは、時代背景により変化するため、私たちの幸福観も変わっていきます。

戦後の長い間、私たちはモノを所有すること、つまり、物質的な豊かさに幸福を感じ、それは日本経済が大きく成長していく中で満たされてきました。

その後、「物の豊かさから心の豊かさへ」といわれたように、私たちの価値観は変化し、多様化しました。また、いわゆるバブル経済崩壊後、右肩上がりの成長が望めなくなった社会経済情勢の変化の中で、人びとの幸福に対する考え方も変化していきました。

物質的な豊かさだけでは得られない幸福とは何か、私たちは試行錯誤してきたと言えるでしょう。そのような中で発生した東日本大震災は、一人ひとりの生き方や社会のあり方についても、根本からの見直しを迫るものとなりました。

幸福を実感するために

一人ひとりの価値観、考え方により、求める幸福の形、内容はさまざまです。しかし、幸福とは自分の夢や希望を持ち、その実現に向けて行動し、自らの生き方に価値を見いだすことで得られるものであり、身近な人や社会とのつながりの中で、自分の存在が認められることによって実感できるものだと、私たちは考えます。

私たち一人ひとりが幸福を実感するために必要なことは、

- ・自らと家族や仲間の、命と暮らしの安全の確保に最善を尽くした上で、
- ・個性や能力を発揮して自由に生き方を選択し、自らの夢や希望に向かって挑戦を続け(失敗をすれば再挑戦をし)、
- ・自分の住む地域やふるさとに誇りを持ち、社会に貢献し人の役に立つ喜びを感じ、
- ・いきいきと働き、生活の豊かさを実感する

ことではないでしょうか。

一人ひとりがこうして夢や希望の実現に向けて行動するためには、個人を支える社会の側に、失敗しても何度でも挑戦し続けられるような仕組みが確保されていること、全ての人が社会に参画できるよう必要な支援が得られること、仲間や地域のために主体的に行動しようとする人びとをお互いに支え合う仕組みが整っていることが必要です。

新しい豊かさモデル～「幸福実感日本一」の三重をめざして

私たちは、新しい三重づくりを、安全・安心を脅かすものに備え、今ある力の発揮と新しい力の開拓によって可能となるものと位置づけ、県民力による「協創」で行うことを提案しました。

こうした三重づくりに、私たちが自立し行動する主体として、自分自身の人生をデザインし、それぞれの立場で参画すること、そのこと自体で幸福を実感することができると思えます。

新しい豊かさとは、自ら力を発揮する機会を見だし、主体的に社会づくりに関わることで、すなわち、アクティブ・シチズンとして活動することによって得られるものではないでしょうか。そして、私たちのこのような生き方こそが、時代の分水嶺^{れい}の先の新しいモデルになると考えます。

私たちみんなで力を合わせ、県民力を結集して、「日本一、幸福が実感できる」と胸を張ることができる新しい三重、すなわち「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」を創っていきましょう。

第2編 基本理念を実現するための県政の展開

県政運営の基本姿勢

第1編で示された基本理念の実現に向けて、県民の皆さんが主体となって新しい三重づくりが進むように、県政を運営していきます。県民の皆さんとしっかり「協創」の取組を進めることができ、幸福実感が高まるように、県政運営の基本姿勢やあり方を変えます。

第1節 県民との「協創」の取組を進めるために

これからの県政は、県民の皆さんを、サービスの受け手（顧客）としてとらえるのと同じ重みで、新しい三重づくりの主体としてとらえます。県民一人ひとりが社会の担い手として参画し、活動でき、その上で成果を生み出せるように、事業を展開していく必要があります。

社会への参画をサポートします

県民一人ひとりが自らの意欲と能力に応じて、積極的に社会に参画することができるよう、自立し行動する県民となるための支援を行います（県民力養成支援）。

さまざまな事情から社会で十分に力を発揮できないでいる県民の皆さんも、自分らしく生き、社会で活動することができるよう、社会全体で支え、全ての県民の皆さんとの「協創」の取組を進めることをめざします。

絆づくりをサポートします

県民の皆さんがさまざまなつながり、絆のもとに、社会で活動することが広がるよう、仲間で一緒に社会をよくする取組への支援を行います（県民力拡大支援）。

企業や団体の行う社会貢献活動、NPOや社会起業家による取組など、さまざまな主体の行う「公」を担う活動を結びつけ、活動の輪を広げていきます。

活躍できる場を増やします

県民の皆さんが主体として活躍できる場が増えるよう、これまで県が主導してきた場を開放していくなど、県の事業のあり方を見直します（県民力発揮支援）。

参画のモチベーションが高まり、持続的な活動につながるよう、県民の皆さんと一緒に取り組んだ事業の成果についても共有する取組を進めます。

第2節 県民に成果を届けるために

県政は、県民の皆さんのニーズに的確かつ迅速に応えた上で、その成果が実感されるものにならなければなりません。県民の皆さんへの成果を第一に考え、より高めていくため、課題が発生している現場の実態を把握するとともに、課題に応じて最も適した行政主体がその役割を担えるよう、市町、他府県、国との関係を変えていきます。

現場重視で事業を進めます

県政のさまざまな課題は、県民の皆さんの生活の現場に存在します。県民の皆さんに最も身近な自治体である市町や県民の皆さんとの直接対話の機会などを通じて、より現場に近いところでのニーズ把握に努めます。また、課題ごとに、どんな関係者（ステークホルダー）がいるのかを的確に把握し、県の内部だけでなく、関係する県民の皆さんと協議しながら、事業を進めていきます。

県が取り組んだ事業の成果については、積極的に情報発信し、より多くの県民の皆さんに知っていただくとともに、それに対するご意見を受け止め、より成果を上げることのできる事業へと改善していきます。

市町との連携を強化します

住民に最も身近な自治体である市町との連携をより強化していきます。

市町が地域の実情に応じて、より適切な行政サービスを提供することができるよう、県から市町への権限移譲を進めるとともに、県に必要とされる専門性を高めるなどして、市町の実情に応じた支援を行います。

また、市町の区域を越える課題について、県としての役割を果たすために関係市町と連携して、調整役を担ったり、連携の核となるなどの取組を進めます。

なお、地理的・経済的に不利な条件にある地域の多い県南部については、若者をはじめあらゆる世代の住民が住み続けることができるよう、市町と連携して活性化に取り組みます。

県域を越える広域行政を進めます

県境を越えて広域化する経済活動や県民生活の実態などをふまえ、他府県との交流・連携を進めます。とりわけ、防災、観光、医療など県民の皆さんにとって、よりよい成果を得る上で有効な分野においては、広域的な防災訓練の実施や観光ルートの提案、ドクターヘリの共同運航などに積極的に取り組みます。

また、無料職業紹介、相談業務など国の事業のうち、県が行うことで県民の皆さんによりよいサービスを提供することができるものについては、既存の役割分担にこだわらず、事務・権限の移譲を積極的に求めていきます。

第3節 県民の信頼をより高めるために

県政に対する信頼をより高め、自立し行動する県民の皆さんと共に新しい三重を創っていくために、県もまた、自立した地域経営を実現する必要があります。

職員力の向上を進めます

県民の皆さんとの信頼関係を高め、「協創」の取組を進めるには、職員のさらなる意欲と能力の向上が求められます。職員一人ひとりが、県民の皆さんと共感できる感性、リスクを素早く察知する感性を持ち、自ら発信し、行動できるように、職員力の向上に向けた人づくりを進めます。

持続可能な財政運営に努めます

社会情勢の変化に対応し、県民の皆さんのニーズにあった事業を展開するため、徹底した無駄の排除と、「選択と集中」による戦略的な取組の推進を図ります。また、将来世代に負担を先送りしない持続可能な財政基盤の確立に向けた取組を進めます。

県政運営の仕組みを見直します

県政を着実に推進するため、県政運営の仕組みについて、時代の変化に適應しているか、また、県民の皆さんに成果を届けられるものになっているかなどの観点から不断の改善に取り組みます。

みえ県民カビジョン・第二次行動計画

平成 28 (2016) 年 4 月

三重県戦略企画部企画課

〒 514-8570 津市広明町 1 3 番地

T e l : 0 5 9 - 2 2 4 - 2 0 2 5

F a x : 0 5 9 - 2 2 4 - 2 0 6 9

E-mail : kikakuk@pref.mie.jp

URL:<http://www.pref.mie.lg.jp/VISION/index.htm>



みえ県民カゴ ビジョン

第二次行動計画

三重県

